

(第一類 第五号)

第七十二回国会 大蔵委員会 議 録 第二十七号

(四七二)

昭和四十九年四月二十四日(水曜日)

午前十時三十一分開議

出席委員

委員長 安倍晋太郎君
理事 浜田 幸一君 理事 松本 十郎君
理事 村山 達雄君 理事 森 美秀君
理事 山本 幸雄君 理事 山田 址目君
理事 増本 一彦君
理事 伊藤宗一郎君 宇野 宗佑君
金子 一平君 鴨田 宗一君
栗原 祐幸君 小泉純一郎君
塩谷 一夫君 中村 弘海君
坊 秀男君 村岡 兼道君
毛利 松平君 山下 元利君
佐藤 観樹君 高沢 寅男君
広瀬 秀吉君 松浦 利尚君
武藤 山治君 山中 吾郎君
荒木 宏君 小林 政子君
広沢 直樹君 内海 清君
竹本 孫一君

出席國務大臣

國務大臣 内田 常雄君
(経済企画庁長官)
大蔵大臣臨時代理

出席府委員

人事院事務総局 茨木 広君
給与局長 柳田桃太郎君
大蔵政務次官 辻 敬一君
大蔵省主計局次 増岡 博之君
運輸政務次官 住田 正二君
運輸省鉄道監督 住田 正二君
局国有鉄道部長 武藤 山治君
委員外の出席者 日本専売公社総務理事 斎藤 欣一君

日本専売公社管理調整本部職員 後藤 正君
部長 日本国有鉄道共済事務局長 清水 晋君
大蔵委員会調査室長 末松 経正君

委員の異動
四月二十四日

大西 正男君 補欠選任 中村 弘海君
荒木 宏君 米原 昶君
同日 荒木 宏君 補欠選任 大西 正男君
中村 弘海君 荒木 宏君
米原 昶君

四月十一日

電源開発促進税法案(内閣提出第六七号)
電源開発促進対策特別会計法案(内閣提出第六八号)

同月十三日

国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案(武藤山治君外六名提出、衆法第二五号)
公共企業体職員等共済組合法等の一部を改正する法律案(武藤山治君外六名提出、衆法第二六号)

同月五日

有線放送電話に対する税制の特別措置に関する請願(住持君紹介)(第三四八七号)
同外二件(木野晴夫君紹介)(第三五五四号)
同外二件(塩崎潤君紹介)(第三五五五号)
同外三件(關谷勝利君紹介)(第三五五六号)
同外十五件(足立篤郎君紹介)(第三六五一号)

同外五件(井出一太郎君紹介)(第三六五二号)
同外八件(上村千一郎君紹介)(第三六五三号)
同外六件(小沢貞孝君紹介)(第三六五四号)
同外九件(大石千八君紹介)(第三六五五号)
同外三十三件(大久保武雄君紹介)(第三六五六号)

同外二件(小川平二君紹介)(第三六五七号)
同外七件(海部俊樹君紹介)(第三六五八号)
同外六件(梶山静六君紹介)(第三六五九号)
同外二件(唐沢俊二郎君紹介)(第三六六〇号)
同外十二件(吉川久衛君紹介)(第三六六一号)
同外五件(栗原祐幸君紹介)(第三六六二号)
同外一件(小平久雄君紹介)(第三六六三号)
同外一件(小平忠君紹介)(第三六六四号)
同外六件(小坂善太郎君紹介)(第三六六五号)
同外二件(佐々木良作君紹介)(第三六六六号)
同外二十六件(田中六助君紹介)(第三六六七号)
同外六件(高見三郎君紹介)(第三六六八号)
同外七件(中尾安君紹介)(第三六六九号)
同外十三件(丹羽高四郎君紹介)(第三六七〇号)
同外十三件(丹羽兵助君紹介)(第三六七一号)
同外五件(羽田孜君紹介)(第三六七二号)
同外七件(橋本登美三郎君紹介)(第三六七三号)
同外十一件(藤尾正行君紹介)(第三六七四号)
同(坊秀男君紹介)(第三六七五号)
同外十五件(渡辺美智雄君紹介)(第三六七六号)

同月八日
有線放送電話に対する税制の特別措置に関する請願外九件(伊能繁次郎君紹介)(第三八七九号)
同外五件(稻葉修君紹介)(第三八八〇号)
同(日井莊一君紹介)(第三八八一号)
同外四件(大竹太郎君紹介)(第三八八二号)
同外五件(大野市郎君紹介)(第三八八三号)
同(飯谷忠男君紹介)(第三八八四号)
同(久野忠治君紹介)(第三八八五号)

同外三件(染谷誠君紹介)(第三八八六号)
同外十件(高島修君紹介)(第三八八七号)
同外七件(徳安實藏君紹介)(第三八八八号)
同外八件(中尾榮一君紹介)(第三八八九号)
同外一件(中尾安君紹介)(第三八九〇号)
同外十二件(中垣國男君紹介)(第三八九一号)
同外十件(浜田幸一君紹介)(第三八九二号)
同外十八件(藤本孝雄君紹介)(第三八九三号)
同(三池信君紹介)(第三八九四号)
同外二件(水野清君紹介)(第三八九五号)
同(森美秀君紹介)(第三八九六号)
同外四件(山下徳夫君紹介)(第三八九七号)
同外六件(渡辺紘三君紹介)(第三八九八号)

同月十日

有線放送電話に対する税制の特別措置に関する請願外十三件(安倍晋太郎君紹介)(第四〇八三号)
同外一件(阿部喜元君紹介)(第四〇八四号)
同外七件(荒瀬清十郎君紹介)(第四〇八五号)
同(有田喜一君紹介)(第四〇八六号)
同外六件(井原岸高君紹介)(第四〇八七号)
同外二件(伊東正義君紹介)(第四〇八八号)
同外一件(今井勇君紹介)(第四〇八九号)
同外十一件(宇野宗佑君紹介)(第四〇九〇号)
同外六件(上田茂行君紹介)(第四〇九一号)
同外四件(植木庚子郎君紹介)(第四〇九二号)
同(江藤隆美君紹介)(第四〇九三号)
同外二件(小此木彦三郎君紹介)(第四〇九四号)
同外二十三件(小澤太郎君紹介)(第四〇九五号)
同外二件(小沢辰男君紹介)(第四〇九六号)
同外十五件(小淵恵三君紹介)(第四〇九七号)
同外四件(越智伊平君紹介)(第四〇九八号)
同外二件(大野明君紹介)(第四〇九九号)
同外三十件(加藤六月君紹介)(第四一〇〇号)
同外三件(金子一平君紹介)(第四一〇一号)

第一類第五号

大蔵委員会議録第二十七号

昭和四十九年四月二十四日

した場合におけるその退職の前後における医療給付等の激変を避けるため、退職後も引き続いて短期給付が受けられるよう新たに任意継続組合員の制度を設けることとしたしております。

第六に、恩給における措置にない、恩給公務員期間等を有する七十歳以上の高齢者等に支給する年金の額につきまして、その年金の基礎となる恩給公務員期間等の期間が退職年金を受け最短期間年金をこえるときは、そのこえる年数一年につきその年金の額の算定の基礎となる俸給年額の三分の一に相当する額を増し増して支給する等の措置を講ずることとしたしております。

第七に、掛け金及び給付の算定の基礎となる俸給の最高限度額につきまして、現行の二十二万円を、公務員給与の改定状況を勘案して、二十四万五千円に引き上げることとしたしております。

このほか、公庫等職員期間を組合員期間に通算する場合の条件を緩和するとともに、恩給における措置にない、外国政府職員等の期間を組合員期間に通算する場合の通算条件を緩和すること、公務による廃疾年金及び公務傷病にかかる死亡の遺族年金について最低保障額を引き上げること等所要の措置を講ずることとしたしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその概要であります。

何とぞ、御審議の上、すみやかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○安倍委員長 増岡運輸政務次官。

○増岡政府委員 ただいま議題となりました昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして、御説明申し上げます。

この法律案は、公共企業体の共済組合が支給しております退職年金等につきまして、このたび別途本国会に提案されております恩給法等の一部を改正する法律案による恩給の額の改定措置に準じ

て年金額を引き上げることとするほか、国家公務員共済組合制度等の改正と同様に遺族年金の扶養加算制度及び短期給付の任意継続制度の創設等の措置を講ずるため、所要の改正を行なうとするものであります。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

恩給法の改正に伴う措置といたしましては、第一に、公共企業体の共済組合が支給しております退職年金等のうち、昭和四十八年三月三十一日以前に給付事由が生じたものにつきまして、年金額の算定の基礎となった俸給を二三・八%を限度として増額し、昭和四十九年十月分（通算退職年金）につきましては、十一月分）から年金額の引き上げをはかることとしたしております。

第二に、高齢者及び妻子等を優遇するため、最短期間年金をこえる旧国家公務員共済組合法による組合員期間等を有する七十歳以上の者が受ける退職年金等またはこの者にかかる遺族年金のうち七十歳以上の者、妻、子もしくは孫が受けるものにつきましては、その年金額を、右に申し述べたところにより引き上げるとともに、さらに最短期間年金をこえる期間に応じ増し増しをし、昭和四十九年十月分から支給することとしたしております。

第三に、旧国家公務員共済組合法に基づく退職年金等の最低保障額を引き上げるとともに、公共企業体職員等共済組合法に基づく退職年金等につきましても、新たに同様の最低保障制度を設けることとしたしております。

このほか、外国政府職員または外国特殊法人職員としての在職期間を組合員期間に通算する条件を緩和すること等の措置を講ずることとしたしております。

また、国家公務員共済組合制度等の改正と同様の措置といたしましては、第一に、遺族年金を受ける者に扶養遺族がいる場合には、扶養遺族の数に応じて加算し、遺族年金の額を引き上げることとしたしております。

第二に、組合員が退職をした場合におけるその退職の前後における医療給付等の激変を避けるため、退職後も一年間に限り引き続いて短期給付を受け、また福祉事業を利用することができるとこととしたしております。

このほか、公共企業体の要請に応じて公団等に転出した復帰希望職員の公団等職員としての在職期間を組合員期間に通算する条件を緩和すること等の措置を講ずることとしたしております。

以上が、この法律案を提案する理由であります。何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御賛成いただきますようお願い申し上げます。

○安倍委員長 武藤山治君。

○武藤（山）議員 ただいま議題となりました国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案及び公共企業体職員等共済組合法等の一部を改正する法律案につきまして、提出者を代表して、提案の理由とその内容の概要を御説明いたします。

最近の異常な物価上昇は、狂乱物価、投機物価といわれ、卸売物価、消費者物価ともに二〇%をこえる状態となっており、勤労国民の生活はますます圧迫されております。勤労者の賃金は実質的に切り下げられ、賃金の引き上げも物価のあと追いにすならぬのが現状であります。このようなインフレ物価高のもとで、とりわけ被害の大きい、いわゆるインフレ弱者といわれるのが各種年金生活者であり、福祉関係者であるというまでもありません。今日の事態を招いた根本原因である高度成長政策は、我が国の社会保障整備を放置し、経済発展の名による社会的弱者切り捨ての政策にほかならなかつたのであります。成長より福祉へ、産業より生活への転換が国民の緊急に要求しているものであり、いまこそ、経済政策、社会福祉政策をはじめとした政策の根本的転換が必要なのであります。

インフレは国民生活を破壊し、所得格差の拡大、富の偏在など弱者にそのしわ寄せをもたらし、社会的平等等をさらに拡大するものであります。したがって、今年の国民春闘がインフレ政策に反対し、インフレ弱者救済を要求しているのは当然の国民的課題なのであります。また、その国の文化水準、福祉水準は、高齢者、母子世帯、社会福祉施設生活者の生活水準を見れば明らかになるといわれております。

このような観点から、現在の国家公務員及び公共企業体職員の共済組合の現状を見ますと、その実態はきわめて憂慮すべき状態に置かれているのであります。国家公務員、公共企業体職員及びその遺族が、退職後、人間らしい生活を保障し得る年金を受け、病気になることも経済的不安のないようにすることは、共済組合の趣旨に照らしても当然の任務であります。

さらに、最近の医療費の急激な増高は、各種共済組合の短期給付財源の収支を悪化させ、組合員に過重な負担をかける掛け金の引き上げを余儀なくし、また長期給付におきましても、数年来の消費者物価の上昇とここの一年間の物価の暴騰のもとで、年金受給者の生活は極度に逼迫しているのが実情であります。

このような事態に直面し、共済組合制度を充実強化するため、給付内容を大幅に改善し、財源については賦課方式を採用し、かつ、国の負担割合を引き上げ、あわせて共済組合制度が組合員の福祉の増進のために運用されるよう規定を整備するほか、退職者についての短期給付の特例等の措置を講ずることは、緊急かつ重要な課題となつているのであります。

以上の立場から、共済組合の短期給付及び長期給付の改善充実等をはかるため、両法案を提出いたした次第であります。

次に、法案の内容につきまして、その概要を御説明いたします。

まず第一は、共済組合の給付に要する費用につき、国の負担割合を引き上げ、組合員の負担の軽減をはかることとあります。すなわち、短期給付に要する費用につきましては、現在、国と組合員の負担が百分の五十ずつとなつておりますのを、国の負担割合百分の七十、組合員の負担割合

百分の三十とし、長期給付に要する費用につきま
しては、現在国の負担割合百分の五十七・五、組
合員の負担割合百分の四十二・五となつておりま
すのを、国の負担割合百分の八十、組合員の負担
割合百分の二十としたのであります。

第二に、将来の積み立て方式による長期給付の
財政方式を改め、これを賦課方式に切りかえたこ
とであります。後に申しますように、本法案は長
期給付の給付内容を大幅に充実させ、また年金の
スライド制を実施することとしたのであります。
が、このような給付内容の充実のためには、従来
からの積み立て方式では限界があるため、新たに
賦課方式を採用したものであります。三年を一
期とする期間を単位として、掛け金、国の負
担金は、その期間内における給付に要する費用と
均衡を保つよう定めることとしたのであります。

第三に、共済給付の内容を大幅に改善すること
といたしました。まず短期給付につきましては、
家族療養費の給付率を現行百分の五十を百分の八
十といたしました。次に長期給付におきましては、
退職年金は、現在その支給率が組合員期間二十年
の場合、俸給年額の百分の四十となつております
のを百分の六十に引き上げ、最高支給率も百分の
七十を百分の八十とし、さらに最低保障額三十
二万六千六百円を七十二万円に引き上げること
といたしました。これに準じて、退職一時金の額
の引き上げ、廃疾年金の支給率及び最低保障額の
引き上げをいたし、また遺族年金の額につきまし
ては、その最低保障額の引き上げとともに、現在
退職年金額の半額とされておりましたのを八割相
当額といたしました。さらに、長期給付の算定の基
礎は、従来退職前三十年の俸給の平均額とされて
おりましたが、消費者物価の上昇の中で年々ベー
スアップが行なわれている現状等を考慮して、こ
れを退職時の俸給としたのであります。

第四は、遺族に対する給付を受けるための要件
の緩和と年金者遺族一時金の創設であります。ま
ず遺族に対する給付を受けるべき遺族の範囲であ

りますが、年金を受ける遺族についてはその範囲
を拡大しまして、組合員の配偶者は、組合員の死
亡の当時組合員によつて生計を維持していなくて
もよく、その他の遺族については、一部でも組合
員によつて生計を維持しておればよいこととし、
年金以外の給付を受ける遺族の範囲はこれを一そ
う拡大しまして、組合員によつて生計を維持して
いない者等を含めることとしたのであります。そし
て、遺族年金の支給要件を満たしていてもそれを受け
るべき遺族がないときには、組合員の収入によつ
て生計を維持していなかった者に対して遺族年金
の七・五年分の年金者遺族一時金を支給すること
といたしました。次に、遺族年金の受給要件につ
きましては、現在、組合員期間が一年以上二十年
未満である者に支給される遺族年金は、六カ月以
上の組合員期間があれば支給されることとしたし
ました。

第五は、退職者についての短期給付の特例の新
設についてであります。現行法では、退職の際に
療養の給付等を受けている場合には療養の給付等
の支給開始後五年間は継続して療養の給付等を受
けることができることになっておりますが、退職
後の新たな疾病や事故に対しては、共済組合
員の資格がないため、給付水準の低い国民健康保
険によらざるを得ないのであります。しかしなが
ら、永年勤続して退職した者は、退職後二、三年
の間に疾病する場合が多いという事情等を考慮い
たしますと、退職後も一定期間は医療給付等が行
なえるよう改善をはかることが必要であると考え
られますので、組合員期間が二十年以上である者
が退職した場合または組合員期間が十年以上であ
る者が五十五才以上で退職した場合には、退職後
十年間はなお短期給付を受けることができること
としたのであります。

第六は、国家公務員共済組合審議会委員と国家
公務員共済組合の運営審議会委員についてであり
ますが、共済組合運営の実態及びその特殊性から、
現在は非組合員であつても、たとえば労働組合の
役員として専従業務に携わっている者等、かつて

組合員であつた者については、労働組合の推薦に
より、委員に任命できるようにしたのであります。
第七は、長期給付の支給のための積み立て金の
運用についても組合員の意思を反映させるよう
はかつたこととあります。すなわち、現在この積
み立て金は法律上の一定の制約のもとに組合員の
意思が直接には反映しない形で組合または連合会
が運用いたしておりますが、これがなるべく組合
員の福祉のために活用されるよう、その管理、運
用については、組合の運営審議会または連合会の
評議員会の決定事項としたのであります。

第八は、年金受給者の福祉増進のため、共済組
合は、福祉事業として新設に老人福祉施設その他
必要な施設の設置、運営の事業を行なうことが
できることとしたのであります。これは、現在の共済組
合の福祉事業が組合員の福祉増進のためのものに
限られておりましたのを広げまして、かつて組合員
であつた者で現在は年金を受けております者のた
めの必要な福祉施設の設置、運営の事業を行なう
ことができるようにしたのであります。

第九は、労働組合専従者の共済組合員としての
継続についてであります。昭和四十三年十二月十
三日において、国家公務員共済組合法に規定する
職員であつた者で、退職中に国家公務員法の規定
により職員団体または労働組合の役員としてその
業務にもつぱら従事した者がその後職員を退職し
た場合において、その退職の日の翌日において、
職員団体または労働組合の役員であるときは、そ
の者は、その後における職員団体または労働組合
の役員である間、職員である組合員と同様に取り
扱うものとしたのであります。

第十は、退職一時金からの通算退職年金の原資
の控除を受けないことを選択することができる期
限の延長についてであります。すなわち、この選
択期限は、男子については昭和四十四年十月三十
一日に満了しておりますが、その期限を、とりあ
えず、昭和五十五年五月三十一日まで延長するこ
ととしたのであります。

なお、年金額の自動スライド制の採用につきま

しては、野党四党共同で、社会労働委員会に提出
されております賃金及び物価の変動に対応する公
的年金給付等の額の改定等に関する特別措置法案
に一括されておりますので、同法案の成立によつ
て自動的にスライド制が採用されることになりま
す。

以上、国家公務員共済組合法について御説明
申し上げましたが、公共企業体職員等共済組合法に
ついては、右の国家公務員共済組合法とほぼ同様
の改正をいたすこととするほか、新たに公共企業
体職員等共済組合審議会を設け、制度の改善に資
することとしたのであります。

以上、この法律案の提案の理由及び内容の概略
を申し述べました。
何とぞ、慎重に御審議の上、すみやかに御可決
あらんことをお願いする次第であります。(拍手)
○安倍委員長 これにて提案理由の説明は終わ
りました。

○安倍委員長 次に、内閣提出、昭和四十二年
度以後における国家公務員共済組合等からの年金の
額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案
及び昭和四十二年以後における公共企業体職員
等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金
の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共
済組合法の一部を改正する法律案の両案を一括し
て議題といたします。

これより質疑に入ります。
質疑の通告がありますので、順次これを許しま
す。山田正目君。

○山田(正)委員 国家公務員、公共企業体関係の
年金について法案が提出されましたので、質問
をいたしたいと思つていますが、この問題につきま
しては、二週余にわたつて、いろいろと各党間
で相談もいたしまして、後ほど議員修正をするこ
とになりますので、多くの質問をいたすことは御
遠慮したいと思つております。

公務員共済なり公企業共済にはいろいろと問題

もございまして、また、将来におけるいろいろな配慮もございまして、それらについて総合的に附帯決議の中で生かすように、附帯決議も後刻上程をいたしますので、今回の場合、特に五党共同提案なり共同修正という立場をとりましたから、実はあまり多くここで質問するということも、そういう意味からおもひがたれております。したがって、ごく三、四、附帯決議の中で来年度に向けていろいろ改正をしなければならぬような諸点について、しばらくお伺いをいたしたいと思っております。

まず最初に、年金問題の改正にかかわる事案でございしますが、実は私たちの国家公務員年金なり、公共企業体年金の關係と非常に深い関連のございまして、ある意味では年金關係の中核法とも言えるわけでございしますが、厚生年金法がございまして、またまたことしの春の賃上げの状態の中で、異常な狂乱物価高騰、インフレの中で年金で生活をなさる、いわゆる財政支出によって生存していく人々、あるいは老齢福祉年金を受けておられる人々、こうした人々がこの狂乱するインフレの中で非常にお困りである。何とかこの人々を救済しなければならぬということで、国民的な運動が高まってきた。こうしたものを社会労働委員会でも受けまして最後の詰めをいたしましたときに、異常な物価上昇を調整するという立場で、厚生年金の一部実施時期を繰り上げる、国民年金の実施時期を繰り上げる、老齢福祉年金の実施時期を繰り上げる、それぞれ一カ月ないしは三カ月、四カ月となっておるわけです。この措置が社会労働委員会でもございまして、当然いまから審議をいたしますが、国家公務員あるいは公共企業体年金取得者の中にも、既裁定者の中にも、旧令旧法などによって措置されておられる人々は非常に苦しい。それをそのまま放置しておくというとはいえない、こういう気持ちがいささか切にございまして、しかし、これらの措置をいたすにあたりましては、国家公務員、公共企業体年金、それぞれ母法ともいわれる基礎的法律は恩給法でございまして、そのために、

この恩給法の改正ということが行なわれた後、国公、公企の年金の關係諸法の改定を行なう、こういうことになるのが順序のように思えますので、恩給、年金法の改正が先か後かおる内閣委員会の動向を見守って措置をしながらはならないと思うわけでございしますが、その点をひとつ質問の形式で確認をしておきたいのは、この恩給法の改正を議員修正でいたしまして、いまの厚生年金法なり国民年金法なり老人福祉法の精神にならって恩給法が議員修正された場合には、このいまから審議をします国家公務員年金法、公共企業体年金法の二法に対しては、当然自動的に修正をなさるあるいはそれを受けられる用意があるかどうか、この点をひとつお伺いいたしておきたいと思うのです。

○辻政府委員 共済年金の改定につきましては、従来からその改定の時期あるいは改定の幅、ともに恩給にならなくてきているところでございます。ただいま御提案申し上げている改正法案につきましても、恩給にならなくて、最高二三・八％の大幅な引き上げを四十九年十月からお願いをいたしているわけでございまして、

いくつか、あるいは物価の上昇度合いで年金を引き上げていく厚生年金と、賃金の引き上げによって変化を起していく恩給關係あるいは公務員年金關係と、それぞれの立場は違うことは私も承知をしております。

ただ問題は、去年厚生年金は二・三、四、五、六の改正によりまして上がっていった。恩給關係は今二三・八％、四十五年を境として以前、以後と区別はございしますが、ベースアップを組み込んで上げていった。しかし、それは、それぞれの法律とも、この改正原案が作成されたとき、これは、この異常なインフレをどの程度想定をしておったのかわかりませんが、インフレ進行が現状ほどではなかった。しかし、それらをいま私はとやかく言っておるわけではないので、政治的に判断をされて、申し上げたような法律改正がなされていった。

そこで、ただいまお話のございました恩給法の問題でございしますが、仮定の問題につきましましてお答えを申し上げます。これは、私どもがいたしておりますが、厚生年金は先般の国会におきまして御修正をいただきました。スライドの時期が三カ月繰り上げになったわけでございします。しかし、これはいわゆる物価スライドでございます。すし、その場合の幅は、政府見通しよりも一四％程度ということに相なっております。これに對しまして、恩給は公務員給与を基礎にしているわけでございまして、その改定の幅も、いわゆる格差は正分を合わせますと二三・八％ということになっております。そのほかに低額の年金の是正でございまして、あるいはまた高齢者の優遇措置でございまして、いろいろございまして、そういうものを合わせますと、総合した改善率は三割近い二七％程度になっているわけでございまして、したがって、厚生

年金とその点はいささか違う問題があるわけでございまして。片や給与でございまして、片や物価である、片や改善率が倍程度違うということでございます。直ちにこの際、恩給の施行時期の問題が厚生年金と関連いたしまして問題になるかどうか、その辺のところにつきましては、いろいろと御議論のあるところだろうと考えております。

ただ、共済年金の立場から申しますと、従来から恩給にならなくて措置をしてきたわけでございまして、改定の時期は恩給に合わせて措置をすることが適当である、かように考えております。

○山田(勉)委員 いろいろ計算されたアップ率の違い、あるいはよって立つ法律の違いが御説明で述べられておりますが、要するに、恩給法がむずかしい要素はあっても改正をされたら、それを受けて国公、公企の年金にも適用する、こういうことになるわけでございまして、辻さん。

○辻政府委員 ただいま申し上げましたように、厚生年金の場合と恩給の場合とはいささか違うものではなからうか。基準となりますものが物価、給与等の違いもございまして、改定の幅も、厚生年金の場合に比べまして、恩給の場合が二倍程度であるという違いがございまして、私どももいたしましては、厚生年金が繰り上がったから直ちに恩給を繰り上げなければならぬというふうには必ずしも考えていないわけでございしますが、いずれにいたしましても、共済年金は従来から恩給にならなかつた措置をしてきているわけでございします。共済年金の立場から申しますと、改定の時期は恩給に合わせて適当であるというふうに考えております。

○山田(勉)委員 なかなか簡切れが悪いようですが、要するに恩給に合わせて改定をいたしまして、こういうことになるのを、裏から説けば、恩給法が改正されたら改正をいたしますという、日本語はそういうことになるわけですね。だから、いまの辻さんのお話は、私はそのように受けとめるのが常識だ、こう理解をいたしておりますので、この点については恩給法がどういう方法で変わって

いくのか、あるいは物価の上昇度合いで年金を引き上げていく厚生年金と、賃金の引き上げによって変化を起していく恩給關係あるいは公務員年金關係と、それぞれの立場は違うことは私も承知をしております。

ただ問題は、去年厚生年金は二・三、四、五、六の改正によりまして上がっていった。恩給關係は今二三・八％、四十五年を境として以前、以後と区別はございしますが、ベースアップを組み込んで上げていった。しかし、それは、それぞれの法律とも、この改正原案が作成されたとき、これは、この異常なインフレをどの程度想定をしておったのかわかりませんが、インフレ進行が現状ほどではなかった。しかし、それらをいま私はとやかく言っておるわけではないので、政治的に判断をされて、申し上げたような法律改正がなされていった。

恩給のほうも、私は大蔵委員会だからよくわかりませんが、内閣委員会でも恩給審議がなされる、その恩給審議がなされる過程で、今日、厚年とか国年に合わせて実施時期を繰り上げなければという議論があることは間違いないのです。だから、このある議論がどう具体的に結果をするのか、その結果をした結果を公務員年金なり公企体年金は受けていくのです。その点については、あなたは恩給法の改正によってそれに従っていくのが従来の慣例です。こう述べられておるわけですが、それを私は裏から見て、恩給法の改正がありまして、この点については国家公務員年金、公共企業体年金もそのとおり受けていく、そうあなたが答え願ったものと私は判断をするわけですが、だから、私の申し上げることが、あるいはあなたのお答えになっていることとたいへん違いというところで後ほど議論をかもすことのないように、私はその点はしかと念を押して、この質問はこれで終わります。よろしゅうございしますね。

続いて、この法律の内容に入るわけですが、今回の公務員年金改正の一つの特徴点となっておりますのは、昭和三十一年以来ずっとございまして

そのほかに、国家公務員、公企体を問わず、昇格に伴う昇給であるとか、あるいは特別昇給というものがあるわけです。特に、公企体あるいは国家公務員で違うわけでございますけれども、最終年度、やめる前には昇格とか特別昇給が行なわれるケースが比較的多い。これは各組合によってま

だから、国家公務員の定期昇給の実態、一人当たりの昇給資金は四千万、三公社の昇給資金は一人当たり幾ら、昇給回数はどういう方法で昇給を求めている、こういうことが具体的に示されて、これが定期昇給。昇格にあたってはどういうふうな昇格の制度があって、何年ぐらいでその昇格の権利を受けて、具体的にどう昇格をしていく、それによるベースアップ分は幾らある。退職時には、これは人事院規則にもございますように、国家公務員は十年未満の退職者に対しては一号俸特別昇

この三年間とやめる月の最終俸給との違いがあるからということで、昭和三十一年以降、国家公務員の退職金は百分の百に對して、三公社の退職金は百分の九十七しか支給していなかった。こういう三分の目減りを起こしていたのは、この三年間の基礎俸給と最終俸給の違いから生まれていいたわけです。そこには私は、少なくとも昭和三十一年時点には客観的な数字と根拠があったものと思うのです。しかし、今回その三年間を一年にしたのだ、一年にしていけば当然、いまの三分減を定めておる国家公務員等退職手当法五条の二というものが変えられていくべきなんです。この五条の二では、三公社には三分退職金を減らすぞ。この理由が、申し上げたように、国家公務員は三年間の基礎俸給をとっておる、三公社は最終の月でやる、この違いが三分の退職金を減らしていった理由なんです。

また、運用の面におきましても、三月三十一日にやめる、あるいは月末に退職するというやり方をやっているとところもあれば、四月一日あるいは月の初めにやめるというやり方をしているとところもあるわけでございまして、それぞれ公企体あるいは国家公務員の特殊事情によりまして差異があるわけでございます。したがって、退職金問題につきましても、三月三十一日にやめる方と四月一日にやめる方と比較いたしますと、実際には三〇％以上は昇給が行なわれているわけでございまして、そういう運用いかんによつては三〇％の差も消えてしまふわけでございます。

したかつて、この制度の調整の問題というのは、いろいろな問題があるわけでございますが、特にこういう運用の問題も含めていろいろ検討していかないと、是正ということはむずかしいのではなないかと、正と正というように考えております。今回、国家公営職員が三年になったわけでありまして、この機会にもう一度公営企業の退職金のあり方につ

いて検討したいと思っておりますが、いま申し上げましたように、運用の問題もあわせて考える必要があるのではないかと考えております。

○山田(社)委員 もちろん、運用が私も大事だと思っております。だから、平易に観念的に受けとめると、一年平均の賃金を基礎俸給にするというのと、やめるときの最終月をもって最終俸給と定めてそれにかけ合わせていくというのでは、観念的には、一年平均のほうが低くて最終俸給のほうが高い、みんなそういう観念を受けます。ところが、制度上の運用ということばが出ましたので私も思うのですが、四月一日に退職の辞令を出すところもあるということをおっしゃっています。三月三十一日で退職の辞令を出すということもおっしゃっている。

ところが、この場合をひとつ考えてみましょう。大蔵大臣がおととい関西で財界を集めて講演なさっている中身の中で、この民間の賃金は平均二七・八%上がった。いまここで議論になっております三公社、それに国家公務員でございしますが五現業、この三公社五現業の賃金は二九・二%、二九%ぐらい上がります。四月一日に退職辞令をもらう人はこのベースアップがかぶるわけです。このベースアップが自分の賃金として算定されて、年金も受けるし、退職金も受けるわけです。三月三十一日の発令のときは、全部だめなんです。この賃金もかかってこなければ、年金もかからなければ、退職金にもかからない。たいへんな差が出てくる。私の調査では、国家公務員はやめる年の一年平均をもって基礎俸給にするけれども、退職発令は四月一日。三公社の中には三月三十一日発令という公社があるのです。ここには手を触れぬでいて、おまえのほうは最終号俸、国家公務員は一年間の平均だから、おまえの最終号俸のほうは組は退職金を三%少のうやる。ここに矛盾がないのかと私は言っているのです。確かに、制度上は一年平均より最終俸給のほうが制度がいい。しかし、実質的な中身は、一年平

均四月一日発令というほうがうんと得。にもかかわらず、制度がおまえのほうがよかったから、おまえのほうは退職金は百分の九十七しかやらぬぞ、こういうやり方がいまの行政ベースの年金に對する考え方です。私はこれは間違っているとは思いませんかと云っているのです。

しかし、いま住田さんのお話の中で、そういう制度運用上の問題もあるのでこれは検討しなくちゃならぬと思う、しかも退職手当法の第五条の二もその検討の中に含まれておるといふ立場からのおっしゃり方ですから、私は了解します。だから、この時の附帯決議の中にそのことをつけておりますが、五十年、来年度のこの国公、公企の年金法改正のときにはこの点は忘れずに始末をしておきまさんと、こういう世の中ですから、ものの価値観というものの度合いが比較の中にずいぶんと大きく育っておりますだけに、十分認識をしておいて処することは処していかなければ非常に心配だと思えますから、この点はひとつそのように御理解を、私もいたしますので、政府関係もしておいていただきたいと思います。

それからいまだ一点は、三公社と国公との関係ですけれども、三公社のほうはある意味では企業年金の性格を持っております。自前でやっておるわけですね。だから、そこにはいろいろ特殊性もございします。ところが、この年金ファンドをやっておるそれぞれの公社を見ますと、非常に古い年金の歴史を持つている公社と新しい年金の歴史を持つている公社との間には、財源率に大きな変動を見ることができるところです。そこで、たまたまいま国鉄から清水共済局長お見えでございますので、国鉄の財源率についてちょっと述べていただけたらありがたいのですが、あと住田さんのほうから他の二公社、電電、専売のほうの財源率について、ちょっと簡潔に両者ともお答えいただきたいと思います。

○清水説明員 お答えいたします。国鉄の現在の長期経理の財源率は、千分の百十七を財源率といたしております。

○住田(正)政府委員 専売公社の場合には、長期の掛け金率が四六・五%、短期が三二・五%。それから福祉が一・五%というようになっております。それから電電のほうは、長期の掛け金率が四六、短期が三〇・五、福祉が一・五というところで、国鉄よりも若干低くなっております。

○山田(社)委員 清水さん、いま国鉄は千分の百十七とおっしゃいましたが、短期は幾らですか。

○清水説明員 千分の六十六でございます。

○山田(社)委員 かなり開きがございしますが、まあそれはそれぞれのお立ち、特殊な事情があるのではないかと思ひます。問題は、国庫負担が法律上は一五%三公社には負担されるようになっておるわけですね。これは去年の共済でもかなり詰めていきましたので、きょう多く詰めていきたいと思います。

○山田(社)委員 松本(十)委員長代理着席。そういうことの金利相当分といわれておりますけれども、追加費用というかわつこうで国から金利分を見よう、大体千分の五ぐらいずつ毎年ふやしていくながらめんどろを見ていこう。しかし、その負担分もまた全部企業が見てくれ、国が直接これに負担をしていくということはできないから企業が見てくれ、こういうことなどで、共済財政というのはいかに苦しくなっているように見受けられます。そうしたものから、いま財源率のお話のございした千分の百十七なり千分の九十九なりあるのではないだろうか、私はこういうような気がいたしております。すべてじゃございません。一つの側面としてそういうものも影響してきておる。

そこで、法律というのは、国であらうとそれぞれの公企体にかかわるものであらうと、もちろんきめられたものは同じ効力を持つわけですから、それは別の効力の発生というわけにはまいらないと思ひますけれども、こうしたそれぞれの現状を把握して、そこに国庫負担分として一五%があるわけですから、これらを企業にまらるがえをさせずに、何らかの手だてを講じていこうとする配慮があつてしかるべきじゃないか。楽な部分と苦しい部分とを同じような立場で受けとめず、やはりそこには一つの方向を定めて措置をしていくと

をあわせて加味していきますと、ここにも差異が出てきます。あるいは男女構成の中にも差異が出てきます。特に戦争という一時期を画して、外地から引き揚げてきた人々が吸収をされていったという国鉄関係、こういうところの外地勤務者の年金関係を措置していかなければならぬという問題、軍人関係は軍人関係で、これは公社にかかわりはないと思いますが、やはりこれらも加味していかなくちゃならない。こういうことで、本来掛け金をかけてもらつていなかった人たちに對する支出、こういうものが債務負担行為ということになり巨額なものになっていくことも、去年の本委員会で議論を深めてまいりました。

いう善処の方法というのがあつてしるべきじゃないだろうか、私はこういう気がいたしてなりません。特にその点について、三公社の年金関係を見ておられる運輸省、責任者としてこちらあたりの実態をどう把握しておられるのか、どういふことを将来考へようとなさつておられるのか、そこらについて一つの判断をお答えいただきたいと思ひます。

(松本(十)委員長代理退席、委員長着席)

○住田(正)政府委員 三公社の年金財政の現状でございますが、昭和四十六年度以降の実績を見ますと、専売公社、電電公社につきましては大体収支が見合つておりまして、当期の利益金は若干ではございますけれども、ふえております。それに対してしまして、国鉄につきましては、四十六年、四十七年、四十八年当時は利益金は四百億程度であつたものが、四十九年度では二百八十七億円というところで、この傾向はさらに続きまして、毎年利益金が減つていくという予想をいたしております。

どうして国鉄がこのような悪いのかという点につきましては、先ほど先生からのお話にもございましたように、国鉄は組合員のうち男子の占める比率が多いとか、あるいは外地からの引揚者が多いとか、あるいは最近合理化ということで人間を整理いたしております。そういうことで、組合員と年金受給者との比率が非常に高いといひます。か、現役の組合員が二人で一人の組合員を養うというふうなことで、そういうふうなことで国鉄の年金の財政が非常に悪くなつてきております。

今後これをどうするかということになります。が、四十年代の年金額の改定によりまして、財源率は漸次高まつていくわけですが、この場合の問題として考えられますのは、一つは国鉄の組合員だけが他の国家公務員あるいは公社の組合員より非常に高い掛け金率を負担しなければいけません、飛び抜けて高い掛け金率を負担しなければいけません。かぬといふことになりまして、これはやはりバランスの問題で大きな問題が起きるのじゃないだらう

うかといふこと。

それからもう一つは、国鉄の財政負担が毎年ふえております。昭和四十年当時は給料の中で占める比率が三・九五%であつたわけですが、これでも、四十七年度では五・六二%、四十九年度はさらにこれが上回つて高くなつてきております。したがつて、国鉄の経営費における庄迫の度合いを深めていくわけではございまして、これが将来再建計画にどういふ影響を与えるか、まだ十分詰めておりませんが、この経営費に占めるあるいは給与費に占める国鉄の負担費が上がつてきた場合に、やはりこの面でも何らかの手当てをしないと、国鉄の財政再建がくずれてしまふという心配もあるわけではございます。

したがつて、今後の問題といたしましては、国鉄の組合員の掛け金率が非常に高くなつた場合にどうするかといふこと、国鉄の給与費に占める年金負担額が非常に多くなつた場合にどうするかといふ二つの問題を検討していくわけではございすけれども、いずれにいたしましても、その一部については国庫からの負担をお願いせざるを得ないのじゃないかといふふうに考えております。ただ、国庫負担をお願いする場合にも、全額国庫負担にするのか、あるいは一部利用者負担をお願いすべきであるのか、そこら辺も非常にむづかしい問題でございまして、そういう問題を詰めるなら、先ほど申し上げました組合員の掛け金率が非常に高くないようにするにはどうしたらいいか、あるいは国鉄の年金負担が国鉄の財政再建に影響を与えないようにするにはどうしたらいいか、そういう点について検討を進めていきたい、かように考えております。

○山田(勉)委員 結局、いろいろ事情はございすけれども、一つの措置としてずつとやつてこれらしております追加費用のやつを千分の五上げておるわけですが、これらをもつとパーセントをふやしていかなければいけない。だから、追加費用が去年が千分の九十六ですか、こし五%上げますから千分の百一になりますかね。ですから、

こういう追加費用の負担分を、いまあなたのおつしやつたこととは、全額国庫に見させるのか、あるいはいまの共済組合法にございまして企業負担という部分をどれだけ残して残りをどうするか、こゝういふような方向の検討に入るといふことだと思ふのです。これは住田さん非常に熱心でございすから、私は検討に入るといふ役人の常用語じゃなく、やはりもっと真剣に前向きに、少なくとも五十年程度には具体的な方向で折衝し入れるよう配慮していただけるものと期待をしておりますが、その点だけでけっこうですからお答えをいただいて、次に行きたいと思ひます。

○住田(正)政府委員 現在、御承知のように、再建計画では相当の国家助成をやつていくわけではございまして、その中で年金の負担をどうするかといふことを考へていかざるを得ないわけですが、いま申し上げましたような方向で検討してまいりたいと思ひます。

○山田(勉)委員 ひとつよろしく願ひいたします。最後でございすが、人事院の給与局長が見えてございまして、ひとつお尋ねしておきたいと思ひますのは、公務員共済年金には最高限度額といふのをつくつておるわけですが、これは給与による最高限度額であります。たしか行(一)が基準となつてきておると思うのですが、こしこれを二十二万円を二十四万五千円に引き上げるといふ法律改正が出ています。そこで、頭打ちになる国家公務員が何名ぐらゐるか、二十二万円から二十四万五千円に上がつていきまして、アップ率は一・三%ですが、どれくらい公務員の中で頭打ちになる人がいるか、これが一点。

それから二点目は、これは一つの仮定になりますけれども、こしは人事院勧告を七月ごろにおやりになるように伺つております。実施は四月ですけれども、その見当はずれのことには私はならぬと思ひますが、民間賃金の動向なり三公社五現業の賃金動向なりを受けて人事院勧告は出されていくのですが、これを二五%アップにした場合には、

現行の給与体系で一体どれくらいの人頭打ちになるか。私の試算では、現行ベースで大体十八万八千円ぐらゐの人が今度二五%ベースアップになりますと、二十四万五千円をちょっとこえますといふことで頭打ちになります。民間給与がさつき言つたように二七・八%、三公社五現業が二九・二%といふことになると、かりに二七・八%といふとベースアップを行なわなくちゃならぬといふことになると、現行の十七万円以上の人頭打ちになる、こゝういふことになると私は判断いたします。

そこで、冒頭に申しましたように、行(一)二十二万円以上の現行の法律でいくと頭打ちになる人が幾ら、二五%アップ十八万八千円以上の人頭を打つ数は幾ら、あるいは二八%程度のベースアップで十七万円以上の給与を得ておる人たちが頭を打つ数は幾ら、それをちょっとお述べいただきたいと思ひます。

○辻政府委員 第一の御質問につきまして私からお答え申し上げますが、二十四万五千円といふゆる頭打ちになる者の数は、四十八年度末の数字で申しますと、三千五百三十八人でございまして。全体の組合員の数が百六万二千二百人でございまして、比率にいたしますと〇・三%でございまして。

○桑本政府委員 私のほうの関係でございまして、一般職員の四十八万人ほどが対象になりますので、その関係を申し上げますと、ただいま先生がお話しいました金額でバウンドを引いて申し上げますと、四十八年の四月のときの人員構成で現在の改正されております給与表に基づいて算定いたしましたら、二十二万円以上の金額のところで四千八百八十五人、十八万円以上のところで一万二千七百九十九人、十七万円以上のところで一万七千二百八十四人、こんな人数に相なるだらうと思つております。

○山田(勉)委員 辻さんいかがですか、こゝういふふなベース改定が高額に行なわれると判断をなさなかつた段階での法律改正だつたと思ひますが、二十二万から二十四万五千はアップ率は一

一・三%でございますね。いまのように二七・八%の賃金アップということになりますと、大体十七万ぐらいの人が頭を打つようになります。しかもその数は、一万七千二百八十四人となるようでございます。私は、年金というのは、昭和二十五年制定されたあのときの議論をよく承知しておるのですが、社会保障の原理原則に基づいたものが共済年金である、こうなっているわけです。だから、インフレなどによって賃金は絶えず変動していく、この変動していく賃金をもって最高限度額にして頭を打たしていきますと、いまのようなたいへんな変化を呼び起こしてやることになる。

だから、私は、社会保障制度なんですから、最後の生活をしっかりと守っていくために、老後保障という金額を念頭に置いて、最高の年金による保障額をきめたほうが正しくはないかと思う。一年間の年金の総所得、その最高限度を定めて、社会保障ですから、最低分はよく生活に耐え得るように、憲法に定めておる文化的で健康な最低限度の生活を得させるという限度で最低保障は上げていく、賃金ではなくて与えるべき年金総額を頭に置いて、最高限度額と最低保障額を操作していく、年金制度はこういうところに置くことが正しいのじゃないだろうか、賃金だけで最高限度額を定めていきますと、インフレによつては、二十二万を二十四万五千に上げて、一・三%上げて、老後保障に支障はないという判断に立つたのが、十七万円から頭打ちになつていくというふうな状態である。こういうことになるのは、こういうインフレの傾向がこれを促進させていく。だから、そのことに直接影響を受けない程度の最高限度額は年金総額で定めるべきであらう。

いま国会議員の年金は五十二万円で三分の一ですから、年間大体二百四万円になります、年金資格のついた者は、そうなつてまいりますと、二百万から二百五十万程度の最高額をもって頭を打たせておいて、賃金で最高限度額をとらせるような措置をせずに措置していくという方法は考えられ

ないだろうか。これは、非常に議論が展開をされていったとしたとしても、この委員会できちんと結論は引き出せるものじゃない。私は承知しております。それだけに、こうした問題も含めて、今日、最高限度額というものがいろいろ矛盾を引き出してきておる。ですから、公団間の共済年金の前身なり国家公務員の前身なりから考えてみたら、そういう賃金による最高限度額を改めて、年間年金総額に基づく限度額というふうな置きかえていくことのほうが、立法の精神からいっても私は正しいような気がする。そこで、これはまだ何回か論議する時期は将来あるわけですから、ひとつ十分検討していただきたいという気持ちで申し上げて、私の質問を終わります。

○安倍委員長 広瀬秀吉君。

○広瀬秀吉委員 時間がまことに僅少しかございせんので、旧法共済組合、古い法律の適用年金者、この問題について端的に若干質問をいたします。

今度の公務員関係の改正案八十八条の三、それから公企体共済組合法の五十九条で、公企体のほうをちょっと読んでみますと、第五十九条「前条第二項の場合において、遺族年金を受ける者が次の各号の一に該当する場合には、同項の規定により算定した金額に、当該各号に掲げる額を加えた額を当該遺族年金の年額とする。

一 当該遺族年金を受ける者が妻であり、かつ、遺族である子がいる場合、その子一人につき四千八百円（そのうち二人までは、一人につき九千六百円）

二 当該遺族年金を受ける者が子であり、かつ、二人以上いる場合、その子のうち一人を除いた子一人につき四千八百円（そのうち二人までは、一人につき九千六百円）

こういうことで、それぞれ新法の適用者について、これは社会保障制度審議会なりあるいは国家公務員共済組合審議会等からも要望され、あるいは建議のあった問題が具体化した。これはこれなりに当然やるべきことをやったという点で一つの

評価ができるわけですが、これがその旧法年金者に及んでいないということについて、これはどういう理由に基づくものであるか、まずそのことを伺いたいわけでありませう。

現実には旧法適用者でも遺族年金を受ける者が妻であり、配偶者であり、そして扶養の義務を持つ子がいる、未成年の子がまだおる、こういう事例はなお今日敵として存在をしておるわけなんです。これがどのくらいということになると、数は、もう子供さんたちが成人に達している、そういう場合が非常に多い。けれども、少数といえどもやはり未成年の子をかかえて、旧令、旧法の遺族年金をもらっている人がおる。こういう人たちにこの扶養加算が行なわれない。そういう人たちは相当高齢に達してはおるはずでありますから、そういう事態というのは一そうお気の毒であるというところで、事情は、今回新法適用者にこの問題を持つてきた趣旨より、より一そう深刻な状態にある、こういうわけなければならぬと思うのです。旧法適用者にもこれを当然やるべきだ、これが公平な取り扱いであろう、このように思うわけですが、この問題はいろいろようにされるつもりですか。

そういう配慮はなされる気持ちはありませんか。○辻政府委員 旧令、旧法の年金は雇用人の年金制度でございまして、官吏における恩給制度に対応する年金制度として設けられたものであるわけでございます。したがって、従来から恩給にないままに改正を行なってきたところでございませう。

そこで、ただいま御指摘の扶養加算の問題でございますが、恩給につきましましてはこの扶養加算という制度がございせん。また旧令、旧法にも従来からなかったわけでございますので、恩給との均衡上、そこは見送らざるを得なかったわけでございます。しかしながら、今回、旧令、旧法の年金につきましましては、恩給にならしまして大幅な改善をいたしておるわけでございます。公務員の給与改善率といわゆる格差は正分と合わせまして二三・八%という改善を行なっておりますし、その

ほかに、七十歳以上の高齢者に対する優遇あるいはまた低額の年金額の是正ということで、定期保障額の大引き上げということもいたしておりますので、全体として見ますと、非常に大きな改善になつておるわけでございます。

○広瀬（秀）委員 私の質問に対して直接答えないでほかのことを答えたとは私は理解するわけですが、国家公務員共済組合審議会の会長今井一男さんから大蔵大臣に対して要望があった中にも、先ほども辻次長は、共済組合法は恩給法からの申し子みたいな関連がある、したがって、恩給関連恩給関連ということでは恩給の面で行なわれるものにならうのだということだけを非常に強調されている。しかしこの要望書を見ましても、共済年金は恩給の残滓的要素をできる限り薄めるということが明確に言われているし、われわれもこの委員会では、共済組合は恩給と完全に独立しなくともいい、恩給のいいところはほとんどとることもけっこうだけれども、共済組合がそれ以外のことをやってはならないということはないのだからと言っているわけなんです。むしろそうあつてはならないことだと思ふのです。そういう意味では、共済組合法は共済組合法として、やはりこれは社会保障の一環であるということで、新法、これは公共企業体の場合には昭和三十一年の七月、それ以前の人たちは旧法、旧法の適用者である。そういうわずから一カ月前やめた、あるいは二カ月前やめたという人たちが、それだけの差で、こういうところにならば同じ扱いが受けられない。これはもう雇用人であつたからとか、当時は雇用人が共済組合に入つておつた。任官した人は選任で入つても入らなくてもよかったという選択の状況にあつたわけだけれども、もうそれしかなかった時代に、そして現在残された妻が生きておつて、なお未成年の子を扶養している、こういう人たちに、それだけの差で、任官をしていなかったから、恩給公務員でなかったからというだけでこのこれだけの差別を——しかも社会保障制度の立場からいってもそうだし、また国家公務員共済組合審議会におけ

この要望書の中においても、扶養加給というよりなものをやりなさいということ言われている。ところが、新法適用者にはそれを実現したけれども、旧法適用者にはそれを実現しないということは、恩給公務員でなかったから、したがって準じなかったのだ、それ以外に恩給となつたものとは相当よく似たと言ふけれども、それはそれだけのことであつて、ちつとも回答にはならぬわけですね。その点をやる気があるのかないのか。これは当然やるべきだと思うのですが、いかがでございますか。政務次官、ひとつ政治的な立場で、大臣の代理としてお答えください。

○柳田政府委員 常識的にはさうな見解も決して私は是認できないとは思ひますけれども、制度の沿革というものと現在の各制度間の振り合いという問題がございますので、その件だけを取り上げまして、こゝでいまお答えをするということは非常に困難でございます。各恩給、共済制度間におけるさういふような長所、短所を持つており、差異がございますから、これはいづれ検討を加えて、さういふものを十分に整理しなければ公平を期することはできないという総合的なことは賛意を表するものでございます。しかし、いまの家族に対する遺族年金だけの問題を取り上げていまだ措置するかというのを回答することとは、この席上ではきわめて困難でございますから、さういふお答えいたします。

○広瀬(秀)委員 当時、国民年金の中から年齢制限にあつて落ちこぼれた空白の時期があつた、いま六十八歳くらいから七十歳までの間の人たちが、さういふ人たちに對しても、さういふ空白の部分、落ち込んで日の当たらない人たちがあつたということを発見したら、すぐ手を打ちました。これがやはり社会保障における社会保障制度の議論なんです。

それで、旧法なるがゆゑに、そしてまた雇用人であつたがゆゑにということだけで取り残された存在になつてしまふ、しかも気の毒な事情というのは新法適用者以上に気の毒な事情にあつた。

る。妻も高齢になつておつて、おそらく働くこともできないというやうな事態になつておると思ふのです。その人たちが扶養の義務を持つた小さいお子さんをかかえておるといふ事例はあるのです。これはあと目の奥さんを迎えたといふやうな人たちがなんかの場合に常識的にあるし、現に幾らでも例を示せといふならありますけれども、しかし、それは少数は多くはないのですよ。ほんの少々、そこです。さういふ者に対して、これは辻次長にお伺いしますが、ことしすぐやれと言ふわけけれども、来年あたり、これはやはり事情の毒であり、社会保障制度の一環としての共済組合も、これは何らかの形で同じやうな扱いにするやうに早急に——これは早く手を打たないと、子供たちがどんどん成長してあれになつてしまふから、泣く泣くみじめな老後を送るといふやうな未亡人をつくつてはならぬわけですから、さういふ意味では少なくとも来年あたり実現する、これを五十九条、八十八条の三に見合う改善をする、さういふことを検討することを約束できますか。

○辻政府委員 雇用人であるから不利になつておるといふことはないのでございます。官吏につきましても扶養加算、家族加給という制度はないわけでございます。

そこで、先ほど来申し上げておりますやうに、旧令、旧法の年金は雇用人の年金制度といたしまして、官吏に對する年金制度といたしまして、その恩給制度と対応しておる。したがつて、その間の均衡といふのは必要があるわけでございます。したがつて、官吏に對する恩給制度にございませぬ扶養加算制度を設けるといふのは、制度の面から見ますと、なかなかむづかしい面があるやうかと思つております。

しかしながら、旧令、旧法の年金の改善につきましては、従来から附帯決議もいたしておりました。再三御議論のあつたことも十分承知いたしておりますので、旧令、旧法の年金額の改善充実につきましては、今回も、先ほど申し上げましたやうに相当大幅にやつておまして、全体として

の改善率は四割を上回つておりますので、今後とも恩給との均衡も考慮いたしながらさらに充実につとめてまいりたい、かやうに考えております。

○広瀬(秀)委員 その点、これは早急に実現するやうに、ぜひひとつ十分お考えをいただきたい、検討をしていただきたい。その点ひとつ次官から答えてください。

○柳田政府委員 いま大蔵省の事務当局からお答えをいたしましたとおり、真剣にこの問題についても検討いたします。

○広瀬(秀)委員 時間があまりありませんから……

ことしの二月二十八日に社会保障制度審議会から大蔵大臣、運輸大臣、郵政大臣、その三大臣に對する答申が行なわれておりますが、この答申はもうこの種の審議会では最大級なことばで問題点を指摘して遺憾の意を、まさにふんまんやる方なといふやうな、眼光紙背に徹するならばさういふものがありありと文面にあらわれるやうなことで、幾多の点が指摘をされてゐる。たとえば、通算退職年金の算定方式、この問題は公務員共済あるいは公金体にも修正として受け入れるといふことになりましたからいいわけですが、それ以外のところで、共済制度の遺族年金受給資格が短縮されたのに、他の共済年金と同様な最低保障額の設定を今回も見送つた点は了解しがたい。これらは皆年金時代における公的年金のあり方として極めて問題である。さういふ非常に行政当局けしからぬといふ言ひ方が、「了解しがたい」といふことばで言われております。

それから「本制度に對する国庫負担が未だ実現を見ないのは遺憾である。」これも長い問題ですね。先ほど山田君も取り上げた問題であります。それから「国家公務員共済組合と地方公務員共済組合との間には、年金に關する完全な移行措置が講ぜられてゐるにもかかわらず、これら共済組合と公共企業体職員等共済組合との間に同様な取扱ひを欠いてゐることは理解に苦しむ。」さういふ問題があります。

それから「国家公務員の退職年金の算定の基礎となる俸給が、従来の最終三年平均から一年平均に改められたにもかかわらず、公共企業体職員の退職手当がいぜんとして三パーセント削減されている事情は首肯しがたい。」

さういふやうなきびしい答申がなされてゐるわけですね。この問題についてこれだけの指摘をされた答申があつたということに對して、大蔵省、運輸省はどのやうにお考えになつておるのか、このことをたゞしたいと思ひます。

○住田(正)政府委員 確かに社会保障制度審議会から今回の私どもの改正案についてきびしい答申を受けておるわけでございますが、私もさういふことは、今回の法案を提出するにあたりましては、さういふ問題を含めていろいろ検討いたしましたわけでございます。特に昨年の法律の附帯決議で、国家公務員の年金制度と公金体の年金制度との間でいろいろ違つてゐる点がございまして、その点の調整をはかるといふことでございまして、さういふ調整をはかるといふ意味において、ここに掲げておりますやうな問題を検討いたしましたわけでございますけれども、不幸にして関係者間の調整ができなかつたために今回のやうな法律案の形になつたわけでございます。これについて、今後とも両制度間の調整をはかりながらさういふ問題の解決に努力をいたしたい、かやうに考えております。

○辻政府委員 ただいま運輸省からお答え申し上げたとおりでございます。国家公務員共済制度と公金体共済制度との間に差がございますことは、私どもとしても必ずしも適當なことと考えておりませんので、できる限り調整をはかりまして、一部につきましては、今回の改正案に盛り込んでいただいたわけでございます。国家公務員共済の場合の算定の基礎俸給を三年平均から一年平均にする、また公金体の共済におきまして、今回初めて定額保障制度を導入するといふやうな措置もとつたわけでございますが、なお相當な差異があつた。

るわけでございますので、今後最終俸給と一年平均俸給との問題でありまうとか、あるいは最高制限の問題でありまうとか、最低保障の問題でありまうとか、退職手当の問題でありまうとか、残っておりまう制度間の差異につきまうして極力調整をはかるとまういたう、かようにならうところでございます。

○広瀬秀委員 そういう意味で、両共済制度の調整をはかるとまう場合に、いとところにならう。組合員にとりて、社会保障制度の本旨からいって、やはり既得の権利というやうなものを侵すやうな形にならう。そういう立場で、ひとつ十分調整をはかるとまうことにしていただきたう。これは言うならば水平的な公平の概念に基づくことなう。今回は公企体共済には旧法年金受給者に対する最低保障が見送られることにならう。これは来年はぜひとも実現していただきたう。これは縦の公平というか、垂直的な公平の立場で、旧法適用者にも最低保障額の適用をぜひ実現していただきたう。そういう面での横の問題と縦の問題、これをにらみ合わせながら、その最低保障額が旧法年金受給者にも適用されるやうな方向でぜひひとつ十分配慮をし、実現をはかるとまうに検討していただきたうと思うたうですが、いかがでございますか。

○辻政府委員 先ほどお答え申し上げたやうに、いろいろな差異がございますたう。そういう差異につきまうしては、ただいま御指摘の御趣旨も体しまうして、今後とも十分検討してまういたうと考えております。

○広瀬(秀)委員 以上で、私の時間が少し過ぎておりますたう。これで今回はやめておきますたう。ただいま要望したことは誠意をもつて実行していただきたうに強く要望して、私の質問を終わらしていただきます。

○安倍委員長 荒木宏君。
○荒木委員 七十一国会におきまうして改正案が審

議されまうたときに、附帯決議がありまうたが、その中で、共済組合の運営が一そう自主的、民主的になされるやうに、運営審議会等において組合員の意向がさらに反映されるやうつとめること、こういう趣旨の決議がありまうた。当時の大蔵大臣は、政府を代表して、その趣旨に沿って検討したう。こういふ旨の答弁をしてもらるたう。大臣は、その後かわられたたう。政府のその精神に変わりはないかどうか、初めにひとつお伺いしたうと思ひます。

○柳田政府委員 その精神には変わりはないたう。○荒木委員 そこでお尋ねいたしますが、国家公務員、それから公企体の共済の運営審議会というのがありますたう。この審議会の代表者は、これはどういふやうな形で選任をされ、どういふ立場の方がなうておられますか。

○辻政府委員 共済組合制度の運営にあたうては、申すまでもないことなうございますたう。できる限り全組合員の意思が反映されて、自主的、民主的に行なわれることが望まうしいところなうございます。そこで、現行制度におきまうしても、共済組合の業務の適正な運営に資するたうために、各組合にそれぞれ運営審議会が設けられておきまうして、定款の変更でありまうとか、事業計画、予算、決算などの重要事項についは、その議を経なければならぬというたうに相なうておるたうでございます。

そして運営審議会の委員につきまうしては、特に法律によりまうして、各省各庁の長が委員を命ずる場合には、一部の者の利益に偏することのないやうに相当な注意を払わなければいけぬという規定がございますたう。各省各庁におきまうしては、この趣旨に従って、原則として労使双方から構成される委員の任命が行なわれておるたうでございます。また、その運営にあたうても、組合員の意思を尊重して、十分民主的に行なわれ、自主性が確立されておる、かようにならうておるたうでございます。

○荒木委員 私がお尋ねしたたうのは、そうじゃないたうです。運営審議会の代表はどういふ形で選任され、どういふ立場の方がなうておられるか、これを聞いたたうわけです。

○辻政府委員 運営審議会の委員……
○荒木委員 委員じゃないたう。会長です、あるいは代表です。

○辻政府委員 共済組合の管理というたうにつきまうしては、各省各庁の長が行なうたうことになうておるたう。

○荒木委員 管理者がどなたかというたうことを聞いたのじゃないたうです。運営審議会というたう一つの議決機関がある。この議決機関の代表は、会長と呼ばれ、委員長と呼ばれ、さまざま名称があるやうですが、代表の選任の方法と、現在の代表者の立場はどういふ状態ですか、これを伺うたうわけです。

○辻政府委員 共済組合法の八条に管理の規定がございますたう。各省各庁の長は、それぞれその各省各庁の所属の職員をもつて組織する組合を代表し、その業務を執行する。という規定がございます。それで、第九条に運営審議会の規定がございますたう。その運営審議会の委員の選任等につきまうしては、先ほどお答え申し上げたたうに相なうておるたう。

○荒木委員 お尋ねしておる趣旨をよくくんでいただいてないやうですたう。ひとつの議決機関がありまうたう。意思決定をする機関。いまあなたがおっしゃった運営審議会委員さんがおられる。運営審議会委員さんは、ばらばらではなくて、運営審議会というたう一つの機関を構成しておられるたう。機関を構成しておる以上、その機関自体の代表があるはずだう。ですから、その代表者の選任方法と、現在のその方の立場を伺うたうわけです。——すぐお答えがないやうですたう。これは質問の終わるまでひとつ御回答を願ひたいと思ひます。

関連した類似の代表者選任の方法について伺いたうたうですが、国家公務員共済組合事務連絡協議

会というのがあります。この幹事長と副幹事長の選任方法、それから地方公務員共済組合事務研究会というのがあります。これらの代表者の選任方法と、さらに共済組合連盟の代表者の選任方法、これについて伺いたう。

○辻政府委員 ただいまお尋ねの機関は、いずれも法律上の機関ではないと思ひますが、多少時間をいただいて、選任方法を至急調べて、お答え申し上げます。

○荒木委員 質問の終わるまで御回答を願ひたいと思ひますが、その分の質問はそれじゃ保留しまうして、次のに移らしていただきたう。国家公務員共済組合連合会の議決機関である評議員会、この評議員会にいわゆる主管者側代表といひますか、それ以外に組合員を代表する立場の人は入うておるたうか。

○辻政府委員 国家公務員共済組合連合会につきまうしては、役員がございまうして、そのほかに評議員会というたう制度が設けられておるたうでございます。そこで重要な事項、定款の変更、事業計画、予算、決算等につきまうしては、評議員会の議を経うて決するたうことになうておるたうでございます。連合会がそのもそれぞれ独立したたう法人でございますたう。共済組合の連合会であるという性格がございまうして、評議員会につきまうしては、それぞれの加入組合の代表者であるたうと同時に組合の業務を日常総括的に処理する立場にある者、それをもつて当てるのが妥当であるたうやう考え方になうておるたう。現在は各省各庁の共済組合担当の課長をもつて当てるたうに相なうておるたう。

○荒木委員 いわゆる主管者側の立場にあられる方ですたう。これはいろいろな皆さんのほうからいただきたう資料によりまうしても、主管者側とそれから組合員の立場を代表する側、こういふやうな解説がなされておるやうであります。また法律的にもそういふ実態を前提にして、御案内のやうに、一部の者の利益を代表することがないやうに相当の注意を払う、選任の選考対象について

もそうといった規定がわざわざあるわけです。いまお話を伺いますと、大体主管課長さんが構成員になっておられる。ちなみに、関連してお尋ねしますけれども、地方公務員の共済組合連合会の議決機関であります総会はどのようなふうになっておりますか。

○辻政府委員 地方公務員共済の場合には組合会のあるところがあったかと思いますが、国家公務員共済の場合とは沿革その他の事情も違いますので、必ずしも同一に議論いたすことはできないのではないかと、いふふうに考えております。

○荒木委員 これは理事長議員さんと互選議員さんの代表とがそれぞれ同じような形で、均衡を保つように入っておられる。これはそれでいい、両方の立場で、理事長という立場の主管者側と、それから選挙なりという形で選ばれてきた互選議員というような形、これが両方入っておられる。ですから、制度のたてまえとしてそういうふうにいわれる主管者側と組合員側、こういう両方が構成メンバーになることによって一部に偏しないような配慮がなされている、これはお認めになると思いますが、さらにこの国家公務員共済組合連合会のメンバーである単位共済の議決機関、この運営審議会においてはどうかになっておりますか。

○辻政府委員 単位共済の運営審議会の委員につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。して、運営審議会の委員の任命については一部の者の利益に偏することのないようにという法律の規定がございます。それに基づきまして、各省各庁の長がそれぞれの事情に応じてやっておられるわけでございますが、法律の趣旨に従い、原則として労使双方から構成される委員の任命が行なわれているというふうに承知をいたしております。

○荒木委員 つまり、地方公務員の共済の連合会にあっては、いわゆる主管者側の立場の方とそれから選挙で選出された方が同じように入っております。国家公務員共済連合会の単位共済の場合も、いまお話しのように、運用は労使大体同じよう

やっております。ではその国家公務員の連合会についても、先ほどの附帯決議に対する御答弁の趣旨から申しますと、その構成については、労使が双方折半になるような方向で検討なさるべきではないか、こう思いますが、政務次官いかがでしょうか。初めに政府の方針というものを伺いました。政府のこの問題についての精神を伺いましたので、これは事務局の御答弁は要りません。政治的な方向の問題でありますから、政務次官にお尋ねしたいと思っております。

○柳田政府委員 いままでいささかあるようございまして、その後から答弁をいたします。

○辻政府委員 事実関係だけ御説明させていただきますと、連合会の運営の面に一そう組合員の意思を反映させるといことが、重要な問題であることはもちろんでございます。そのために三十九年度以降、実行上いわゆる連合運営というのを開催してまいりましたが、四十五年十月以降は連合会の定款を改正いたしました、理事長の諮問機関として運営協議会というものを設けております。これは全体の数が二十名でございますが、事務主管者側が十名、組合員を代表する者が十名、それぞれ十名の構成になっておまして、この運営協議会に重要事項を諮問いたしまして、さらに組合員の意向が十分反映した運営ができるような仕組みになっておるわけでございます。

ただ、たてまえ論から申しますと、先ほどお答え申しましたように、連合会と申しますのはそれぞれ独立した法人であります共済組合の連合体でございます。したがって、そういう連合会の性格から見まして、評議員会の評議員につきましては、それぞれの加入組合の代表者であると同時に、その組合の業務を日常総括的に処理する立場にある者をもって当てるのが自然である、また適当であるという考え方に立ちまして、評議員には主管課長を当てている、こういうことになっているのでございまして。

○荒木委員 どうもお尋ねしたことについての御

答弁がはつきりしませんので、政務次官にお尋ねしたいと思いますが、私が聞きましたのは、議決機関についての構成を聞いています。諮問機関はいろいろあります。その問題をいま聞いています。法律上の議決機関について、方向は民主的自主的になっていく。皆さんも尊重なさるとおっしゃっている。検討すると約束されているのです。そして、同じように考えられる地方公務員の連合会の場合には、そういう構成でいっているわけです。単位共済の場合にもいっている。そしてそれ以外の事務連絡協議会だとか、あるいは事務研究会だとか、あるいは連盟だとか、みんなそういう方向で互選でいっているわけですね。だから、経過はいろいろありまして、いささかもありますが、方向としてそういう方向をお約束とお伺い検討なさる御用意があるべしと思っておりますが、いかがでしょうか。

○柳田政府委員 各単位組合の評議員会の評議員として、その労使双方から出た意見を代表する者が連合体をつくるのでございまして、十分に各組合の意向が連合会に反映するものと考えて処理をいたしておりますが、それに対して御質問の趣旨が、何か各組合員の意見が十分に反映していないという御趣旨でございます。ならば、それにつきましては十分に検討を加えて善処しなければならぬと思っておりますので、具体的に御指示を願いたいと思っております。

○荒木委員 きょうは時間が非常に限られておりますので、この問題はこれでおきますけれども、私が申しておりますのは、皆さんのおっしゃるように、代表としてきめればそれは両方の利益が表現されているのだ、こういうことだったから、いまのはかのような協議会のそういう運用の実態なんて要らぬのです。ですから、いま言われたことは、昨年の附帯決議に対する答弁を誠実に履行されていないというふうに認めざるを得ませんから、この点は厳重に反省をしていただきたい、こう申し上げておきます。

今度の改正の中で、附則に運営審議会の委員に

なる資格として「組合員であつた者（運営審議会の委員であつた者に限る）」というふうに限定をされておりますが、審議会委員の過去の経歴がなくても、組合員であつた方について委員資格を認めるならば、その点は限定要件ではなくて例示要件だと考えてもいいと思うのですけれども、これはいかがですか。

○辻政府委員 今回、運営審議会等の委員であつた者の中から運営審議会等の委員を選任することができるといふことになりましたのは、いわゆる非在籍専従等の問題がございまして、いままです審議会の委員として多年経験を積まれた方が急におやめになるといふようなことでは、審議会の運営ひいては共済組合全体の運営が円滑にいかないという点を考慮したわけでございまして、そういう経験のある方につきましては二年間を限って、国家公務員でなくても、共済組合員でなくても、審議会の委員等になり得る道を開いたわけでございまして。法律の趣旨が、そういうことで改正案をお願いしているわけでございます。

○荒木委員 政務次官に伺いますが、自主的民主的に運営されるような方向で検討すると約束されているわけですね。ですから、立法の経過はいろいろありましよう。しかし、少なくとも組合員であつた方について審議会委員を認めるなら、過去に委員に在籍したということは絶対要件ではないわけでしょう。つまり、組合員の利益を代表する、そういう立場の人を審議会に入れましよう、こういうのでしたら、だれだって最初に審議会委員になるときは前歴がないわけですから、だから事の出でときはいささか、経過としては、いまおっしゃるような事情はあるかもしれない。しかし、問題は、今後の方向としては組合員であつた方について広く認められるような方向で検討なさるべきではないかと思ひますが、政治的な方針はいかがですか。

○柳田政府委員 御趣旨は私もよくわかりますが、今回はいままです審議会の委員として十分豊富な経験を持たれておる方だけに限ってその延長を

認めたのでございまして、そのほかの中にも専門家がおられる、その人をとったらどうかという御趣旨のように拝聴いたしておりますが、その点については十分将来検討に値するものがあると思えますけれども、今回の改正では取り上げておりませんので、そのままを御説明し、今後におきまして十分検討したいと思えます。

○荒木委員 今後の検討を約束されますね。それはよろしゅうございますね。

○柳田政府委員　いまだ審議委員であつた方よりもさらに専門家がおられるというような場合に、その方をどうしてとらないかというような問題が将来起こることがあり得るならばということとを前提として申し上げておるのであります、少なくともいまだ審議委員であられて審議に参画した以上の方がおるようには考えておりませんので現在の制度が生まれておりますが、十分検討いたします。

○荒木委員 積極的に検討されるということを期待し、確認をして、次に移らしていただきます。

今度は国家公務員についての公務災害、このの廃疾に関する給付でありますけれども、御案内のように、公務員災害補償法、それから共済法、この両建てによる支給がありますけれども、たとえば一級の場合は、これはどういう給付になりますか。簡潔にひとつお答えいただきたいと思います。

○辻政府委員 国家公務員共済年金の制度は恩給を引き継いでおりますので、公務災害についても一部取り入れておるわけでございます。一級障害の場合には支給率は百分の八十ということになっております。

○辻政府委員　国家公務員共済年金の制度は恩給を引き継いでおりますので、公務災害についても一部取り入れておるわけでございます。一級障害の場合には支給率は百分の八十ということになっております。

○荒木委員 補償法によれば、年金は二百八十日ですね。私は両方のを伺ったのですけれども、八廿%ということをおっしゃったのですが、併給の場合には五〇%になりますから百八十三日、合わせて四百六十三日ということになります。よろしいですね。

これは現行の公企体の場合には、一級の場合にはどういふふうになりましょうか。

○後藤説明員 専売公社の場合でございますが、
一級の場合は平均賃金の千三百四十日ということ
に相なっております。

○荒木委員　これは六年間たつて、それから労働協約によつて年金支給になるわけですね。ですから、一級の場合といふと、これはもう實際問題として働けませんね。そうすると、いまおつしやつた千三百四十日、かりにこれを六年で割りますと、一年は二百二十三日になります。そうすると、国家公務員の場合には四百六十三日、公企体の場合には二百二十三日、四八％にしかありません。その後六年たつて、これは一級の場合には十二カ月分になりますから三百六十五日ですけれども、それでも七九％にしかならない。この開きは、これは政務次官いかがでしょうか。この開きを昨年の附帯決議の趣旨にも沿つて調整をはかりながら詰めていく、そういう政治的な方向で検討なさるべきだと思いますが、いかがですか。

○住田（正）政府委員 国家公務員の場合には法律できまっているわけでございますけれども、三公社の場合には労働協約できまっておりますので、私どもといたしましては、労働協約の内容をどうこうするという立場にはないわけでございます。

○荒木委員 これはどうも組合員の利益を守る立場の御答弁とはとても思えませんね。法律では全然ないわけでしょう。そうして協約にゆだねている。そうすると、当局は協約の一方当事者じゃないのですか。だとしたら、そういう現行の協約状態で、国家公務員に比べればいまのように低い、四八％、七九％、これは何と前向きに改善しようという気持ちはないのですか。関係ないとおっしゃるのですかね。あるいは現状でしかるべしとおっしゃるのですか。これは政務次官いかがですか。

○増岡政府委員　ただいま部長から説明しましたような、個々の独立した企業でございますので、いろいろな差異が出てきておると思います。しかし、社会通念上不公平であるというような状態がございましたならば、やはりこれはいろいろ指導

しまして公平を期すべきだと思います。

○荒土委員　そこでもう一言。現にそういう状態があるわけです。ですから、改善の方向でひとつ検討していただくことを約束していただきたいと思います。

○増岡政府委員 そのような方向で努力してまいりたいと思います。

○荒木委員 林なみに申し上げておきますが、二級の場合には国家公務員が四百三十五日、ところが公企体の場合は、これが六年間は百九十八日です。から四五％、六年過ぎますと三百四日になります。が、これでも六九％。あと三級、四級とありますけれども、この計算でならしてみますと、全部国家公務員より低いのです。六年間は半分近い。六年過ぎて少し上がったとしてもこれは八割にならない。いま政務次官がおっしゃったように、こ

の点を早急に改善されるようにひとつ検討をお願いしたいということを申し上げておきまして、こういった災害給付の改善は、給付内容の改善とともに、原因の除去ということが、これまた一つ重要だと思います。

そこで、私は、専売公社についてお尋ねしたいと思うのですけれども、有症率の調査をなされたようであります。昭和四十七年度と四十八年度、有症率はふえておりますか減っておりますか。

○後藤説明員 業務上災害の件数でございますか。

○荒木委員 有症率です。
○後藤説明員 有症率全体はちょっとこころでは……。

○荒木委員　それでは、専売公社のほうから伺った数字を申し上げますから、感触として方向が合っているかどうかをお答えいただきたいのですが、四十七年度は函館、盛岡、金沢の三工場でなされた調査で二・三・七％、四十八年度は二・八・八％、これは皆さんのほうから伺った数字ですが、間違いないですね。

○後藤説明員 間違いございません。

○荒木委員　ところで、これはいずれも二交代制

がなされた工場の数字ですが、たとえば四十七年度について見ますと、二交代をやっていない一般の工場をならしての全国平均と比べて、二交代制のところは有症率が高いか低いか、いかがですか。

○後藤説明員　ちょっと全国的な正確な数字を持ってきておりませんが、全国的な傾向と比較いたしました上であまり有意の差はございませんように私は記憶しております。

○荒木委員 皆さんのほうから伺った数字によりますと、四十七年度有症率の全公社平均は一七・九％であります。ところが、二交代制をやっている工場は二三・七％であります。つまり約三割から四割方、有症率が高いのです。このことはお認めになりますね。

○後藤説明員 先生の御指摘のとおりであります。

○荒木委員　三、四割方違うのを有意であると見るか、ないと見るか、これは判断の問題ですから、それはさておきましょう。常識的に考えまして、こんなに開いておるといふことになる、これは一体どういふことが原因だらうか。私はそういう方向で、その違いの実態を明らかにする必要がある、こういうふうに思いますが、このまま放置しておいていいというふうに思われますか。あるいはこれは三割も四割も違う、一体なぜだらうか。公社の立場として、原因を究明なさる必要があると思われませんか、いかがですか。

○後藤説明員 当然、原因については真剣に取り組むべきものと考えております。組合ともこういう健康管理問題につきましては、公社の手持ち資料を全部公開いたしまして、いろいろな話し合いはやっておりますし、ことに二交代工場につきましては、従来、一般工場は定期健康診断は年一回でございますが、年二回ということをやっておりますし、循環器系統については全職員、それから健康相談日等につきましても、一般工場は随時でございますが、二交代工場は必ず一週に一回設けて、そういう相談に応ずるといような体制をとっております。先生の御指摘のとおり進めてま

いりたいと思います。

○荒木委員 私が指摘したのは、原因究明と
いうことを言ったのです。いまだどう方法
対策としてとっておられるかというのを聞
いたんではないのです。ですから、いまあなたの御答
弁が、私が指摘したとおりということなら、原因
を究明していきますと、こう伺ってよろしいで
すね。

○後藤説明員 けっこうでございます。

○荒木委員 ところで、いま組合のお話が出ま
したけれども、労働組合の調査によりますと、い
ゆる有症状とそれから有症の前段階状態、たと
えば、おなかのぐあいが悪いとか、それから耳鳴
りがするとか、いろいろあるとか、一般の医学的
な検査の結果としてあらわれない発病前段階の自
覚症状というのがありますね。これがずいぶん
高くなっています。

これは皆さんのほうも、数字はいろいろ組合資
料で御存じだと思いますけれども、四十八年の十二
月一日、胃のぐあいが悪いという人が、前年四
四％に比べて五二・二％に上がっている。ほか
にもいろいろな症状がありますよ。全部ずつ上
がってきている。そうして、その原因については、
二交代勤務の工場の場合の訴えのほうが高い。
皆さんの調査でも、二交代制勤務をやられて
いるところは有症率が高い。組合の調査でも、二
交代制勤務がやられているところは自覚症状が高
い。これはどうでしょうか、この問題について、
方法は労働組合とよく話し合せて、これが変則勤
務によって起こっているのかどうか、ひとつ誠実
にかつ正確に、早急に、この点の解明を實行なさ
るべきだと思えますが、約束していただけますか。
○後藤説明員 確かに先生御指摘のように、二交
代になりました、いままでと生活のパターンが変
わっております。それが、一年間のいままでの受
診件数とかあるいは体重増減等については、一年
間の追跡ではまだはっきりした答えは出ておりま
せんが、そういう発病前のいろいろな不快を訴え
ておるとかいうようなことも問題になっております

ので、その点の勤務とのからみ等につきましても、
調査してみたいと存じます。

○荒木委員 その調査結果は、早急にこの委員会
に御報告をいただけますね。

○後藤説明員 まとまりましたら、御報告申し上げ
ます。

○荒木委員 発病前症状とも関係をはたしますけ
れども、変則勤務がこういった症状の発現なり症
状の訴えなりに随伴している。ところが、工場の
統廃合がこの変則勤務をまた惹起しているとい
うことで、最後に一言この問題について伺ってお
きたいと思うのですが、昨年の国会でも、いろいろ
委員会でも審議がありましたけれども、益金率が
下がったというお話なんですけれども、納付金の
伸び率はいかがですか。

○斎藤説明員 伸び率というのをどういうふう
に見ますか、御承知のとおり、たばこの売り上げの
中から地方に参ります……(荒木委員「いや、納
付金の金額の伸び率を言ってください、傾向を」と
呼ぶ)これは本年度予算と昨年度予算と比べまし
て、ほとんど同じでございます。

○荒木委員 専売公社のほうで発行された資料に
ありますと、昭和四十三年度、これは価格改定が
ありましたから、これはおきまして、その前の四
年間は平均伸び率が二・一％です。その後の四年
間は平均伸び率が七・八％です。約三倍半になっ
ている。過去十年余りとなってみますとね。これは
皆さんの資料から計算した数字ですけれども、そ
のことはお認めになりますか。

○斎藤説明員 いま数字を持っておりません
が……(荒木委員「いや、傾向ですよ、二・一と
七・八というのはいくらと違いますがね」と呼ぶ)
実績がそうなっておりますとすれば、それは認める
と認めぬとかいうことじゃございませんで、その
とおりでございます。

○荒木委員 売り上げ高純利益率はいかがです
か。

○斎藤説明員 いま正確な資料がございません
が、たばこの定価に対します益金率と申しますも

のは……(荒木委員「いや、売り上げ高とそれか
ら純利益です、皆さんの資料によって計上してお
られる」と呼ぶ)ここに実は資料を持っておりま
せんが、最近だんだん高くなっております。

○荒木委員 皆さんのほうがお出しになった便覧
の数字によりますと、四十六年度は三四・四％で
す。これは納付金プラス内部留保があります。四
十七年度は三六・〇％、上がっているんです。こ
れは全産業あるいは製造業の売り上げ高、純利益
率と対比していかがですか。

○斎藤説明員 純利益というものをどういうふう
に見ますかという見方の問題が一つあります。(荒
木委員「それはいいです、皆さんの資料で表示し
ておられるその内容、それを聞いてるんですか
ら」と呼ぶ)これは高さといたしまして、たいへ
ん高い数字が出ておりますが、このうちの巾着は
納付金とほとんど同じでございます。ほか
の産業とストリートに比較するということは、た
いへんむずかしいと思います。

○荒木委員 それはそうかもしれないですね。つま
り、そのことは納付金をうんと取っているという
ことでしょう。そして、その率が高まっているわ
けですね。酒税の伸びと比べていかがですか。

○斎藤説明員 実は手元に資料がございませんの
で、はっきりしたことは申し上げられません。
○荒木委員 皆さんの資料によりますと、四十四
年を一〇〇として、四十七年は酒税は一四〇％で
す。この納付金とそれからたばこ消費税、これを
加えたものは一四六％です。つまり酒税の伸び
よりも、皆さんの納付金それから消費税の伸びの
ほうが高い、これはお認めになりますか。

○斎藤説明員 そういう数字になっておるとすれ
ば、そのとおりだと思います。

○荒木委員 国民所得の伸びと対比して、納付金
と国民所得の割合、それから租税全体の国民所得
割合との対比ですね、この傾向は幾らですか。
○斎藤説明員 納付金が幾らになりますかとい
うことは、一つはたばこの売り上げとの関連がある
わけです。そういった国民所得あるいは国全体の

個人消費というものと、たばこの売り上げの関連
はどうであるかというふうなことをいろいろ調査
はしておりますけれども、必ずしもはっきりとし
た関連というものが……この傾向としては、そう
いうものが上がってまいりますと、たばこの売り
上げがふえる。したがって、納付金もふえるとい
うことの関連はございますけれども、どうも計数
的にはっきりとしたものをつかんでおりませ
ん。

○荒木委員 皆さんの資料によりますと、国民
所得に対する専売納付金割合は、四十六年度は
〇・四であります。四十七年度も〇・四です。と
ころが、租税全体の国民所得割合は、四十六年度
は一二・一です。四十七年度は一一・九に下がっ
ているのです。つまり、租税全体の収入の国民所
得全体に対する比率が下がっているにかかわら
ず、専売納付金の比率は同じなんです。ですから、
いままで私が申し上げたように、一つは納付
金の伸び率が、ここ十年をとってみれば、あとの
四年間、五年間はうんと上がってきている。売り
上げ高純利益率は、一般産業、全産業平均に比
べると約十倍に近い。酒税の伸びに對しても、専
売納付金とたばこ消費税の伸びは高い。国民所得
全体に対する対比も、租税全体に比べれば平行線
を維持している、ほかは下がっているのね。こう
いうふうな数字の中から見ますと、その上、先
ほど言ったように、公社自身の有症率も高いし、組
合の自覚症状調査によっても高いこの変則勤務を
伴う統廃合、これはひいては共済の給付内容や財
源にも関係してきますよ。そういったことは、先
ほど御答弁があったように、この際、いま言った
諸項目、諸要素を含めて、やはり誠実に検討なさ
るべきではないかと思えますが、いかがですか。

○斎藤説明員 職員の健康の問題、これはもちろ
ん経営者としてもそうでございますし、それから
労働組合のほうもたいへん関心のあるところでござ
います。いろいろなことを実践いたしましていま
までも対策をとってまいりましたし、今後とも
労働組合とも協議しながら、できるだけ問題に對

如してまいりたいというふうに考えております。

○荒木委員 最後に関伺います。あなたは何を聞いておられたのですか。私が指摘したのは、

皆さんはどうも調子がよくないという利益金率その他をおっしゃるから、それで私は、皆さんの

出された資料で経営内容を分析したわけですよ。そうすると、いまあなたにいろいろお尋ねして、

そして数字を申し上げて、結論はお認めになったように決して悪くない。はっきり証明しているで

しょう。だとすれば、いまのような方向について、この際直ちにあるいはやめるとかどうだとか

は言いませんが、少なくとも誠実に検討なさるべきではないか。事は職員の皆さんの健康にかか

わっているし、数字も出ている。しかも、いま出ている関西の三工場、たとえば京都、高槻、茨木、

これは自治体のほうにも聞きました。現実には立ちのき要求は出ていない。皆さんは需要が伸びると

おっしゃるけれども、百億本から百二十億本に年間伸びるとおっしゃるが、しかし、かりに四千回

転のを入れますと、いまの二千回転の比で一日八時間として三億五千万回。去年の委員会の答

弁だったら、年間百台できるといいます。だとしたら、三百億でしょう。方々寄せ集めなくたつ

て、いまのところで機械をいろいろくふうすることによって需要増をまかなうことができる。です

から、この機会にこういった統廃合問題、そして変則勤務の問題、先ほど変則勤務の問題は、こ

の際実態を説明する、国会に報告する、こうおっしゃった。この統廃合の問題についても、いまの

ような資料から誠実にひとつ再検討なさるべきであると思いますが、そのことをお約束いただけま

すか。簡潔に結論を言ってください。

○斎藤説明員 今後のたばこの需給の関係、それから公社といたしましても能率的に運営してまい

ります。そういう立場からいたしまして、いまの御指摘のございましたような二交代の問題とい

うものは、どうしてもやらざるを得ない。しかし、片や職員の安全な健康の問題というものは、誠

実に解決していきたい、こういうふうに思います。

○荒木委員 統廃合を聞いたのですよ。

○斎藤説明員 統廃合は、既定の方針に従ってやらざるを得ないと思います。

○荒木委員 お尋ねしたことと指摘した事実について、もう何の考慮もなしに、全然見当はずれの答弁で、これじゃ率直に申し上げて、この審議に

十分誠実に応対なさっておると思いませんけれども、これは、問題は今後にまだありますから引

き続きお尋ねすることにして、最初にお聞きした中で御答弁のなかつた分は、これはもう時間が来

ましたからあとで私のほうに御連絡ください。

以上で質問を終わります。

○安倍委員長 広沢直樹君。

○広沢委員 時間の制約がありますので、私はきょうは年金支給率の改善問題と、それから必要

財源の負担割合の改善の問題について、若干その方向をお伺いしておきたいと思ひます。

すでにこの改正問題については、いままでずいぶん論議が重ねられてきています。特に、国家公務員あるいは公団体職員及びその遺族のいわゆる生活を保障する年金というものの充実について、これは年々改正がされておりますし、充実は

叫ばれておりますね。

ところで、まず最初にお伺いしておきたいことは、老齢年金、いわゆる退職年金ですが、最低基準率は、正常な生活手段を保障し、年金受給者とその家族が通常の生活を維持できるものでなければならぬ、こういうわけでありまして、したがって、先ほどの四党提案の中にもありますけれども、その年金の支給率を、二十年では本俸の年間平均の百分の四十というところになっております。これを、六十に引き上げるといふ要求がなされております。その率がどれくらいというところは、こ

はつきりいえないけれども、要するに、百分の四十という線で今日までやってきたのですが、諸般の情勢からこれを引き上げるべきであるという要求がなされている。その方向についてどういうふうにお考えになっているか、基本

的に伺っておきたいと思ひます。

○辻政府委員 共済組合の退職年金につきまして、たゞいま御審議をいたしております改正案によりまして、基礎俸給のとり方を三年平均から一年平均に改めますとか、あるいはまた低額年金を是正するために、通算退職年金の算定方式に準ずる算定方式を導入するというようなことを考えておまして、相当大幅な改善を行なうことを予定しておりますので、今後とも共済年金の給付水準につきましては、他の公的年金の給付水準との権衡あるいは財源への影響等も勘案しながら検討してまいりたいと考えております。

しかし、たゞいま御指摘のございました基本的な支給率自体を要するということにつきましては、これは共済年金制度の根本に於ける問題でございます。これは慎重な検討が必要であると考へております。他の公的年金制度との均衡もございまして、また、これを引き上げるといたしますれば多額の財源を要し、組合員の負担の増高を招くということもございまして、今後基本的な支給率をどうするかという問題につきましまして、さらに慎重に検討してまいりたいというふう

に考へております。

○広沢委員 それは組合員の負担の問題にも、あるいはほかにもいろいろ響いてくる問題はあると思ひますけれども、それ以前にまだ改善すべき点が相当あるのじゃないかと思ひます。御承知のように、社会保障の最低基準に関する条約の百二号ですが、これを批准していません。政府の方向としては早く批准したいということでも、近々批准される方向になると思ひますけれども、それによりまして、やはり年金受給年齢の妻を有する男子の場合でも、老齢年金の場合は百分の四十というところになっております。確かに、いま次長がお答えになりましたように、今度改善されて最終一年平均給与額の百分の四十、これが年金額になるのですが、これは年金算定の基礎給に

も私は問題があるんじゃないかと思ひます。それは本俸のみになっておりますけれども、条約の

中で述べられている問題は、やはり従前所得とい

いますか、所得すべてが含まれた感覚になってい

るわけですね。ところが、現在の場合においては、本俸だけという感じでやってきておりますから、その点においても年金支給額は非常に大きく違っ

てくるのではないかと。特に、いまでもボーナス、一時金、これを含めるかどうかという問題につ

いても論議をされてきておりましたが、最近このように物価が上がってくるということで、繰り上げ支給もしなければならぬと人事院でも勧告して

おるような状況ですから、これはすでに生活給として考へるべきですね。本俸だけで計算すればいいという問題じゃなくて、やはり年金生活者、いわゆる退職後のこういう方々の給付改善をしようということになるのであれば、現実に即してそういう面にも手を触れていかなければならないと思

うのですが、その点はどうか今後の方角としてお考えになっていらっしゃるのか、伺っておきたい。

○辻政府委員 たゞいまILO条約の基準の明示があつたわけですが、御承知のように、ILO条約の場合の四十というふうになっております基準は三十年でございまして、三十年拠出の場合の例でございまして、国家公務員共済組合の年金の場合には、三十年拠出をいたしますと支給率が五五〇というところになるわけでございます。なおまた、ILO条約におきます標準受給者の支給開始年齢は六十五歳でございまして、共済組合の場合には五十五歳というところになっておりますので、そういう点から見まして、ILO百二号条約と比べましても、決して遜色のない水準ではな

らうかというふうにして思っております。

○広沢委員 いまの基礎給の計算の考え方についてはどうですか。

○辻政府委員 基礎給手の問題でございしますが、ILO条約によりまして従前所得と申しますのは、条約の解釈上は、国内法令の定めるところにより計算するということになっておりますので、それぞれ国内法令におきましてきめるといふことにな

るわけでございます。したがって、わが国の共済年金の場合に当てはめますと、これが三年平均の俸給、今度改正させていただくとすれば、一年平均の俸給ということになりますので、ILO条約の解釈といたしましてはそういうことになるわけでございます。

○広沢委員　ですから、国内法で定められたというところになっておりますけれども、現実の先ほど申し上げたような問題で、やはり生活給として考えるべきではないのかということでありま。諸外国それぞれ給与体系が違いますから、その国々によってきめていくという事は、そういう規定で考えられていたのであって、本俸だけでいいという考え方はないと思うのです。その点はひとつ今後前向きにやはり検討していくべき必要があるんじゃないかと思うのですが、いかがでしょう。

○辻政府委員　今回改善をさせていただくとしたしますと、国家公務員共済年金の場合に、四十九年度の退職者の平均年金額で見ますと、約八万五百円程度になると見込んでおります。

そこで、ただいま基礎給与の御指摘があったわけでございますが、厚生年金の場合、去年大改正をさせていただきまして、その基本的な考え方は、全体の厚生年金の被保険者がありますが、その全体の平均標準報酬に対してどのぐらいかということを一応のめどにいたしたわけでございまして、それに対して六〇％の水準を確保するというところで、あれだけの改正をやらしていただいたわけでございますが、そういう考え方に立ちまして、組合員の平均の給与と比較してみるとどうなるかというところを出してみますと、標準報酬基準で見ますと、六五％程度になります。さらに特別手当、いわゆる賞与を含めて給与の基準でこの年金額を割ってみますと、四九％程度になりますので、相当な水準の年金ではなからうかと思っております。

○広沢委員　それでは、次に、費用負担の問題についてお伺いしておきますが、国家公務員の旧共

済組合法が制定されたのが昭和二十三年ですが、それから三十九年に至るまで、費用の負担割合は、四十五が公務員、五十五が国、こういう割合で進んできたわけですね。このことはいわゆる国庫負担が一〇％ということであったわけですが、当時厚生年金における国庫負担が一五％であったというところから、非常に議論がなされておったわけでありま。公務員の側からは、厚生年金の水準まで国庫負担を引き上げてほしいという要望も、これは議論がされております。三十九年度に至ってようやくこれが実現したわけですが、その翌年において、厚生年金のほうはまだ国庫負担を二〇％に引き上げておりますね。

そこで、大蔵省はこの国庫負担の水準のあり方について、どうい御見解を持っておられるのか、まず伺っておきたいのであります。

○辻政府委員　共済年金の国庫負担の率の推移につきましましては、ただいま御指摘のあったとおりでございます。国庫負担の考え方ということにつきましては、いろいろと御議論、御意見のあるところでございますけれども、私どもといたしましては、一応給付水準との関連において考えているわけでございます。

共済年金と厚生年金との給付水準を比較いたしますと、先ほどお答え申し上げましたように、共済年金の年金額は、今回の改善後で八万五百円程度になると考えておりますが、厚生年金の場合には、今回物価スライドをいたしました後でも、六万円をやや切る程度の年金額でございますので、年金額自体にも差がございます。それから支給開始年齢につきましましては、共済年金は五十五歳でございますし、厚生年金は六十歳でございますので、それだけ長い期間共済年金のほうが年金の支給を受けることができるわけでございます。そういう給付の額と給付の期間とを合わせました給付水準というところを比較いたしますと、共済年金の給付水準は一〇〇といたしまして、厚生年金の給付水準は大体六割程度ではなからうかというふうに考えております。

そこで、こういう給付水準の差を考慮いたしますと、同じ国庫負担率ではかえって均衡を失するのではないかと、そういう考え方に立ちまして、ただいま厚生年金の国庫負担率は二〇％でございますが、共済年金の場合には一五％というふうに差を設けておるわけでございます。

○広沢委員　そういうことになりましたと、三十九年に厚生年金の負担割合と同じようになったという理由ですね。給付水準のお話はいつもなさるわけですが、これは給付水準の上においては絶えず差があるはずなんです。ですから、三十九年において厚生年金の負担割合と国家公務員共済の負担割合との関係が一緒になってきたという理由はどういうところにあるのか。

それから、給付水準のことをいつも問題にされるわけですが、国家公務員が年金において厚生年金以上に優遇されているというのは、恩給の関係もありま。あるいはまた、公務員共済法の第一条の特殊な条件ということを加味したこともあるわけですね。ですから、多少年金の水準が高いという理由にはならないと思うのです。厚生年金もいま五万円年金ということで、実質的にはそこまできておりませんけれども、そういうことになってきております。今回の改正におきましても、一応算定方式というものを、いままでの算定方式から通算年金の算定方式に変えております。両方どっちでも選択できるようになっております。というところは、やはり低額の人ほど相当厚生年金と比べてマイナス面が多い、低くなっているというところを加味して、こういうことを入れてきたわけですし、あるいは遺族年金の問題にしても、大半が最低額のところに引っかかっているわけでしょう。それじゃ、遺族年金の場合、どいう条件になっているかということを見比べてみても、厚生年金を基準になさるとすれば、確かに国家公務員の遺族年金のほうは条件が非常にきびしくなっておりますね。そういったところもやはり改正していかなければならないんじゃない

か。単なる給付水準だけをもっていわゆる国庫負担は低くてもいいんだという考え方には一つ疑問があるわけですが、そういう点いかがでしょう。

○辻政府委員　共済年金の国庫負担が一〇％が一五％になりましたのは、三十九年の十月でございますが、厚生年金の場合には四十年の五月から一五％が二〇％になったわけでございます。当時の考え方としてはいろいろあったと存じますけれども、一つの問題は、掛け金率なり保険料率であったと思えます。当時の厚生年金の保険料率は被用者負担が一・七五％でございますが、共済の場合にはその当時から引き続きまして千分の四十四という料率になっているわけでございます。

したがって、当時でございますと、給付も高いが掛け金も高いというような考え方もあったわけでございますけれども、現在でございますと、厚生年金の場合には男子の保険料率は千分の三十八ということになっております。国家公務員共済の場合にはずっと引き続きまして千分の四十四でございます。しかもその基礎になりますのが、厚生年金の場合には標準報酬でございますが、共済年金の場合には俸給でございます。差がございますので、換算をいたしますと、現在ではむしろ共済年金のほうがやや低目になってくるという計算も成り立つわけでございます。現在の考え方といたしましては、先ほど御説明申し上げましたように、給付水準あるいはまたそういう掛け金の負担からしまして、国庫負担の率を同じにするのかえって均衡を失するということに考えておるわけでございます。

○広沢委員　民間における年金制度は、厚生年金、企業年金あるいは調整年金ですか、三本立てになっていますね。公務員の年金水準が高いとか低いとか、あるいは使用者負担、国庫負担が高いとか低いとかいう問題はありますけれども、こういった制度全体を一応見て判断をしてくれませんか。一つの問題もありませんし、あるいは財政方式も一つの問題であらうかと思うのです。そういう実態を当局としては調査されたこと

があるかどうか、いかがでしょう。それによって負担割合というものも判断していかなければならないのじゃないでしょうか。

○辻政府委員 ただいまちょっと御質問の要点を聞き漏らしたかと思いますが、財政方式でございすか。

○広沢委員 たとえば、企業年金でも負担割合をその企業によってきめていきますね。厚生年金も御承知のように、負担割合はきまっていますね。そういうふうないろいろな制度があるわけですから、そういう制度全体の負担の状況というものを

見比べて、できるだけ給付は大きくし、負担は少なくしていくという考え方になってくるわけですから、そういう意味からいいますと、それを見比べて上で、あるいは財政方式を見比べて上で、国庫負担の割合というものもきめていかなければならないでしょうということです。ですから、総合的な制度というものを勘案していけば、いま言うように、負担割合というものもいまのような状況で適当なものかどうかではないんじやありませんかと申し上げているわけです。

それからもう一つ、時間もありませんので申し上げておきたいのですが、将来、制度というものをだんだん一本化していく——社会保障制度です。基本的にはその成り立ちから違っています。いるんだというの、私は諸弊があると思うのです。これはいままでの経緯から考えていくと、どうしても違った形、幾種類かの形が出てきているわけですから、少なくともこれを一本化していくということになるわけですが、国庫負担のあり方についても基本的には一本化された方向で考えていくべきじゃないか。制度上の違いというものは、その制度を直すことによって正されていくんじゃないだろうかと思うのです。制度が違えば国庫負担の割合も違ってくるというふうな考え方では、国の負担の基本的なあり方として私は問題があるのじゃないかと思うのです。そういう意味でいま申し上げておるわけでありすが、厚生年金の負担に対する国庫負担の割合、

これが三十九年では一緒になった。ところが、給付水準が違ふ。この給付水準が違ふということから、いまの国庫負担の十五対二十というのはいいか悪いのか、これは非常に議論を呼ぶところなんですけれども、私は基本的にはいま申し上げたような観点に立って正していかなければならないんじゃないかと思うのです。ですから、いまのところ、国庫負担の割合がこの程度でよろしいという判断をされているかどうか、ここに一つ問題があるかと思うのです。その点についてひとつ御見解を承っておきたいと思ひます。

○辻政府委員 確かに国庫負担率の問題につきましてはいろいろと問題もございす。御議論もあることは十分承知をいたしております。たとえば、率でなくて一人当たりの国庫負担額で比較をいたしてみますと、国家公務員共済組合は、年間にいたしまして一人頭十二万八千四百円の国庫負担額になっておりますが、厚生年金の場合には、いろいろな計算方法もございすが、二十七年というところと比べてみますと十二万三千四百円ということになりまして、額で見ますと共済年金のほうが、率は低くても一人頭の額としては多いということも出てまいります。そういういろいろな要素を総合的に勘案して判断をしなければならぬというふうな考えでいるわけでございます。

なお、わが国の年金制度が、民間の厚生年金、公務員の共済年金、あるいはまた国民年金など、いろいろに分かれておることは御指摘のとおりでございまして、これをどうするか、統合までいくべきか、あるいは調整をすべきか、非常にむずかしい問題であるわけでございますが、制度の目的、沿革も違つておりますし、また給付水準の差もございすので、早急に統合するということはなかなかむずかしいのではなからうかというふうな考えております。

○広沢委員 次に、今度の改善措置によって既裁定者も適用されることになるわけですね。その費用は一体どれぐらいになるのか、またこの費用は、

当然、当初予定していない追加費用ということになると思うのですが、どのような負担になっているのか、その点についてちょっとお伺いしておきたい。

○辻政府委員 今回の年金額の改定及び制度の改善によって増加いたします費用の負担につきましては、これは従来からの原則でございすが、新法の年金制度施行前の期間にかかる分は国が負担することになります。それから新法の年金制度施行後の期間にかかる分につきましては、現在の費用負担割合、国が一五％、事業主としての国が四二・五％、組合員が四二・五％、この三者の負担割合によって負担をするということになっておるわけでございます。

それから、改善に伴う増加所要額をいたしましては、全部合わせまして、四十九年度では百六十二億五千五百万円、平年度にいたしまして四百五億三千四百万円ということになります。

○広沢委員 この改善措置は現職の公務員である組合員の掛け金率に影響してくるだろうと思うのですが、こういうことになりましたと、これだけの追加費用ということになるわけでありすから、掛け金率にはどういう影響が出てくるわけですか。

○辻政府委員 長期給付の財源率につきましては、再計算を行ないまして、その上で決定をするわけでございます。いま再計算の準備に取りかかっておるわけでございます。本年の十月を期して再計算をするということになっております。したがって、再計算をやってみますと、全体としてどのぐらいの影響がございすか、正確には出ないわけでございますが、今後とも財政方式の問題とも関連して検討し、再計算の事務を進めてまいりたいというふうな考えております。

○広沢委員 それは再計算してみなければわからないということですが、既裁定者に対してはさかのぼって負担をしなければならぬわけですから、さつきおっしゃっておられたように相当な財源を要するわけでありまして、掛け金率に影響しな

いというのではないと思うのですが、すでに四十九年度予算でも処置されていると思ひますので、どの程度の影響があるか伺っているわけですね。その点いかがでしょうか。

○辻政府委員 今回お願い申し上げております年金の改定に伴ひまして、財源率にどのぐらいの影響するかということを試算してみますと、千分の六・六の影響があるわけでございます。

しかし、組合員の掛け金率がどのくらい上がるかということになりますと、これは基礎から再計算をいたしてみないと確定をしないわけでございます。その再計算の作業につきましては、ただいま進めておるわけでございます。これにつきましましては、財政方式をどうするかという問題も含めて、さらに検討してまいりたいと思ひます。

○広沢委員 一般的にいえば、脱退率だとか、平均余命だとか、あるいは利回りの利率だとか、こういう基礎的なものに変更がなければ、平準料率というものは上がるわけでしょう。ですから、昨年厚生省が生命表というものを発表しておりますけれども、それによつて、五年前の共済の再計算期るときよりは相当伸びておりますから、これだけ見ても千分の一や二は上がるのではないかと

思われるわけですね。ですから、当然いままでの千分の四十四という掛け金率がある程度上がったわけではないかというところは予測されるのですけれども、これは公務員の負担の問題になりまして、その点の方向は当然予算措置で考えられていなければ、予算は組めなはずなんです。十月になつて計算してみなければわからぬというのではなく、予算措置をなさるときには大体どれくらいめどを立てておったのか。その点もう少し明確にお聞きしたいと思ひます。

○辻政府委員 ただいま千分の六・六と申しましたのは、今回の改善が既裁定の年金にはね返る分についてお答え申し上げたわけでございますが、今回基礎給を三年平均から一年平均に改めさせていただきます、あるいは低額年金の是正といたしまして通算退職年金に準ずる方式を導入させていた

だくという前向きな制度改善をやらしていただいているわけですが、それに伴って、また財源率に影響があるわけですが、その財源率の影響につきましては、給付の改善を行なうわけでございますので、それに見合まして、ある程度掛け金の負担をしていただくのはやむを得ないのではなからうかと考えております。それがどのくらいになりますかということは、正確に申しますと、再計算の結果を待たなければわからないわけですが、現在のところでは、大体千分の二・五から三・五程度の影響があるのではないかと思います。

なお、予算措置につきましては、国が事業主あるいはまた国庫として負担いたします負担金率、これにつきましては四十九年の十月一日から千分の三引き上げというところで、すでに四十九年度の予算で財源措置を講じております。

○広沢委員 これで終わりにしますけれども、一応それだけ負担が多くなってくるわけですね。したがって、先ほど申し上げました年金支給率の改善の問題にしても、財政負担の割合にしても、現状ままで続けてきたままではよくないと思うので、これに対しては、先ほど四党の要求しました方向にこれから考えていかなければならないと思うのですが、そのことを要望して終わりにいたしておきます。

○安倍委員長 これにて両案に対する質疑は終了いたしました。

○安倍委員長 昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党及び民社党を代表して村山達雄君外四名より修正案が提出されております。

昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案に対する修正案
〔本号末尾に掲載〕

○安倍委員長 この際、提出者より趣旨の説明を求めます。山田君。

○山田（勲）委員 ただいま議題となりました昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、提出者を代表して、提案の趣旨及びその内容を御説明申し上げます。

この修正案は、国家公務員の共済組合制度等の改正と同様に、厚生年金保険の年金受給者との均衡等を考慮し、公共企業体職員等共済組合法に基づく退職年金等の年金額の算定につきまして、いわゆる通算退職年金方式による算定方法を導入することとしようとするものであります。

すなわち、退職年金等の年金額の算定にあたりましては、現行の算定方式により算定した額が、通算退職年金の額の算定方式に準ずる算定方式により算定した額に満たないときは、その額によることとしたしまして、低額の年金の改善をはかることとするものであります。

なお、この措置は、昭和四十八年四月一日からこの法律の施行日の前日までの間に給付事由が生じた給付につきましても、昭和四十九年十月分以後適用することとし、また、昭和四十八年三月三十一日以前に給付事由が生じた給付につきましては、政令でこの措置に準ずる措置を講ずることとしたしております。

以上が、本修正案の提案の趣旨及びその内容であります。何とぞ、御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○安倍委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○安倍委員長 これより討論に入るのであります。が、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

まず、昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○安倍委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案について採決いたします。

まず、本案に対する修正案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○安倍委員長 起立総員。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除いて、原案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○安倍委員長 起立総員。よって、本案は修正議決いたしました。

○安倍委員長 ただいま議決いたしました両案に対し、自由民主党、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党及び民社党を代表して村山達雄君外四名より附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

これにて、提出者より趣旨の説明を求めます。山田君。

○山田（勲）委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表して、提案の趣旨を簡単に御説明申し上げます。

案文は、お手元に配付いたしてありますので、朗読は省略させていただきます。

国家公務員及び公共企業体職員の既裁定の共済年金につきましては、本年度も恩給の額の改定措置に準じて、年金額の引き上げをはかることとしているほか、さらに今回、遺族年金の扶養加算制度と短期給付の任意継続制度の創設、あるいは退職年金等の年金額の算定にあたって、通算退職年金方式に準ずる算定方式を導入する等共済組合制度独自の改正措置を講ずることとしたしております。

もとより、これらの改正措置は、本格的な制度改正に向かって一歩を踏み出したものとして、一応評価できるのでありますが、なお取り残された問題も少なくないのであります。

申し上げるまでもなく、三十六年の国民皆年金の実現以来、年金制度に寄せる国民各層の期待は、今日ほどその高まりを見せているときはないのであります。

特殊な職域の年金制度である公務員グループの共済組合制度につきましても、他の公的年金制度との均衡等を考慮しながら、いかなる体系を指向すべきか等根本的な改革についての検討が要請される時期に差し加かつてきているのではないかと考える次第であります。

本附帯決議案は、このような見地から、共済組合の給付に要する費用の負担と給付内容の改善、国家公務員と公共企業体職員の共済組合の両制度間の差異の是正等共済組合制度改善のため、引き続き検討を必要とする諸点を取りまとめたものであります。

本附帯決議案に盛り込まれております各事項につきましては、いずれも従来から本委員会において論

議が重ねられてきた問題点であり、また、制度の充実をはかるため、その実現が望まれているところであり、本決議案の趣旨に沿ひ、適切な措置を講ずるよう、政府においてな一そう努力されんことを要望するものであります。

以上が、本附帯決議案の提案の趣旨であります。何とぞ、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

「昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案」及び「昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案」に対する附帯決議（案）

政府は、共済組合制度の充実を図るため、左記事項を実現するよう、なお一層努力すべきである。

一 共済組合の給付に要する費用の負担及びその給付内容の改善については、他の公的年金制度との均衡等を考慮しつつ、適切な措置を講ずるよう検討すること。

二 国家公務員共済組合等及び公共企業体職員等共済組合からの年金について、国民の生活水準、国家公務員及び公共企業体職員の給与、物価の上昇等を考慮し、既裁定年金の実質的価値保全のための具体的な対策を早急に進めること。

三 長期給付の財政方式については、賦課方式の問題も含めて検討すること。

四 旧令、旧法による年金額の改善については、引きつづき一層努力すること。

五 国家公務員共済組合及び公共企業体職員等共済組合両制度間の差異について、早急に是正するよう検討するとともに、国家公務員等退職手当法第五条の二に規定する公共企業体

職員の退職手当についてすみやかに改善措置を講ずるよう検討すること。

六 家族療養費の給付については、他の医療保険制度との均衡を考慮しつつ、その改善に努めること。

七 長期に勤続した組合員が退職した場合において、医療給付の激変をさけるための措置についてさらに検討すること。

八 労働組合の非在籍専従役員が、共済組合員としての資格を継続することについて検討すること。

九 共済組合の運営が一層自主的、民主的に行われるため、運営審議会において組合員の意向がさらに反映されるよう努めること。

十 公共企業体職員等共済組合に関する制度について、学識経験者等により調査審議する機関の設置について検討すること。

○安倍委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。おはかりいたします。

本決議のごとく附帯決議を付するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○安倍委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

本附帯決議に対し、政府より発言を求められておりますので、これを許します。内田大蔵大臣臨時代理。

○内田国務大臣 御承知のとおり、福田大蔵大臣がアジア開発銀行の年次総会に出席のため海外出張中であり、その間臨時代理を仰せつけられましたから発言をお許しいただきたいと存じます。

ただいま両法案につきまして御決議のありました事項につきましては、政府といたしましては、御趣旨に沿ひまして十分検討いたしたいと存じます。

○安倍委員長 増岡運輸政務次官。

○増岡政府委員 ただいま附帯決議のありました事項につきましては、政府といたしまして、御趣旨を体し、十分検討したいと思ひます。

○安倍委員長 おはかりいたします。

ただいま議決いたしました両法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○安倍委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○安倍委員長 次に、電源開発促進税法及び電源開発促進税特別会計法案の両案を一括して議題といたします。

電源開発促進税法
電源開発促進税特別会計法案
〔本号末尾に掲載〕

○安倍委員長 これより両案について、政府より提案理由の説明を求めます。内田大蔵大臣臨時代理。

○内田国務大臣 ただいま議題となりました電源開発促進税法及び電源開発促進税特別会計法案につきまして、提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

電気の安定的供給の確保が国民生活と経済活動にとってきわめて重要でありますことは申すまでもないところであります。

政府は、最近における電力需給の逼迫の状況に早急に対処するため、発電所等の周辺地域における公共用施設の整備をはかること等を通じて発電施設の設置等を積極的に進めたいと考えております。

今回、この施策の費用に充てるため、新たに一般電気事業者の販売電気に対して電源開発促進税を課税するとともに、これを財源として行なう電源開発促進税を一般会計と区分して経理するため、特別会計を設置することとし、ここに、これらの法律案を提出することとした次第であります。

まず、電源開発促進税法につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第一に、課税範囲等につきましては、一般電気事業者を納税義務者とし、その供給した電気及びみずから使用した電気を課税物件として、これらの販売電気に対して電源開発促進税を課することとしたしております。

第二に、税率につきましては、販売電気千キロワットアワーにつき八十五円とすることとしております。

第三に、その納付につきましては、毎月、その月における販売電気の電力量、電源開発促進税額等を、その翌月末日までに申告し、申告期限内にその税額を納付することとしたしております。

また、納税地は、一般電気事業者の本店所在地とするほか、開業の届け出等所要の規定を設けることとしております。

この法律の施行期日は、昭和四十九年十月一日とし、供給した電気については、十一月一日以後に料金の支払いを受ける権利が確定されるものから、みずから使用した電気については、同日以後に計量されるものから、それぞれ適用することとしております。

次に、電源開発促進税特別会計法案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第一に、電源開発促進税の収入を財源として行なう電源開発促進税の経理につきましては、こ

れを明確にするため、特別会計を設置して一般会計と区分することといたしております。

第二に、この特別会計において経理する対象を明確にするため、電源開発促進対策として、発電用施設周辺地域整備法に基づく地方公共団体に対する交付金の交付及び発電所等の周辺地域における安全対策その他の発電所等の設置の円滑化に資するための財政上の措置を定めるとともに、この特別会計は、内閣総理大臣、大蔵大臣及び通商産業大臣が管理することとしております。

第三に、この特別会計の歳入は、電源開発促進税の収入その他の収入とし、歳出は、地方公共団体に対する交付金及び安全対策等のための財政上の措置に要する費用、事務取り扱い費等とするとしております。

また、その他この特別会計の予算及び決算の作成及び提出並びに一時借入金等の借り入れ等この会計の経理に必要事項を定めるとともに、国税収納金整理資金に関する法律その他につきまして所要の規定の整備を行なうことといたしております。

以上が、電源開発促進税法案及び電源開発促進対策特別会計法案の提案の理由並びに概要であります。

何とぞ、御審議の上、すみやかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○安倍委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

両案に対する質疑は後日に譲ります。
次回は、来たる二十六日金曜日、午前十時理事會、十時三十分委員會を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時三十分散會

昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における国家公務員共

済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律

(昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律の一部改正)

第一条 昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律(昭和四十二年法律第四百号)の一部を次のように改正する。

第一条の六の次に次の一条を加える。

(昭和四十九年度における特別措置法による退職年金等の額の改定)

第一条の七 前条第一項の規定を受ける年金については、昭和四十九年十月分以後、その額を、その算定の基礎となつてゐる別表

第一の八の仮定俸給(第一条の五第四項の規定若しくは前条第四項において準用する第一条第六項の規定により第一条の五第三項各号に掲げる金額若しくは従前の年金額をもつて改定した年金額又は前条第二項の規定により読み替へて適用される同条第一項若しくは同条第三項の規定の適用を受けた年金については、それぞれ同条第一項の規定により年金額を改定したものとした場合にその改定

年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給又は同条第二項の規定により読み替へて適用される同条第一項若しくは同条第三項の規定により改定された年金額の算定の基礎となつてゐる仮定俸給)に対応する別表第一の九の仮定俸給を俸給とみなし、旧法の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前項の規定の適用を受ける年金(その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短期間(旧法の規定による退職年金に相当する年金を受ける最短期間)をいう。以下この項及び第四項において同じ。)に達している年金に限る。次項において同じ。)を受ける者が七十歳以上の者又は旧法の規定による遺族年金に相当する年金

を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫である場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定に基づいて算定した額に、その年金額の計算の基礎となつた組合員期間の年数から最短期間の年数を控除した年数一年につき同項の規定により俸給とみなされた額の三百分の一(旧法の規定による遺族年金に相当する年金については、六百分の一)に相当する額の十二倍に相当する額を加えた額に改定する。この場合においては、第一条第四項後段の規定を準用する。

3 第一項の規定の適用を受ける年金を受ける者が七十歳に達したとき(旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻、子又は孫が七十歳に達したときを除く。)は、その達した日の属する月の翌月分以後、前項の規定に準じてその額を改定する。

4 次の各号に掲げる年金については、前三項の規定により改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和四十九年十月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。この場合においては、第二項後段の規定を準用する。

一 旧法の規定による退職年金に相当する年金のうち次のイからハまでに掲げる年金
次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額
イ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が最短期間(昭和四十九年十月分以後)に達しているものに係る年金 三十二万六千六百円
ロ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が九年以上のものに係る年金(イに掲げる年金を除く。)及び六十五歳未満の者で実在職した組合員期間が最短期間(昭和四十九年十月分以後)に達しているものに係る年金 二十四万二千二百円
ハ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が九年以上のものに係る年金 十六万八千八百円

二 旧法の規定による遺族年金に相当する年金のうち次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額
イ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が最短期間(昭和四十九年十月分以後)に達しているものに係る年金 三十二万六千六百円
ロ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が九年以上のものに係る年金(イに掲げる年金を除く。)及び六十五歳未満の者で実在職した組合員期間が最短期間(昭和四十九年十月分以後)に達しているものに係る年金 二十四万二千二百円
ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 十六万八千八百円

三 旧法の規定による遺族年金に相当する年金のうち次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額
イ 六十五歳以上の者及び六十五歳未満の妻、子又は孫が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短期間(昭和四十九年十月分以後)に達しているもの 十六万八千八百円
ロ 六十五歳以上の者及び六十五歳未満の妻、子又は孫が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が九年以上のもの(イに掲げる年金を除く。)並びに六十五歳未満の者(妻、子及び孫を除く。)が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短期間(昭和四十九年十月分以後)に達しているもの 十二万六千六百円
ハ イ及びロ以外の年金 八万四千四百円

5 第一項又は前項の規定の適用を受ける年金を受ける者(六十五歳未満の者に限る。)が六十五歳に達したとき(旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻、子又は孫が六十五歳に達したときを除く。)は、その達した日の属する月の翌月分以後、前項の規定に

準じてその額を改定する。

6 第一条第六項の規定は、前各項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

第二条第五項中「及び第二条の第六第五項」を「、第二条の第六第五項及び第二条の第七第五項」に改める。

第二条の二第三項中「及び第二条の第六第四項」を「、第二条の第六第四項及び第二条の第七第四項」に改める。

第二条の六の次に次の一条を加える。

(昭和四十九年度における特別措置法による公務員年金等の額の改定)

第二条の七 前条第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和四十九年十月分以後、その額を、その算定の基礎となつてゐる別表第一の八の仮定俸給(同条第三項の規定若しくは同条第六項において準用する第一条第六項の規定により前条第三項各号に掲げる金額若しくは従前の年金額をもつて改定年金額とした年金又は同条第一項の規定及び同条第二項若しくは第六項において準用する第一条の六第二項若しくは第三項の規定の適用を受けた年金)については、それぞれ前条第一項の規定により年金額を改定したものとした場合にその改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給又は同項の規定及び同条第二項若しくは第六項において準用する第一条の六第二項若しくは第三項の規定の適用を受けて改定された年金額の算定の基礎となつてゐる仮定俸給)に対応する別表第一の九の仮定俸給を俸給とみなし、第二条第一項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「別表第三」とあるのは、「別表第三の九」と読み替へるものとする。

2 第一条の七第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金(その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が旧法の規定による退職年金に相当する年金

を受ける最短期間年限に達している年金に限る。第六項において同じ。)を受ける者が七十歳以上の者又は殉職年金若しくは障害遺族年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫である場合について準用する。この場合において、同条第二項中「旧法の規定による遺族年金に相当する年金」とあるのは、「殉職年金又は障害遺族年金」と読み替へるものとする。

3 次の各号に掲げる年金については、前二項の規定の適用を受けて改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和四十九年十月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。

一 障害年金 別表第四の九に定める障害の等級に対応する年金額(障害の等級が一級又は二級に該当するものにあつては、七万二千元を加えた額)

二 殉職年金 三十六万六千六百円

三 障害遺族年金 前号に掲げる金額の十分の七・五に相当する金額

4 障害年金を受ける権利を有する者に扶養親族がある場合には、前項第一号に掲げる額に配偶者である扶養親族については四万二千円、配偶者以外の扶養親族については一人につき四千八百円(そのうち二人までは、一人につき一万二千円)を加えた額を同号に掲げる額として、同項の規定を適用する。

5 殉職年金を受ける権利を有する者に扶養遺族がある場合には、第三項第二号に掲げる額に次に掲げる額を加えた額を同号に掲げる額として、同項の規定を適用する。

一 扶養遺族が一人である場合 一万二千元

二 扶養遺族が二人以上である場合 一万八千元

6 第一条第六項の規定は、第一項から第三項までの規定の適用を受ける年金の額の改定について、第一条の七第三項の規定は、第一項の規定の適用を受ける年金を受ける者が七十歳に達したとき(殉職年金又は障害遺族年金

を受ける妻、子又は孫が七十歳に達したときを除く。)について、それぞれ準用する。

第三条の六の次に次の一条を加える。

(昭和四十九年度における旧法による年金の額の改定)

第三条の七 第一条の七の規定は、前条の規定の適用を受ける年金(第三条第一項の規定の適用を受ける年金に係るものに限る。)の額の改定について、第二条の七の規定は、前条の規定の適用を受ける年金(第三条第二項の規定の適用を受ける年金に係るものに限る。)の額の改定について、それぞれ準用する。

第四条第一項中「死亡を含む。以下この条、第五条、第五条の五及び第六条」を「在職中死亡の場合の死亡を含む。以下この条から第七条まで」に、「第三項、第五項、第五条の五及び第六条において」を「以下」に改め、同条第五項中「及び第六条第二項」を「、第六条第二項及び第七条第二項」に改める。

第四条の六の次に次の一条を加える。

(昭和四十九年度における昭和三十五年三月以前の旧法による年金の額の改定)

第四条の七 前条第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和四十九年十月分以後、その額を、同項の規定により第四条第一項各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額とみなされた額(仮定新法の俸給年額とみなされた額にあつては、その額が昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第 号。以下「昭和四十九年法律第 号」という。)第二条の規定による改正後の新法第四十二条第二項又は昭和四十九年法律第 号第三項の規定による改正後の施行法第二条第一項第十九号(以下「昭和四十九年改正後の新法第四十二条第二項又は施行法第二条第一項第十九号」という。)の規定がその者の退職の日に

施行されてゐたとしたならばその者の年金額の算定の基礎となるべき俸給年額を求め、その俸給年額を基礎として、昭和四十九年法律第百一十号及び第四号から前条までの規定を適用するものとした場合における仮定新法の俸給年額とみなされた額より少ないときは、当該仮定新法の俸給年額とみなされた額)に一・二三八を乗じて得た額(その額のうち仮定新法の俸給年額に係るものが二百九十四万円を超える場合には、当該俸給年額については、二百九十四万円)をそれぞれ第四条第一項各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額とみなし、同項の規定に準じて算定した額に改定する。

2 第一条の七第四項及び第五項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

3 前二項の規定は、前条第三項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

4 第一条第六項の規定は、前三項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

第五条の五第一項中「及び次条第一項」を「、次条第一項及び第五条の七第一項」に改め、同条第三項中「次条第二項」の下に「及び第五条の七第三項」を加える。

第五条の六の次に次の一条を加える。

(昭和四十九年度における昭和四十五年三月以前の旧法による年金等の額の改定)

第五条の七 昭和四十五年三月三十一日以前の年金で昭和四十九年九月三十日において現に支給されてゐるものについては、同年十月分以後、その額を、前条第一項の規定により第五条第一項各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額とみなされた額(仮定新法の俸給年額とみなされた額にあつては、その額が、昭和四十九年改正後の新法第四十二条第二項

又は施行法第二条第一項第十九号の規定がその者の退職の日に施行されていたとしたならばその者の年金額の算定の基準となるべき俸給年額を求め、その俸給年額を基礎として現に支給されている年金の改定の例に従い、昭和四十年法律第百一号及び第五号から前条までの規定を適用するものとした場合における仮定新法の俸給年額とみなされた額より少ないときは、当該仮定新法の俸給年額とみなされた額に別表第六の上欄に掲げる新法の退職をした時期の区分に応じ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額（その額のうち仮定新法の俸給年額に係るものが二百九十四万円を超える場合には、当該俸給年額については、二百九十四万円）をそれぞれ第五号第一項各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額とみなし、同項の規定に準じて算定した額に改定する。

2 第一条の七第四項及び第五項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

3 前二項の規定は、昭和四十五年三月三十一日以前の勤務等の年金で、昭和四十九年九月三十日において現に支給されているものについて準用する。

4 第一条第六項の規定は、前三項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

5 昭和四十五年三月三十一日以前に給付事由が生じた復帰前の沖縄の年金で、昭和四十九年九月三十日において現に支給されているものについては、同年十月分以後、その額を、前各項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

第九条中「第七条」を「第九条」に改め、同条を第十一条とする。

第八条第一号中「第三条の六」を「第三条の七」に改め、同条を第十条とする。

第七条の見出し中「昭和四十八年度における」の下に「昭和四十七年三月以前の」を加え、同条第一項中「新法の規定による通算退職年金」の下に「（次条第一項において「昭和四十七年三月三十一日以前の通算退職年金」という。）」を加え、同条第三項中「第七十九号の二第五項」を「第七十九号の二第六項」に改め、同条第四項中「第五十一号の二第五項」を「第五十一号の二第六項」に改め、同条に次の一項を加える。

5 施行法第五十一号の二第五項の規定により支給される通算退職年金のうち、昭和四十七年三月三十一日以前に退職をした者に係る年金で昭和四十八年十一月一日以後給付事由が生じたものについては、その事由が生じた日の属する月の翌月分以後、その額を、第一項から第三項までの規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

第七条を第八条とし、同条の次に次の二条を加える。

（昭和四十九年度における昭和四十七年三月以前の通算退職年金の額の改定）

第八条の二 昭和四十七年三月三十一日以前の通算退職年金で、昭和四十九年十月三十一日において現に支給されているものについては、同年十一月分以後、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員期間の月数を乗じて得た額に改定する。

一 二十四万円

二 通算退職年金の仮定俸給（前条第一項第二号に規定する通算退職年金の仮定俸給（その額が、昭和四十九年改正後の新法第四十二号第二項又は施行法第二条第一項第十九号の規定がその者の退職の日に施行されていなかったならばその者の通算退職年金の額の算定の基準となるべき俸給の額を求め、その俸給の額を基礎として、前条第一項第二号の規定の例により算定するもの

とした場合における通算退職年金の仮定俸給の額より少ないときは、当該通算退職年金の仮定俸給）に一・一五三（政令で定める者にあつては、政令で定める率を加えた率）を乗じて得た額をいう。）の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た額に改定する。

2 前項の場合において、その者に係る第二号に掲げる金額が第一号に掲げる金額を超えるときは、同項の通算退職年金については、同項の規定にかかわらず、昭和四十九年十一月分以後、その額を、第一号に掲げる金額を第二号に掲げる金額で除して得た割合（その割合が百分の八十より少ないときは、百分の八十）を同項の規定の例により算定した額に乘じて得た額に改定する。

一 前項第二号に規定する通算退職年金の仮定俸給を三十で除して得た額に、組合員期間に応じ新法別表第二に定める日数を乗じて得た金額

二 前項に定める通算退職年金の額に、退職の日に定める率を乗じて得た額

3 新法第七十九号の二第六項の規定に該当する通算退職年金については、同項の合算額のうちの一の額に係る年金ごと前二項の規定の例により算定した額の合算額をもつてこれらの規定に定める通算退職年金の額とする。

4 前条第四項又は第五項の規定の適用を受ける年金については、昭和四十九年十一月分（同項の規定の適用を受ける年金で、その給付事由が昭和四十九年十一月一日以後に生じたものについては、その事由が生じた日の属する月の翌月分）以後、その額を、前三項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

（昭和四十九年度における昭和四十七年四月以後の通算退職年金の額の改定）

第九条 昭和四十七年四月一日から昭和四十八年三月三十一日までの間に新法の退職をした

組合員に係る新法の規定による通算退職年金で、昭和四十九年十月三十一日において現に支給されているものについては、同年十一月分以後、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員期間の月数を乗じて得た額に改定する。

一 二十四万円

二 通算退職年金の仮定俸給（当該通算退職年金の額の算定の基準となつた俸給（その額が、昭和四十九年改正後の新法第四十二号第二項又は施行法第二条第一項第十九号の規定がその者の退職の日に施行されていたとしたならばその者の通算退職年金の額の算定の基準となるべき俸給の額を求めた場合におけるその俸給の額より少ないときは、当該俸給）に一・一五三を乗じて得た額をいう。）の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た額

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定する場合について準用する。

3 前条第四項の規定の適用を受ける年金又は施行法第五十一号の二第五項の規定により支給される通算退職年金で昭和四十七年四月一日から同年五月十四日までの間に退職をした者に係るものについては、これらの年金のうち、昭和四十九年十月三十一日において現に支給されているものにあつては同年十一月分以後、同年十一月一日以後に給付事由が生じたものにあつてはその事由が生じた日の属する月の翌月分以後、その額を、それぞれ前二項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

第六条第一項中「遺族年金」の下に「（次条第一項において「昭和四十七年三月三十一日以前の年金」という。）」を加え、同条第二項中「遺族年金」の下に「（次条第三項において「昭和四十七年三月三十一日以前の勤務等の年金」とい

う。」を加え、同条第四項中「沖繩の年金」の下に「次条第五項において「昭和四十七年三月三十一日以前の復帰前の沖繩の年金」という。」を加え、同条の次に次の二条を加える。

(昭和四十九年度における昭和四十五年四月以後の新法による年金の額の改定)

第六条の二 昭和四十七年三月三十一日以前の年金で昭和四十九年九月三十日において現に支給されているものについては、同年十月分以後、その額を、前条第一項各号に掲げる仮定新法の俸給年額(その額が、昭和四十九年改正後の新法第四十二條第二項又は施行法第二條第一項第十九号の規定がその者の退職の日に施行されていたとしたならばその者の年金額の算定の基準となるべき俸給年額を求め、その俸給年額を基礎として、前条の規定を適用するものとした場合における仮定新法の俸給年額より少ないときは、当該仮定新法の俸給年額)又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額に・一・五三(政令で定める者にあつては、政令で定める率を加えた率)を乗じて得た額(その額のうち仮定新法の俸給年額に係るものが二百九十四万円を超える場合には、当該俸給年額については、二百九十四万円)をそれぞれ新法第四十二條第二項若しくは施行法第二條第一項第十九号又は同項第十七号若しくは第十八号に規定する俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなし、昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第六十二号)以下「昭和四十八年法律第六十二号」という。)第二條又は第三條の規定による改正前の新法又は施行法(以下「昭和四十八年改正前の新法又は施行法」という。)の規定を適用して算定した額に改定する。

2 第一條の七第四項及び第五項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定につ

いて準用する。

3 前二項の規定は、昭和四十七年三月三十一日以前の衝視等の年金で昭和四十九年九月三十日において現に支給されているものについて準用する。

4 第一條第六項の規定は、前三項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

5 昭和四十七年三月三十一日以前の復帰前の沖繩の年金で、昭和四十九年九月三十日において現に支給されているものについては、同年十月分以後、その額を、前各項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。(昭和四十九年度における昭和四十七年四月以後の新法による年金の額の改定)

第七條 昭和四十七年四月一日から昭和四十八年三月三十一日までの間に新法の退職をした組合員(次項及び第六項の規定の適用を受ける者を除く。)に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金で、昭和四十九年九月三十日において現に支給されているものについては、同年十月分以後、その額を、次の各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額をそれぞれ新法第四十二條第二項若しくは施行法第二條第一項第十九号又は同項第十七号若しくは第十八号に規定する俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなし、昭和四十八年改正前の新法又は施行法の規定を適用して算定した額に改定する。

一 仮定新法の俸給年額 当該年金の額(その年金の額について年金額の最低保障に関する新法、施行法その他の法律の規定で政令で定めるものの適用があつた場合には、その適用がないものとした場合の額。次号において同じ。)の計算の基礎となつた新法の俸給年額(その額が、昭和四十九年改正後の新法第四十二條第二項又は施行法第二

條第一項第十九号の規定がその者の退職の日に施行されていたとしたならばその者の年金たる給付の算定の基準となるべき俸給年額を求めた場合におけるその俸給年額より少ないときは、当該俸給年額)に・一・一五三を乗じて得た額(その額が二百九十四万円を超える場合には、二百九十四万円)をそれぞれ新法第四十二條第二項若しくは施行法第二條第一項第十九号又は同項第十七号若しくは第十八号に規定する俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなし、昭和四十八年改正前の新法又は施行法の規定を適用して算定した額に改定する。

二 仮定恩給法の俸給年額又は仮定旧法の俸給年額 当該年金の額の計算の基礎となつた恩給法の俸給年額又は旧法の俸給年額に・一・一五三を乗じて得た額

2 前項の規定は、昭和四十七年四月一日から昭和四十八年三月三十一日までの間に新法の退職をした衝視等に係る新法附則第十三條の二から第十三條の四まで、第十三條の六又は第十三條の七の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金で昭和四十九年九月三十日において現に支給されているものについては、同年十月分以後、その額を、前各項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

3 第一條の七第四項及び第五項の規定は、前二項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

4 昭和四十八年四月一日以後に新法の退職をした組合員に係る退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金で、昭和四十九年九月三十日において現に支給されているものについては、第一條の七第四項及び第五項の規定に準じて年金の額を改定する。

5 第一條第六項の規定は、前各項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

6 昭和四十七年四月一日から同年五月十四日までの間に給付事由が生じた復帰前の沖繩の年金及び施行法第五十一條の四第三号に規定する沖繩の組合員であつた者のうち、同月十五日から昭和四十八年三月三十一日までの間に新法の退職をした組合員に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金のうち政令で定める年金で、昭和四十九年九月三十日において現に支給されているものについては、同年十月分以後、その額を、前各項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

別表第一の八の次に次の一表を加える。

別表第一の八の仮定俸給		仮定俸給	
二〇、三四〇円	二五、一八〇円	二〇、三四〇円	二五、一八〇円
二〇、九二〇	二五、八九〇	二〇、九二〇	二五、八九〇
二一、四〇〇	二六、四九〇	二一、四〇〇	二六、四九〇
二二、〇九〇	二七、三五〇	二二、〇九〇	二七、三五〇
二二、五一〇	二七、八七〇	二二、五一〇	二七、八七〇
二三、二九〇	二八、八三〇	二三、二九〇	二八、八三〇
二四、四三〇	三〇、二四〇	二四、四三〇	三〇、二四〇
二五、六一〇	三一、七〇〇	二五、六一〇	三一、七〇〇
二六、七七〇	三三、一三〇	二六、七七〇	三三、一三〇
二七、九六〇	三四、六一〇	二七、九六〇	三四、六一〇
二九、一三〇	三六、〇七〇	二九、一三〇	三六、〇七〇
三〇、三三〇	三七、五五〇	三〇、三三〇	三七、五五〇
三一、〇八〇	三八、四八〇	三一、〇八〇	三八、四八〇

三二、八三〇	三九、四一〇
三二、七一〇	四〇、四九〇
三三、九四〇	四二、〇二〇
三五、〇一〇	四三、三四〇
三六、〇〇〇	四四、五七〇
三七、二一〇	四六、〇七〇
三八、四三〇	四七、五七〇
三九、七六〇	四九、二二〇
四一、〇九〇	五〇、八八〇
四二、七六〇	五二、九三〇
四三、八一〇	五四、二三〇
四五、一八〇	五五、九三〇
四六、四九〇	五七、五六〇
四九、一四〇	六〇、八三〇
四九、八四〇	六一、七〇〇
五一、八七〇	六四、二一〇
五四、五七〇	六七、五五〇
五七、五四〇	七一、二三〇
五九、〇六〇	七三、一二〇
六〇、五一〇	七四、九一〇
六二、五八〇	七七、四八〇
六三、八〇〇	七八、九八〇
六七、三四〇	八三、三七〇
六九、〇九〇	八五、五三〇
七〇、九三〇	八七、八一〇
七四、四六〇	九二、一八〇
七八、〇三〇	九六、六一〇
七八、九六〇	九七、七五〇
八一、九一〇	一〇一、四〇〇
八六、〇八〇	一〇六、五八〇
九〇、二三〇	一一一、七一〇
九二、七八〇	一一四、八七〇
九五、二八〇	一一七、九六〇
一〇〇、三四〇	一二四、二三〇
一〇五、四一〇	一三〇、四九〇
一〇六、四一〇	一三一、七三〇
一一〇、四四〇	一三六、七三〇
一一五、五三〇	一四三、〇二〇
一二〇、五九〇	一四九、二九〇

一二五、六三〇	一五五、五三〇
一二八、七九〇	一五九、四四〇
一三二、一八〇	一六三、六四〇
一三八、七〇〇	一七一、七一〇
一四五、二九〇	一七九、八八〇
一四八、六二〇	一八三、九八〇
一五一、八三〇	一八七、九六〇
一五八、三八〇	一九六、〇七〇
一六一、三六〇	一九九、七六〇
一六四、九二〇	二〇四、一七〇
一七一、四四〇	二一二、二四〇
一七八、五八〇	二二一、〇八〇
一八二、二五〇	二二五、六三〇
一八五、七三〇	二二九、九三〇
一九三、三七〇	二三四、四三〇
一九二、八八〇	二三八、七九〇
二〇〇、〇〇〇	二四七、六〇〇
二〇七、一三〇	二五六、四二〇
二二〇、六四〇	二六〇、七八〇
二二四、二五〇	二六五、二四〇

備考

年金額の算定の基礎となつてゐる別表第一の八の仮定俸給の額がこの表に記載された額に合致しないものについては、その仮定俸給の額に一・二三八を乗じて得た金額（一〇円に満たない端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）を、この表の仮定俸給とする。

別表第三の八の次に次の一表を加える。

別表第三の九

別表第一の九の下欄に掲げる仮定俸給	率
一五五、五三〇円以上のもの	二三・〇割
一四三、〇二〇円を超え一五五、五三〇円未満のもの	二三・八割
一三六、七三〇円を超え一四三、〇二〇円以下のもの	二四・五割
一三一、七三〇円を超え一三六、七三〇円以下のもの	二四・八割
九二、一八〇円を超え一三一、七三〇円以下のもの	二五・〇割
八七、八一〇円を超え九二、一八〇円以下のもの	二五・五割
七八、九八〇円を超え八七、八一〇円以下のもの	二六・一割
六四、二一〇円を超え七八、九八〇円以下のもの	二六・九割
六一、七〇〇円を超え六四、二一〇円以下のもの	二七・四割

五七、五六〇円を超え六一、七〇〇円以下のもの	二七・八割
五五、九三〇円を超え五七、五六〇円以下のもの	二九・〇割
五四、二三〇円を超え五五、九三〇円以下のもの	二九・三割
四七、五七〇円を超え五四、二三〇円以下のもの	二九・八割
四二、〇二〇円を超え四七、五七〇円以下のもの	三〇・二割
四〇、四九〇円を超え四二、〇二〇円以下のもの	三〇・九割
三九、四一〇円を超え四〇、四九〇円以下のもの	三一・九割
三八、四八〇円を超え三九、四一〇円以下のもの	三二・七割
三七、五五〇円を超え三八、四八〇円以下のもの	三三・〇割
三六、〇七〇円を超え三七、五五〇円以下のもの	三三・四割
三四、六一〇円を超え三六、〇七〇円以下のもの	三四・五割
三四、六一〇円以下のもの	三五・一割

別表第四の八の次に次の一表を加える。

別表第四の九

障害の等級	年	金	額
一級			一、五八八、〇〇〇円
二級			一、二八六、〇〇〇円
三級			一、〇三二、〇〇〇円
四級			七七八、〇〇〇円
五級			六〇三、〇〇〇円
六級			四六一、〇〇〇円

備考

別表第四の備考の規定は、この表の適用について準用する。この場合において、別表第四の備考中「一九〇、〇〇〇円」とあるのは「七七八、〇〇〇円」と、「二二一、〇〇〇円」とあるのは「九〇五、〇〇〇円」と読み替えるものとする。

別表第五の次に次の一表を加える。

別表第六

昭和三十五年四月一日から昭和三十六年三月三十一日まで	一・二〇六
昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日まで	一・二〇二
昭和三十七年四月一日から昭和三十八年三月三十一日まで	一・一九七
昭和三十八年四月一日から昭和三十九年三月三十一日まで	一・一九五
昭和三十九年四月一日から昭和四十年三月三十一日まで	一・一八六
昭和四十年四月一日から昭和四十一年三月三十一日まで	一・一八八

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第二条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。
第四十一条第一項中「第七十九条の二第五項」を「第七十九条の二第六項」に改め、「第八十条第二項、第九十九条第二項」を削る。

第四十二条第二項中「三年間」を「二年間」に、「三十六」を「十二」に改める。

第七十六条第二項中「こえる」を「超える」に改め、同項ただし書中「その額が三十二万千六百円より少ないときは、三十二万千六百円とし」を削り、同条第三項を削り、同条の次に次の二条を加える。

第七十六条の二 前条第二項の規定により算定した退職年金の額が次の各号に掲げる金額の合算額より少ないときは、その額を退職年金の額とする。

一 二十四万円(組合員期間が二十年を超えるときは、二十四万円にその超える年数(当該年数が十年を超えるときは、十年)一年につき一万二千円を加えた金額)

二 組合員期間の年数(当該年数が四十年を超えるときは、四十年)一年につき俸給年数の百分の一に相当する金額

2 前条第二項ただし書の規定は、前項の場合について準用する。

第七十六条の三 退職一時金又は廃疾一時金の支給を受けた者(第八十条第一項ただし書の規定の適用を受けた者を含む。第七十八條第三項、第八十条の二第一項、第八十条の三第三項、第八十二条の三、第八十五条第七項、第八十八条の四第二項及び第九十三条第一項

昭和四十一年四月一日から昭和四十二年三月三十一日まで	一・一八三
昭和四十二年四月一日から昭和四十三年三月三十一日まで	一・一七五
昭和四十三年四月一日から昭和四十四年三月三十一日まで	一・一七〇
昭和四十四年四月一日から昭和四十五年三月三十一日まで	一・一六三

において同じ。)でその後再び組合員となつたものに退職年金を支給する場合には、第七十六条第一項の退職年金の額は、同条第二項又は前条の規定により算定した金額からそれぞれ第一号又は第二号に掲げる金額を控除した金額とする。

一 当該退職一時金の基礎となつた期間の年数一年につき、俸給年額の百分の一・四に相当する金額

二 当該廃疾一時金の給付事由が生じた月の翌月から再び組合員となつた月までの月数を四で除して得た月数(一月未満の端数があるときはこれを一月とし、十二月を超えるときは十二月とする)を十二月から控除した月数を当該廃疾一時金の額の算定の基礎となつた俸給の額に乘じて得た額の十五分の一に相当する金額

第七十八条第一項後段を削り、同条第二項中「前項後段」を「前二項」に、「第七十六条第三項第一号」を「第七十六条の三第一号」に、「こえる」を「超える」に、「同条第二項ただし書(俸給年額の百分の七十に相当する額とする部分に限る。)」を「第七十六条第二項ただし書(第七十六条の二第二項において準用する場合を含む。)」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の場合において、その改定額が、改定前の退職年金の額(その額が、第七十六条の二の規定又は同条及び第七十六条の三の規定により算定した退職年金の額であるときは、第七十六条第二項の規定又は同項及び第七十

六条の三の規定により算定するものとした場合の退職年金の額に、前後の組合員期間を合算した期間の年数から改定前の退職年金の基礎となつた組合員期間の年数を控除した年数一年につき再退職に係る俸給年額の百分の一・五に相当する額を加算して得た額より少ないときは、その加算して得た額をもつて、改定額とする。

3 前二項の場合において、その改定額が、改定前の退職年金の額（その額が、第七十六条第二項の規定又は同項及び第七十六条の三の規定により算定した退職年金の額であるときは、第七十六条の二の規定又は同条及び第七十六条の三の規定により算定するものとした場合の退職年金の額）に、次の各号に掲げる金額の合算額を加えて得た額より少ないときは、その額をもつて改定額とする。

一 前後の組合員期間を合算した期間の年数（当該年数が三十年を超えるときは、三十年）から改定前の退職年金の基礎となつた組合員期間の年数を控除した年数一年につき、一万二千元

二 前後の組合員期間を合算した期間の年数（当該年数が四十年を超えるときは、四十年）から改定前の退職年金の基礎となつた組合員期間の年数を控除した年数一年につき、再退職に係る俸給年額の百分の一に相当する金額

第七十九条第三項中「前条第一項前段」を「前条第一項」に改め、同条第四項中「前条第一項前段」を「前条第一項」に改め、「改定前の減額退職年金の額」の下に「その額の算定の基礎となつた退職年金の額が第七十六条の二の規定又は同条及び第七十六条の三の規定により算定した退職年金の額であるときは、第七十六条第二項の規定又は同項及び第七十六条の三の規定により算定するものとした場合の退職年金の額を基礎として算定した減額退職年金の額」を加え、「前条第一項後段及び第二項」を「前条第二

項及び第四項」に改め、同条第五項を次のように改める。

5 前項の場合において、その改定額が、改定前の減額退職年金の額（その額の算定の基礎となつた退職年金の額が第七十六条第二項の規定又は同項及び第七十六条の三の規定により算定した退職年金の額であるときは、第七十六条の二の規定又は同条及び第七十六条の三の規定により算定するものとした場合の退職年金の額を基礎として算定した減額退職年金の額）のその算定の基準となつた俸給年額に對する割合を再退職に係る俸給年額に乘じて得た額に、次の各号に掲げる金額の合算額を加えた額より少ないときは、その額をもつて、改定額とする。この場合においては、前条第三項及び第四項の規定を準用する。

一 前後の組合員期間を合算した期間の年数（当該年数が三十年を超えるときは、三十年）から改定前の減額退職年金の基礎となつた組合員期間の年数を控除した年数一年につき、一万二千元

二 前後の組合員期間を合算した期間の年数（当該年数が四十年を超えるときは、四十年）から改定前の減額退職年金の基礎となつた組合員期間の年数を控除した年数一年につき、再退職に係る俸給年額の百分の一に相当する金額

第七十九条次に次の一項を加える
6 再び退職した日において五十五歳未満である者に対する減額退職年金の額の算定について必要な事項は、政令で定める。

第七十九条の二第四項中「割合」の下に「（その割合が百分の八十より少ないときは、百分の八十）」を加え、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 前二項の規定にかかわらず、通算退職年金の額は、通算退職年金の支給を受ける者につ

いてその退職時にその給付事由が生じていたとした場合においてその額がその時以後の法令の改正により改定されているならば、その改定された額と同一の額とする。

第八十条の二第四項中「第七十九条の二第五項」を「第七十九条の二第六項」に改める。
第八十二条第一項中「中欄」を「下欄」に、「こえる」を「超える」に改め、「その額が同表の下欄に掲げる金額より少ないときは、当該金額とし」を削り、同条第二項中「中欄」を「下欄」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第三項を削り、同条の次に次の二条を加える。
第八十二条の二 前条第一項本文の規定により算定した廃疾年金の額が、次の各号に掲げる金額の合算額の百分の七十五（別表第三の上欄の二級に該当する者にあつては百分の百二十五とし、同欄の二級に該当する者にあつては百分の百とする。次項及び第八十五条第五項において同じ）に相当する額に俸給年額の百分の十（同欄の二級に該当する者にあつては百分の三十とし、同欄の二級に該当する者にあつては百分の二十とし）に相当する額を加えた額より少ないときは、その額を廃疾年金の額とする。この場合においては、前条第一項ただし書の規定を準用する。

一 二十四万円（組合員期間が二十年を超えるときは、二十四万円にその超える年数当該年数が十年を超えるときは、十年）一年につき一万二千元を加えた金額
二 組合員期間の年数（当該年数が、二十年未満であるときは二十年とし、四十年を超えるときは四十年とする。）一年につき俸給年額の百分の一に相当する金額

2 前条第二項本文の規定により算定した廃疾年金の額が、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる金額の百分の七十五に相当する額より少ないときは、その額を廃疾年金の額とする。この場合においては、前条第一項ただし書の規定を準用する。

一 組合員期間の年数が十年以下である場合
二十四万円に俸給年額の百分の二十に相当する額を加算して得た額（次号及び第三号において「廃疾年金基礎額」という。）
二 組合員期間の年数が十年を超え二十年以下である場合 廃疾年金基礎額に組合員期間十年を超える年数一年につき廃疾年金基礎額の百分の二・五に相当する額を加算して得た額
三 組合員期間の年数が二十年を超え三十年以下である場合 組合員期間の年数が二十年であるものとして前号の規定により求めた額に、二十年を超える年数一年につき廃疾年金基礎額の百分の五に相当する額を加算して得た額
四 組合員期間の年数が三十年を超える場合 組合員期間の年数が三十年であるものとして前号の規定により求めた額に、三十年を超える年数（当該年数が十年を超えるときは、十年）一年につき俸給年額の百分の一に相当する額を加算して得た額

第八十二条の三 退職一時金又は廃疾一時金の支給を受けた者でその廃疾年金を支給すべき事由が生じたものに廃疾年金を支給する場合

一 組合員期間の年数が十年以下である場合
二十四万円に俸給年額の百分の二十に相当する額を加算して得た額（次号及び第三号において「廃疾年金基礎額」という。）
二 組合員期間の年数が十年を超え二十年以下である場合 廃疾年金基礎額に組合員期間十年を超える年数一年につき廃疾年金基礎額の百分の二・五に相当する額を加算して得た額
三 組合員期間の年数が二十年を超え三十年以下である場合 組合員期間の年数が二十年であるものとして前号の規定により求めた額に、二十年を超える年数一年につき廃疾年金基礎額の百分の五に相当する額を加算して得た額
四 組合員期間の年数が三十年を超える場合 組合員期間の年数が三十年であるものとして前号の規定により求めた額に、三十年を超える年数（当該年数が十年を超えるときは、十年）一年につき俸給年額の百分の一に相当する額を加算して得た額

第八十二条の三 退職一時金又は廃疾一時金の支給を受けた者でその廃疾年金を支給すべき事由が生じたものに廃疾年金を支給する場合
には、前二条の規定により算定した廃疾年金の額から、それぞれ第七十六条の三第一号又は第二号に掲げる金額を控除した金額を廃疾年金の額とする。

第八十三条第六項中「第七十六条第三項」を「第七十六条の三」に、「前条第三項」を「前条」に、「第八十八条第三項」を「第八十八条の四第二項」に、「同項」を「同条」に改める。
第八十四条第一項中「前三項」を「同条から前条まで」に改め、同条第三項中「第八十二条第三項」を「第八十二条の三」に改める。
第八十五条第六項中「前二項」を「前三項」に、「第七十六条第三項第一号」を「第七十六条の三第一号」に、「こえる」を「超える」に改め、「ものとし、俸給年額に相当する額とする部分

第八十二条の三 退職一時金又は廃疾一時金の支給を受けた者でその廃疾年金を支給すべき事由が生じたものに廃疾年金を支給する場合
には、前二条の規定により算定した廃疾年金の額から、それぞれ第七十六条の三第一号又は第二号に掲げる金額を控除した金額を廃疾年金の額とする。

第八十二条の三 退職一時金又は廃疾一時金の支給を受けた者でその廃疾年金を支給すべき事由が生じたものに廃疾年金を支給する場合
には、前二条の規定により算定した廃疾年金の額から、それぞれ第七十六条の三第一号又は第二号に掲げる金額を控除した金額を廃疾年金の額とする。

に限るものとする」を削り、同項を同条第七項とし、同条第五項第二号から第四号までを次のように改め、同項を同条第六項とする。

二 前後の組合員期間を合算した期間の年数が十年を超え二十年以下である場合において、その改定額が、次のイ又はロに掲げる額より少ないとき。当該イ又はロに掲げる額のうちのいずれが多い額

イ 改定前の廃疾年金の額（その額が、第八十二条の二の規定又は同条及び第八十二条の三の規定により算定した廃疾年金の額であるときは、第八十二条第二項の規定又は同項及び第八十二条の三の規定により算定するものとした場合の廃疾年金の額。次号イ及び第四号イにおいて同じ。）に、前後の組合員期間を合算した期間の年数から改定前の廃疾年金の基礎となつた組合員期間の年数（当該年数が十年未満であるときは、十年）を控除した年数一年につき再退職に係る俸給年額の百分の一に相当する額を加算して得た額

ロ 改定前の廃疾年金の額（その額が、第八十二条第二項の規定又は同項及び第八十二条の三の規定により算定した廃疾年金の額であるときは、第八十二条第二項の規定又は同項及び第八十二条の三の規定により算定するものとした場合の廃疾年金の額。次号ロ及び第四号ロにおいて同じ。）に、前後の組合員期間を合算した期間に基づき第八十二条の二第二項第二号の規定により算定した額から、その者の再退職に係る俸給年額を改定前の廃疾年金の基礎となつた俸給年額とみなして同項第一号又は第二号の規定により算定した改定前の廃疾年金の額に相当する額を加算して得た額

三 前後の組合員期間を合算した期間の年数が二十年を超え、改定前の廃疾年金の基礎となつた組合員期間の年数が二十年未満で

ある場合において、その改定額が、次のイ又はロに掲げる額より少ないとき。当該イ又はロに掲げる額のうちのいずれが多い額

イ 改定前の廃疾年金の額に、前後の組合員期間を合算した期間の年数のうち、二十年に達するまでの年数については組合員期間の年数が二十年であるものとして前号イの規定により求めた額を、二十年を超える年数についてはその超える年数一年につき再退職に係る俸給年額の百分の一・五に相当する額を、それぞれ加算して得た額

ロ 改定前の廃疾年金の額に、前後の組合員期間を合算した期間に基づき第八十二条の二第二項第三号又は第四号の規定により算定した額から、その者の再退職に係る俸給年額を改定前の廃疾年金の基礎となつた俸給年額とみなして同項第一号又は第二号の規定により算定した改定前の廃疾年金の額に相当する額を加算して得た額

四 前後の組合員期間を合算した期間の年数が二十年を超え、改定前の廃疾年金の基礎となつた組合員期間の年数が二十年以上である場合において、その改定額が、次のイ又はロに掲げる額より少ないとき。当該イ又はロに掲げる額のうちのいずれが多い額

イ 改定前の廃疾年金の額に、前後の組合員期間を合算した期間の年数から改定前の廃疾年金の基礎となつた組合員期間の年数を控除した年数一年につき再退職に係る俸給年額の百分の一・五に相当する額を加算して得た額

ロ 改定前の廃疾年金の額に、前後の組合員期間を合算した期間に基づき第八十二条の二第二項第三号又は第四号の規定により算定した額から、その者の再退職に係る俸給年額を改定前の廃疾年金の基礎となつた俸給年額とみなしてこれらの規

定により算定した改定前の廃疾年金の額に相当する額を控除した額を加算して得た額

第八十五条第四項中「改定廃疾年金の基礎となる廃疾の程度が改定前の廃疾年金の基礎となつた廃疾の程度より低い場合には、改定前の廃疾年金の基礎となつた廃疾の程度が改定廃疾年金の基礎となる廃疾の程度に相当する程度であつたものとみなして算定した額とし、改定前の廃疾年金の額に、前後の組合員期間を合算した期間の年数から改定前の廃疾年金の基礎となつた組合員期間の年数（当該年数が二十年未満であるときは、二十年）を控除した年数一年につき、再退職に係る俸給年額の百分の一に相当する額を加算する。

第八十六条に次の一項を加える。

2. 公務による廃疾年金の支給を停止された組合員が再び退職した場合における前項の規定の適用については、同項中「その算定」とあるのは、「改定前の廃疾年金の算定」とする。

第八十六条の二第二項中「で、前項の規定によりその額のうちの一部の金額の支給が停止されているもの」を「のうちの、同一の廃疾に關し、国家公務員災害補償法の規定による通勤による災害に係る障害補償年金又はこれに相当する補償が支給されることとなつた者に係るもの」に改める。

第八十八条第一項第一号中「こえる」を「超える」に改め、同項第二号中「退職年金」の額を「退職年金。次条第二号において同じ」の額（その額が第七十六条の二又は第七十六条の三の規定により算定した退職年金の額であるときは、第七十六条第二項の規定により算定するものとした場合の退職年金の額）に改め、同項第三号中「こえる」を「超える」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第八十八条の次に次の三条を加える。

第八十八条の二 前条各号の規定により算定した遺族年金の額が、次の各号に掲げる場合に

一 前後の組合員期間を合算した期間の年数が二十年を超え、改定前の廃疾年金の基礎となつた組合員期間の年数が二十年未満であるときは、二十年）を控除した年数一年につき、一万二千元

二 前後の組合員期間を合算した期間の年数が二十年を超え、改定前の廃疾年金の基礎となつた組合員期間の年数が二十年未満であるときは、二十年）を控除した年数一年につき、一万二千元

年）から改定前の廃疾年金の基礎となつた組合員期間の年数（当該年数が二十年未満であるときは、二十年）を控除した年数一年につき、再退職に係る俸給年額の百分の一に相当する額を加算する。

第八十五条に次の一項を加える。

8 第二項から前項までの場合における改定前の廃疾年金の額は、改定廃疾年金の基礎となる廃疾の程度が改定前の廃疾年金の基礎となつた廃疾の程度より低い場合には、改定前の廃疾年金の基礎となつた廃疾の程度が改定廃疾年金の基礎となる廃疾の程度に相当する程度であつたものとみなして算定した額とする。

第八十六条に次の一項を加える。

2. 公務による廃疾年金の支給を停止された組合員が再び退職した場合における前項の規定の適用については、同項中「その算定」とあるのは、「改定前の廃疾年金の算定」とする。

第八十六条の二第二項中「で、前項の規定によりその額のうちの一部の金額の支給が停止されているもの」を「のうちの、同一の廃疾に關し、国家公務員災害補償法の規定による通勤による災害に係る障害補償年金又はこれに相当する補償が支給されることとなつた者に係るもの」に改める。

第八十八条第一項第一号中「こえる」を「超える」に改め、同項第二号中「退職年金」の額を「退職年金。次条第二号において同じ」の額（その額が第七十六条の二又は第七十六条の三の規定により算定した退職年金の額であるときは、第七十六条第二項の規定により算定するものとした場合の退職年金の額）に改め、同項第三号中「こえる」を「超える」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第八十八条の次に次の三条を加える。

第八十八条の二 前条各号の規定により算定した遺族年金の額が、次の各号に掲げる場合に

一 前後の組合員期間を合算した期間の年数が二十年を超え、改定前の廃疾年金の基礎となつた組合員期間の年数が二十年未満であるときは、二十年）を控除した年数一年につき、一万二千元

二 前後の組合員期間を合算した期間の年数が二十年を超え、改定前の廃疾年金の基礎となつた組合員期間の年数が二十年未満であるときは、二十年）を控除した年数一年につき、一万二千元

少ないときは、その額を遺族年金の額とする。

一 前条第一号に掲げる場合 二十四万円に俸給年額の百分の二十に相当する額を加えた金額（以下この号、第三号及び第四号において「遺族年金基礎額」という。）（組合員期間が二十年を超えるときは、二十年を超え三十年に達するまでの期間についてはその超える年数一年につき遺族年金基礎額の百分の五に相当する額を、三十年を超え期間についてはその超える年数（当該年数が十年を超えるときは、十年）一年につき俸給年額の百分の一に相当する額を加えた金額）

二 前条第二号に掲げる場合 その者が受ける権利を有していた退職年金の額（その額が第七十六条第二項又は第七十六条の三の規定により算定した退職年金の額であるときは、第七十六条の二の規定により算定するものとした場合の退職年金の額）の百分の五十に相当する金額

三 前条第三号に掲げる場合 遺族年金基礎額の百分の二十五に相当する金額（組合員期間が十年を超えるときは、その超える年数一年につき遺族年金基礎額の百分の二・五に相当する額を加えた金額）

四 前条第四号に掲げる場合 遺族年金基礎額の百分の二十五に相当する金額

第八十八条の三 前二条の場合において、遺族年金を受ける者が次の各号に該当する場合には、これらの規定により算定した金額に、当該各号に掲げる額を加えた額を当該遺族年金の額とする。

一 当該遺族年金を受ける者が妻である配偶者であり、かつ、遺族である子がいる場合その子一人につき四千八百円（そのうち二人までは、一人につき九千六百円）

二 当該遺族年金を受ける者が子であり、かつ、二人以上いる場合 その子のうち一人を除いた子一人につき四千八百円（そのうち二人までは、一人につき九千六百円）

ち二人までは、一人につき九千六百円）

2 前項各号の場合において、同項に規定する子が第九十一条各号の一に該当するに至つたときは、その子は、同項各号に規定する子に該当しないものとみなし、当該遺族年金の額を改定する。

3 第一項第一号の場合において、同項の妻である配偶者が遺族年金を受ける権利を取得した当時胎児であつた子が出生したときは、その出生した子は、同号に規定する子に該当するものとみなし、当該遺族年金の額を改定する。

第八十八条の四 第八十八条の規定による遺族年金の額が二十五万四千四百円に満たないときは、これを二十五万四千四百円とし、同条第一号の規定による遺族年金の額が俸給年額の百分の七十に相当する金額を超えるときは、当該金額とする。

2 次の各号に掲げる者が退職一時金又は廃疾一時金の支給を受けた者である場合には、その者の遺族に支給する遺族年金の額は、前三条及び前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる金額とする。

一 第八十八条第一号に規定する者 前三条及び前項の規定により算定した遺族年金の額からその者に係る第七十六条の三各号に掲げる金額を控除した金額

二 第八十八条第二号に規定する者 前三条の規定により算定した遺族年金の額（その額が二十五万四千四百円からその者に係る第七十六条の三各号に掲げる金額の百分の五十に相当する金額を控除した金額に満たないときは、当該金額）

三 第八十八条第三号又は第四号に規定する者 前三条及び前項の規定により算定した遺族年金の額からその者に係る第七十六条の三各号に掲げる金額の百分の五十に相当する金額を控除した金額

第九十二条中「第八十八条第一項第一号」を

「第八十八条第一号」に改め、同条に次の一項を加える。

2 公務傷病によらない死亡に係る遺族年金のうち、同一の事由に因し、国家公務員災害補償法の規定による通勤による災害に係る遺族補償年金又はこれに相当する補償が支給されることとなつた者に係るものの額は、その額が、当該公務傷病によらない死亡が公務傷病によるものであるとしたならば当該死亡について支給されるべき第八十八条第一号の規定による遺族年金の額を超えるときは、同号の規定による遺族年金の額に相当する額とする。

第九十九条第一項第二号中「かつ、毎事業年度の同項の掛金及び負担金の額が平準的になるように」を削り、同条第二項第三号中「第八十八条第一項第一号」を「第八十八条第一号」に改める。

第百条第三項中「二十二万円」を「二十四万五千元」に改める。

第百二十四条の二第二項中「その後」を「当該復帰希望職員のうちその者の事情によらないで引き続き勤務することを困難とする理由により退職した者で大蔵省令で定めるもの以外の者がその後」に、「厚生年金保険法」を「その者の遺族が厚生年金保険法」に改める。

第百二十六条の五を第百二十六条の六とし、第百二十六条の四の次に次の一条を加える。

（任意継続組合員に対する短期給付等）
第百二十六条の五 退職の日の前日まで引き続き一年以上組合員であつた者は、その退職の日から起算して十日を経過する日（正当な理由がある」と組合が認めた場合には、その認めたる日）までに、引き続き短期給付を受け、及び福祉事業を利用することを希望する旨を組合に申し出ることができる。この場合において、その申出をした者は、この法律の規定中短期給付及び福祉事業に係る部分の適用については、別段の定めがあるものを除き、引き

続き当該組合の組合員であるものとみなす。

2 前項後段の規定により組合員であるものとみなされた者（以下この条において「任意継続組合員」という。）は、組合が、政令で定める基準に従ひ、その者の短期給付及び福祉事業に係る掛金及び国の負担金の合算額に相当するものとして定款で定める金額（以下この条において「任意継続掛金」という。）を、毎月、政令で定めるところにより、組合に払い込まなければならない。

3 任意継続組合員が初めて払い込むべき任意継続掛金をその払込期日までに払い込まなかつたときは、第一項の規定にかかわらず、その者は、任意継続組合員にならなかつたものとみなす。

4 任意継続組合員が次の各号の一に該当するに至つたときは、その翌日（第四号に該当するに至つたときは、その日）から、その資格を喪失する。

一 任意継続組合員となつた日から起算して一年を経過したとき。

二 死亡したとき。

三 任意継続掛金（初めて払い込むべき任意継続掛金を除く。）をその払込期日までに払い込まなかつたとき。

四 組合員（他の法律に基づく共済組合で短期給付に相当する給付を行うものの組合員その他健康保険又は船員保険の被保険者を含む。）となつたとき。

五 任意継続組合員でなくなつたことを希望する旨を組合に申し出た場合において、その申出が受理された日の属する月の末日が到来したとき。

5 第一項及び前項第五号の申出の手續、任意継続組合員に対する短期給付の支給の特例その他任意継続組合員に關し必要な事項は、政令で定める。
附則第三条の次に次の一条を加える。
（運営審議会の委員の任命の特例）

第三号の二 運営審議会の委員の任命については、昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第 号。以下「昭和四十九年法律第 号」という。）の公布の日から起算して二年を経過する日までの間、第九号第三項本文中「組合員」とあるのは、「組合員又は組合員であつた者（運営審議会の委員であつた者に限る。）」として、同項の規定を適用する。

附則第六号の次に次の一条を加える。
（長期給付の給付額の算定の基礎となる俸給の特例）
第六号の二 第四十二号第二項に規定する掛金の標準となつた俸給は、給与に関する法令が改正された場合その他政令で定める場合には、同項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、同項に規定する掛金の標準となつた俸給に政令で定める額を加えた額とすることができる。

附則第十三条の二 第四項を削り、同条第三項中「及び第三項」を「第七十六号の二第二項において準用する場合を含む。」及び第七十六号の三に、「同条第二項ただし書」を「第七十六号第二項ただし書」に、「同条第三項第一号中」を「第七十六号の三中」「同条第二項又は前条」とあるのは「附則第十三条の二第二項又は第三項」と、に改め、「同項第二号中」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定により算定した退職年金の額が、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる額（その額が三十二万六千六百円より少ないときは、三十二万六千六百円）より少ないときは、その額を退職年金の額とする。
一 衛視等であつた期間が十五年の者 二十四万円に衛視等の俸給年額の百分の二十に相当する額を加えた額（次号及び第三号において「衛視等の退職年金基礎額」という。）

の百分の八十七・五に相当する金額
二 衛視等であつた期間が十五年を超え二十五年以下の者 衛視等であつた期間が十五年であるものとして前号の規定により求めた金額に、十五年を超える年数一年につき衛視等の退職年金基礎額の百分の五に相当する額を加算して得た額
三 衛視等であつた期間が二十五年を超え三十年以下の者 衛視等であつた期間が二十五年であるものとして前号の規定により求めた金額に、二十五年を超える年数一年につき衛視等の退職年金基礎額の百分の二・五に相当する額を加算して得た額
四 衛視等であつた期間が三十年を超える者 衛視等であつた期間が三十年であるものとして前号の規定により求めた金額に、三十年を超える年数（当該年数が十年を超えるときは、十年）一年につき衛視等の俸給年額の百分の一に相当する額を加算して得た額
附則第十三条の二に次の一項を加える。
5 前三項に規定するもののほか、第一項の退職年金を受ける権利を有する者につき第七十八号の規定を適用する場合における当該規定の技術的読替えその他必要な事項は、政令で定める。
附則第十三条の三 第七十六号を「第七十六号第一項」に、「前条」を「前条第一項」に改める。
附則第十三条の四を次のように改める。
（減額退職年金の特例）
第十三条の四 附則第十三条の二第一項の退職年金に基づく減額退職年金を受ける権利を有する者で第七十九号第三項において準用する第七十七号第一項の規定によりその年金の支給が停止されているものにつき第七十九号第四項から第六項までの規定（同条第四項及び第五項において準用する第七十八号第二項及び第三項の規定を含む。）を適用する場合にお

けるこれらの規定の技術的読替えその他必要な事項は、政令で定める。
附則第十三条の六 第一項を次のように改める。
衛視等であつた期間が十五年以上である者に対する廃疾年金の額については、第八十二号中「俸給年額」とあるのは「附則第十三条の二第二項に規定する衛視等の俸給年額」と、「組合員期間」とあるのは「衛視等であつた期間」と、「二十年」とあるのは「十五年」と、「百分の一・五」とあるのは、同条第一項については「百分の一・五（十五年を超え二十年に達するまでの期間については百分の〇・五とし、二十五年を超え三十年に達するまでの期間については百分の一とする。）」と、同条第二項については「百分の一・五（二十五年を超え三十年に達するまでの期間については、百分の一）」と、第八十二号の二第一項中「前条第一項」とあるのは「附則第十三条の六第一項の規定により読み替えられた前条第一項」と、「俸給年額」とあるのは「附則第十三条の二第二項に規定する衛視等の俸給年額」と、「組合員期間」とあるのは「衛視等であつた期間」と、「二十年」とあり、「十年」とあるのは「十五年」と、「一万二千円」とあるのは「一万二千円（十年を超え二十年に達するまでの期間及び二十五年を超え三十年に達するまでの期間については、六千円）」と、「相当する金額」とあるのは「相当する金額（十五年を超え二十年に達するまでの期間及び二十五年を超え三十年に達するまでの期間については、その俸給年額の百分の〇・五に相当する金額）」にその俸給年額の百分の五を加えた金額」と、同条第二項中「前条第二項」とあるのは「附則第十三条の六第一項の規定により読み替えられた前条第二項」と、「組合員期間」とあるのは「衛視等であつた期間」と、「前条第一項」とあるのは「附則第十三条の六第一項の規定により読み替えられた前条

第一項」と、「俸給年額」とあるのは「附則第十三条の二第二項に規定する衛視等の俸給年額」と、「二十年」とあるのは「十五年」と、「三十年」とあるのは「二十五年」と、「超える年数（当該年数が十年を超えるときは、十年）」とあるのは「超え三十年に達するまでの年数一年につき廃疾年金基礎額の百分の二・五に相当する額を、三十年を超える年数（当該年数が十年を超えるときは、十年）」と、第八十六号の二第一項中「組合員期間」とあるのは「衛視等であつた期間」と、「俸給年額」とあるのは「附則第十三条の二第二項に規定する衛視等の俸給年額」として、これらの規定を適用する。
附則第十三条の六に次の一項を加える。
4 前三項に規定するもののほか、第一項の廃疾年金を受ける権利を有する者につき第八十五号の規定を適用する場合における当該規定の技術的読替えその他必要な事項は、政令で定める。
附則第十三条の七 第一項を次のように改める。

衛視等であつた期間が十五年以上である者が死亡した場合における遺族年金については、第八十八号第一号中「俸給年額」とあるのは「附則第十三条の二第二項に規定する衛視等の俸給年額（以下第八十八号の四までにおいて「俸給年額」という。）」と、「組合員期間が二十年」とあるのは「衛視等であつた期間が十五年」と、「百分の一・五」とあるのは「百分の一・五（十五年を超え二十年に達するまでの期間については百分の〇・五とし、二十五年を超え三十年に達するまでの期間については百分の一とする。）」と、同条第二号中「組合員期間が二十年」とあるのは「衛視等であつた期間が十五年」と、

「第七十六号の二又は第七十六号の三」とあるのは「附則第十三条の二第三項又は同条第四項の規定により読み替えられた第七十六号の三」と、「第七十六号第二項」とあるのは「附則第十

とあるのは、「組合員又は組合員であつた者（国家公務員共済組合審議会の委員であつた

当該外国政府等又は日本政府がその運営に關与してゐた法人その他の団体の職員（以下この号

項第二号及び第三号の金額の合算額は、同項第一号又は第二号及び第三号の規定の例によ

期間」という。)を有する者に対する退職年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規

を組合員期間の年数で除して得た額の百分の四十五に相当する額に控除期間等の期間の年数を乗じて得た額を控除した額とする。

第十二条各号列記以外の部分中「前条第一項」を「第十一條第一項」に改め、同条第一号中「前条第一項第一号及び第二項」を「第十一條第一項第一号及び第二項から第四項まで」に改め、同条第二号中「前条第一項第二号又は第三号」を「第十一條第一項第二号若しくは第三号又は同条第二項」に、「同項第二号及び第三号」を「同条第一項第二号及び第三号」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第三号中「前条第一項第二号」を「第十一條第一項第二号」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項各号に掲げる者に対する前条の規定により算定した退職年金の額は、その額から当該各号において控除すべきこととされている金額を控除した額とする。

第十三条第一項中「前二条」を「前三条」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第二項中「前二条」を「前三条」に、「前条各号」を「前条第一項各号」に改め、同条第三項中「前二条」を「前三条」に改める。

第十五条第一項第一号中「及び第三号」を「から第四号まで」に改め、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 第七条第一項第一号の期間に該当する期間が五年以上である更新組合員に対する退職年金で、第十一条の規定の適用によりその額を定められたもの、同条又は第十二条第二項の規定により算定した退職年金の額に第七條第一項第一号の期間の年数を当該年金の額の算定の基礎となつた組合員期間の年数で除して得た割合を乗じて得た金額

第十六条第一号中「次号」の下に「及び第三号」を加え、同条第二号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 第七条第一項第二号から第四号までの期間に該当する期間が六年以上である更新組合員に対する退職年金で、第十一条の規定の適用によりその額を定められたもの、同条又は第十二條第二項の規定により算定した退職年金の額に第七條第一項第二号から第四号までの期間の年数を当該年金の額の算定の基礎となつた組合員期間の年数で除して得た割合を乗じて得た金額（同項第五号及び第六号の期間に係るものとして政令で定める金額を除く。）

第二十二條の見出し中「こえる」を「超える」に改め、同条第一項中「廃疾年金の額」の下に「（新法第八十二條第一項又は第二項の規定により算定した廃疾年金の額をいう。）」を加え、「こえる」を「超える」に、「新法第八十二條第一項及び第二項」を「同条」に改め、同条第二項中「第十一條第三項」を「第十一條第五項」に、「前項各号」を「第一項各号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 七十歳以上の更新組合員が退職し、新法第八十一條の規定による廃疾年金を受ける場合におけるその者に対する前項の規定の適用については、同項第一号中「恩給法の俸給年額の百五十分の一」とあるのは「恩給法の俸給年額に百五十分の一と三分の一を加えた率を乗じて得た金額」と、同項第二号中「旧法の俸給年額の九十分の一」とあるのは「旧法の俸給年額に九十分の一と三分の一を加えた率を乗じて得た金額」と、同項第三号中「旧法の俸給年額の百八十分の一」とあるのは「旧法の俸給年額に百八十分の一と三分の一を加えた率を乗じて得た金額」とする。

3 七十歳以上の更新組合員が退職した場合において、その者が戦務加算等の期間を有するときは、当該期間の年数（当該期間の年数と組合員期間の年数とを合算した年数が四十年

を超えることとなる場合には、その超える部分の年数に達するまでの戦務加算等の期間の年数を除く。）を第一項第一号の期間に加えるものとする。

第二十二條に次の一項を加える。

5 第十一條第六項の規定は、新法第八十一條の規定による廃疾年金を受ける者について準用する。この場合において、同項中「第二項各号」とあるのは「第二十二條第二項の規定により読み替えて適用される同条第一項各号」と、「第四項」とあるのは「同条第三項」と読み替えるものとする。

第二十三條第一項中「第十二條各号」を「第十二條第一項各号」に、「第八十二條第一項又は第二項」を「第八十二條、新法第八十二條の二」に改める。

第二十四條を次のように改める。

（公務による廃疾年金の特例）

第二十四條 新法第八十二條から第八十二條の三まで及び前二條の規定により算定した公務による廃疾年金の額が廃疾の程度に応じ別表に定める金額（第十二條第一項各号に掲げる者に係る廃疾年金については、当該各号において控除すべきこととされている金額を控除した金額）より少ないときは、当分の間、当該金額をその廃疾年金の額とする。この場合において、当該廃疾年金を受ける権利を有する者に対する新法第八十五條第八項の規定の適用については、同項中「額とする」とあるのは「額とし、改定前の廃疾年金の額について国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百九十九号）第二十四條前段の規定の適用があつた場合には、その適用がないものとした場合の額とする」とする。

第二十五條第一項中「第八十二條」の下に「から第八十二條の三まで」を加える。

第二十六條第二項中「第六項」を「第八項」に改める。

第二十七條から第二十九條まで中「第八十八條第一項」を「第八十八條」に改める。

第三十一條の見出しを「（公務傷病による死亡に係る遺族年金の特例）」に改め、同条中「こえる」を「超える」に、「第八十八條第一項第一号」を「第八十八條第一号」に改め、同条に次の四項を加える。

2 前項の場合において、遺族年金を受ける者が、七十歳以上である場合又は七十歳未満の妻である配偶者、子若しくは孫である場合には、同項の規定により算定した金額に、それぞれ次の各号に掲げる当該遺族年金を受ける者に係る組合員期間に応じ、当該各号に掲げる金額を加えた金額とする。

一 第七條第一項第一号の期間で二十年を超え、その超える期間、その年数一年につき恩給法の俸給年額の三分の一

二 第七條第一項第二号から第六号までの期間で前号の期間と合算して二十年を超えるもののその超える期間、その年数一年につき旧法の俸給年額の三分の一

3 更新組合員に係る新法第八十八條第一号の規定による遺族年金を受ける者が七十歳以上である場合又は七十歳未満の妻である配偶者、子若しくは孫である場合において、当該更新組合員が戦務加算等の期間を有していたときは、当該期間の年数（当該期間の年数と組合員期間の年数とを合算した年数が四十年を超えることとなる場合には、その超える部分の年数に達するまでの戦務加算等の期間の年数を除く。）を当該遺族年金の額の計算の基礎となる組合員期間に加えるものとする。

4 前二項の場合において、これらの規定による遺族年金の支給を受ける者が二人以上あるときは、そのうちの年長者の年齢に応じ、これらの規定を適用するものとする。

5 第一項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者（妻である配偶者、子及び孫を除く。）が七十歳に達した場合において、当該年金を

受ける者に係る更新組合員が第二項各号に掲げる期間又は第三項に規定する戦務加算等の期間を有していたときは、当該年金を受ける者を第二項各号又は第三項の規定に該当する者とみなして、当該遺族年金の額を改定する。第三十一条の二の見出しを「公務傷病によらない死亡者に係る遺族年金の額の特例」に改め、同条中「第八十八条第一項第三号」を「第八十八条第二号又は第三号」に、「第十一号」を「第十一号第一項、第三項及び第五項並びに第十一号の二」に改め、同条に次の一項を加える。

2 新法第八十八条の三及び前条第二項から第五項までの規定は、前項の遺族年金を受ける者について準用する。

第三十二条に次の一項を加える。

2 前条第二項の規定は、前項の遺族年金を受ける者について準用する。

第三十二条の三第一項中「第十二条各号」を「第十二条第一項各号」に改める。

第三十三条中「第八十八条第一項第一号」を「第八十八条第一号」に、「二十九万六千六百六十円」を「三十六万六千六百四十七円」に、「九千六百円」を「一万二千円」に、「第十二条各号」を「第十二条第一項各号」に改める。

第四十一条第二項中「第十二条第一号」を「第十二条第一項第一号」に改め、同条第三項中「及び次条」を「次条及び第四十一条の三」に改め、「第十一号第一項」の下に、「第十一号の二」を加える。

第四十一条の二第二項第二号中「第十二条第二号」を「第十二条第一項第二号」に改め、同条第二項中「第七十六条第三項第一号」を「第七十六条の三第一号」に改め、同条第三項中「前条各号」を「前条第一項各号」に、「第十二条各号」を「第十二条第一項各号」に改める。

第七章第四十一条の二の次に次の一条を加える。

第四十一条の三 更新組合員であつた者で退職一時金の額の算定につき第十九条の規定の適用を受け、その後再び長期組合員となつた者に対する第四十一条第一項において準用する第十一号の二の規定の適用については、同条の金額は、同条の規定により算定した金額から前条第一項各号に掲げる金額を控除した金額とする。

第四十四条第三項第一号中「第七十六条」の下に「第一項」を加える。

第四十五条第三項を同条第五項とし、同条第二項中「前項第一号」を「第一項第一号」に、「こえる」を「超える」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 恩給更新組合員が退職した場合において、その者が七十歳以上であり、かつ、前項第一号の期間で十二年を超える期間があるときは、同号の金額は、同号の規定の例により算定した金額にその超える期間一年につき衛視等の恩給法の俸給年額の三分の一に相当する金額を加えた金額とする。

第四十五条第三項の次に次の一項を加える。

4 第四十一条第四項の規定は、第一項に規定する退職年金の額を算定する場合について準用する。この場合において、同条第四項中「組合員期間」とあるのは「衛視等であつた期間」と読み替へるものとする。

第四十五条に次の一項を加える。

6 新法附則第十三条の二第一項又は前条第一項若しくは第二項の規定による退職年金を受ける者が七十歳に達した場合において、その者が第一項第一号の期間で十二年を超える期間又は第四項において準用する第十一条第四項に規定する戦務加算等の期間を有するときは、その者を第二項又は第四項において準用する第十一条第四項の規定に該当する者とみなして、当該退職年金の額を改定する。

第四十五条の二を次のように改める。

第四十五条の二 前条の規定により算定した額が、次の各号に掲げる恩給更新組合員に対する退職年金の区分に応じ当該各号の規定によ

り算定した額より少ないときは、その額を前条第一項に規定する退職年金の額とする。

一 恩給更新組合員に対する第四十四条第一項又は第二項の規定による退職年金 新法附則第十三条の二第三項第一号の規定により算定した金額を十五で除して得た額に衛視等であつた期間の年数を乗じて得た金額

二 恩給更新組合員に対する新法附則第十三条の二第二項の規定による退職年金 同条第三項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号の規定により算定した金額

第四十五条の二の次に次の一条を加える。

（一時恩給の支給を受けた者の衛視等の退職年金の額に関する特例）

第四十五条の二の二 第四十五条第一項又は前条に規定する退職年金の額を計算する場合において、これらの規定に規定する恩給更新組合員が第十二条第一項第一号に掲げる者に該当するときは、第四十五条第一項第一号の金額は、同号及び同条第二項から第四項までの規定の例により算定した金額から、前条の金額は、同条の規定の例により算定した金額から、それぞれ第十二条第一項第一号において控除すべきこととされている金額を控除した金額とする。

第四十五条の三第一項中「前二条」を「前三条」に改め、同条第二項中「前二条」を「前三条」に、「第十二条第一号」を「第十二条第一項第一号」に改め、同条第三項中「前二条」を「前三条」に、「こえ」を「超え」に改める。

第四十五条の四中「第一項第三号」を「第一項第四号」に改め、「同項第二号中」の下に「第七条第一項第一号の期間に該当する期間が五年以上」とあるのは「第七条第一項第一号の期間のうち第四十三条の規定により衛視等であつた期間に算入される期間が四年以上」と、「第十一号の二」とあるのは「第四十五条の二」と、「第十二条第二項」とあるのは「第四十五条の二の二（第四十五条の二の規定に係る部分に限る。）」と、「第七条第一項第一号の期間の年数」とあるのは「昭和三十四年十月一日前の警察在職年の年数」と、「組合員期間」とあるのは「衛視等であつた期間」と、同項第三号中「を」を加える。

第四十五条の五を次のように改める。

（衛視等の減額退職年金の額に関する特例）

第十四条の五 新法附則第十三条の四の規定は、第四十五条から第四十五条の三までの規定により算定される退職年金に基づく減額退職年金の額の改定について準用する。

第四十六条第一項中「こえ」を「超え」に改め、「とする。」の下に、「同条第二項中「恩給法の俸給年額」とあるのは「衛視等の恩給法の俸給年額」と、同条第三項中「第一項第一号」とあるのは「第四十六条第一項において読み替へられた第一項第一号」とを加え、「第十二条各号」を「第十二条第一項各号」に、「第十二条第一号」を「第十二条第一項第一号」に改める。

第四十七条第二項中「第八十八条第一項第三号」を「第八十八条第三号」に改める。

第四十七条の二第二項中「第三十二条の三」を「第三十一条の二第二項及び第三十二条の三」に改める。

第四十八条中「第八十八条第一項第一号」を「第八十八条第一号」に、「第三十一条第一号」を「第三十一条第一項中」に、「こえる」を「超える」に改め、「第四号の期間」との下に、「同条第二項中「次の各号」とあるのは「第一号」と、「組合員期間」とあるのは「衛視等であつた期間」と、「当該各号」とあるのは「同号」と、同項第一号中「第七条第一項第一号の期間」とあるのは「第七条第一項第一号の期間のうち第四十三条の規定により衛視等であつた期間に算入される期間」と、「二十年」とあるのは「十二年」と、同条第三項中「組合員期間」とあるのは「衛視等であつた期間」とを加え、「第十二条各号」を「第十二条第一項各号」に、「第十二条第一号」を「第十二条第一項第一号」に改める。

第五十一条の二第四項第三号中「及び当該」

を「当該」に改め、「勤務していたもの」の下に「当該外国政府等に勤務していた者で任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ当該外国政府等又は日本政府がその運営に關与していた法人その他の団体の職員（以下この号において「関与法人等の職員」という。）となるため退職し、当該関与法人等の職員として同日まで引き続き勤務した後地方の職員等となつた者及び当該外国政府等に勤務していた者で政令で定めるもの」を加え、「及び地方の施行法第七條第一項第四号の期間を」、「地方の施行法第七條第一項第四号の期間その他政令で定める期間」に改める。

第五十一條の三第二項中「第四十四條第一項」の下に「及び第四十五條の四」を加える。

別表中「一、一六七、八〇〇円」を「一、四四二、〇〇〇円」に、「七五八、八〇〇円」を「九三四、〇〇〇円」に、「五〇〇、八〇〇円」を「六一七、〇〇〇円」に改め、同表の備考三中「二万八千八百円」を「四万二千円」に、「九千六百円」を「一万二千円」に改める。

（旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部改正）

第四條 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第七條第一項第十号中「第二條の六」を「第二條の七」に改める。

第十三條第三項中「毎年少なくとも一回部下の」を「必要があると認めるときは、当該」に改める。

附則

（施行期日）

第一條 この法律は、昭和四十九年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 第二條中国家公務員共済組合法第八十六條の二第二項の改正規定、同法第九十二條に一項を加える改正規定、同法第二百二十四條の二

第二項の改正規定、同法第二百二十六條の四の次に一條を加える改正規定、同法附則第三條の次に一條を加える改正規定及び同法附則第十四條の次に一條を加える改正規定並びに附則第六條、附則第十一條及び附則第十二條の規定 公布の日

二 第二條中国家公務員共済組合法第七十九條の二第四項の改正規定及び附則第三條第三項の規定 昭和四十九年十一月一日

（長期給付の給付額の算定の基礎となる俸給に關する経過措置）

第二條 第二條の規定による改正後の国家公務員共済組合法（以下「改正後の法」という。）第四十二條第二項の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に給付事由が生じた年金たる給付についても、同日の属する月以後の月分として支給すべき給付の算定の基礎となる俸給について適用し、同日の属する月前の月分として支給すべき給付の算定の基礎となる俸給については、なお従前の例による。

2 施行日前に給付事由が生じた年金たる給付の同日の属する月以後の月分として支給すべき給付の算定の基礎となる俸給につき改正後の法第四十二條第二項の規定により算定した俸給の額が第二條の規定による改正前の国家公務員共済組合法（以下「改正前の法」という。）第四十二條第二項の規定により算定した俸給の額より少ないときは、前項の規定にかかわらず、その額を改正後の法第四十二條第二項の規定により算定した俸給とみなす。

3 施行日前に給付事由が生じた一時金たる給付（同日以後に給付事由が生じた返還一時金及び死亡一時金で、同日以前に退職した組合員に係るもの（次項において「施行日前退職に係る返還一時金等」という。）を含む。）の算定の基礎となる俸給については、なお従前の例による。

4 第二項の規定は、施行日以後三年以内に給付事由が生じた長期給付（施行日前退職に係る返還一時金等を除く。）の算定の基礎となる俸給に

ついて準用する。

（退職年金等の額に關する経過措置）

第三條 改正後の法第七十六條第二項、第七十六條の二、第七十六條の三、第七十八條、第七十九條第三項から第六項まで、第八十二條から第八十二條の三まで、第八十三條第六項、第八十八條、第八十五條第四項から第八項まで、第八十八條から第八十八條の四まで、附則第十三條の二第三項から第五項まで、附則第十三條の三、附則第十三條の四、附則第十三條の六第一項及び第四項並びに附則第十三條の七第一項並びに第三條の規定による改正後の国家公務員共済組合法の長期給付に關する施行法（以下「改正後の施行法」という。）第十一條の二、第十二條第二項、第十三條第一項から第三項まで、第十五條第一項、第十六條、第二十二條第一項、第二十三條第一項、第二十五條第一項、第二十六條第二項、第三十一條の二（同法第三十二條第二項において準用する場合を含む）、同法第三十一條の二及び改正後の法第八十八條の三の規定に係る部分に限る。第四十一條第三項、第四十一條の三、第四十五條の二、第四十五條の二の二（同法第四十五條の二の規定に係る部分に限る）、第四十五條の三第一項から第三項まで、第四十五條の四、第四十五條の五、第四十七條の二第二項並びに第五十一條の三第二項の規定は、昭和四十八年四月一日から施行日の前日までの間に給付事由が生じた給付についても、昭和四十九年十月分以後適用する。

2 昭和四十八年三月三十一日以前に給付事由が生じた給付については、政令で、前項の規定に準ずる措置を講ずるものとする。

3 改正後の法第七十九條の二第四項の規定は、昭和四十九年十月三十一日以前に給付事由が生じた給付についても、同年十一月分以後適用する。

（廃疾年金と障害補償年金との調整に關する経過措置）

第四條 改正後の法第八十六條第二項の規定は、

施行日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日以前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

（掛金に關する経過措置）

第五條 改正後の法第一百零三條第三項の規定は、昭和四十九年十月分以後の掛金について適用し、同年九月分以前の掛金については、なお従前の例による。

（任意継続組合員に關する経過措置）

第六條 改正後の法第二百二十六條の五の規定は、附則第一條第一号に掲げる日以後に組合員の資格を喪失した者について適用する。

（外国政府職員期間等のある者に關する経過措置）

第七條 この法律の施行の際、現に国家公務員共済組合法の長期給付に關する施行法（以下「施行法」という。）第二條第一項第八号の普通恩給又は同号の恩給で恩給法（大正十二年法律第四十八号）第七十三條第一項の規定に係るもの（以下この項において「普通恩給等」という。）を受ける権利を有し、かつ、第三條の規定による改正前の施行法（以下「改正前の施行法」という。）第九條第四号の期間（同法第五十一條の二第四項第三号の期間を含む。）で恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第 号）第二條の規定による改正後の恩給法の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第百五十五号）以下この項において「改正後の法律第百五十五号」という。）附則第四十二條の規定の適用によりその全部が当該期間に該當しないこととなるものを有する更新組合員（施行法第二條第一項第七号に規定する更新組合員（同法第四十一條第一項第一号に掲げる者を含む。）をいう。以下この項において同じ。）若しくは更新組合員であつた者又はこれらの者の遺族のうち、昭和四十九年九月三十日において改正前の施行法第九條第四号（同法第四十一條第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定に係る退職年金若しくは減額退職年金又は同法第

二十九条（同法第四十一条第一項において準用する場合を含む。）の規定に係る遺族年金（同法第九條第四号の規定に係るものに限る。）を受ける権利を有する者が政令で定めるものその他政令で定める者に係る普通恩給等及び長期給付については、これらの者が別段の申出をしないときは、改正後の法律第五十五号附則第四十二条及び改正後の施行法の規定にかかわらず、恩給法等の一部を改正する法律第二条の規定による改正前の恩給法の一部を改正する法律附則第四十二条及び改正前の施行法の規定の例によるものとする。

（公務傷病による死亡者に係る遺族年金の額の最低保障等に関する経過措置）

第八条 改正後の施行法第三十三条及び別表の規定は、施行日前に給付事由が生じた遺族年金及び廃疾年金についても、昭和四十九年十月分以後適用する。

（長期に在職する退職年金の額の最低保障）

第九条 組合員又は施行法第二条第一項第七号に規定する更新組合員（同法第四十一条第一項各号に掲げる者及び同法第四十二条第一項に規定する恩給更新組合員を含む。）が施行日以後に退職し、又は死亡した場合において、これらの者又はその遺族に係る改正後の法の規定による退職年金、廃疾年金又は遺族年金（改正後の施行法の規定によりこれらの年金とみなされる年金を含む。）以下この条において同じ。で次の各号に掲げるものについては、その額が、当該各号に掲げる額に満たないときは、当分の間、これらの年金の額は、当該各号に掲げる額とする。

一 改正後の法の規定による退職年金のうちイからハまでに掲げる年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者で改正後の法の規定による退職年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間（以下この号において「実在職の期間」という。）が当

該退職年金を受ける最短期間（以下「退職年金の最短期間」という。）に達しているものに係る年金 三十二万六千六百円

ロ 六十五歳以上の者で改正後の法の規定による退職年金の額の基礎となつた実在職の期間が九年以上のものに係る年金（イに掲げる年金を除く。）及び六十五歳未満の者で実在職の期間が退職年金の最短期間年限に達しているものに係る年金 二十四万二千二百円

ハ 六十五歳以上の者で実在職の期間が九年以上のものに係る年金 十六万八千八百円

ニ 改正後の法の規定による廃疾年金 次のイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者で改正後の法の規定による廃疾年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間（以下この号において「実在職の期間」という。）が退職年金の最短期間年限に達しているものに係る年金 三十二万六千六百円

ロ 六十五歳以上の者で実在職の期間が九年以上のものに係る年金（イに掲げる年金を除く。）及び六十五歳未満の者で実在職の期間が退職年金の最短期間年限に達しているものに係る年金 二十四万二千二百円

ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 十六万八千八百円

三 改正後の法の規定による遺族年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者及び六十五歳未満の妻、子又は孫が受ける年金で改正後の法の規定による遺族年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間（以下この号において「実在職の期間」という。）が退職年金の最短期間年限に達しているもの 十六万八千八百円

妻、子又は孫が受ける年金で実在職の期間が九年以上のもの（イに掲げる年金を除く。）並びに六十五歳未満の者（妻、子及び孫を除く。）が受ける年金で実在職の期間が退職年金の最短期間年限に達しているもの 十二万六千六百円

ハ イ及びロ以外の年金 八万四千四百円

2 前項の場合において、同項第三号に掲げる年金を受ける者が二人以上あるときは、そのうちの年長者の年齢に応じ、同項の規定を適用するものとする。

3 第一項各号に掲げる年金で施行日以後に給付事由が生じたものを受ける者（六十五歳未満の者に限る。）が六十五歳に達した場合（同項第三号に掲げる年金を受ける妻、子又は孫が六十五歳に達した場合を除く。）において、これらの年金の額が同項各号に掲げる額に満たないときは、その達した日の属する月の翌月分以後、これらの年金の額を当該各号に掲げる額に改定する。この場合においては、前項の規定を準用する。

（年金額の自動的改定措置）

第十条 厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第九十二号）附則第二十二條の規定により厚生年金保険法（昭和二十九年法律第十五号）による年金たる保険給付の額を改定する措置が講じられる場合には、国家公務員共済組合法又は施行法の規定に基づく年金の額については、当該措置が講じられる月分以後、当該措置を参酌して政令で定めるところにより改定する。

（政令への委任）

第十一条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、附則第七条に規定する更新組合員若しくは更新組合員であつた者又はこれらの者の遺族が同条の申出をした場合におけるこれらの者に係る長期給付に関する経過措置その他この法律の施行に伴う長期給付に関する措置等に関し必要な事項は、政令で定める。

（昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正）

第十二条 昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第三項中「組合員である者」の下に「その他の者が政令で定めるもの」を加え、「したならば同法第八十八条」を「したならば同法第七十条の規定による弔慰金、同法第八十八条若しくは第九十三条」に、「又は同法第九十三条の規定による遺族一時金」を「若しくは遺族一時金又は同法第九十三条の二の規定による死亡一時金」に、「改正後の法第八十八条」を「改正後の法第七十条の規定による弔慰金、同法第八十八条」に、「遺族年金を」を「遺族年金又は同法第九十三条の規定による死亡一時金を」に、「第八十八条及び第九十三条」を「第七十条、第八十八条、第九十三条及び第九十三条の二」に改める。

理由

国家公務員共済組合等からの年金の額の改定につき恩給法等の改正内容に準じて所要の措置を講ずるほか、長期給付の基礎となる俸給の算定方法の改善、退職年金等のうち低額なもの年金額の引上げ、遺族年金の扶養加算制度の創設、短期給付の任意継続制度の導入等の措置を情する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案 昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給

する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律

(昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律の一部改正)

第一条 昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律（昭和四十二年法律第百六号）の一部を次のように改正する。

(昭和四十九年度における旧法による退職年金等の額の改定)

第一条の七 前条第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和四十九年十月分以後、その額を、その算定の基礎となつてゐる別表第一の八の仮定俸給（同条第三項において準用する第一条第六項の規定により従前の年金

額をもつて改定年金額とした年金者しくは前
 条第一項の規定の適用があつた後第一条の五
 第四項の規定により同条第三項各号に掲げる

金額をもつて改定年金額とした年金又は前条第五項において準用する第一条第六項の規定により従前の年金額をもつて改定年金額とした年金については、前条第一項又は第四項の規定により年金額を改定したものとした場合

において、その改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給、同項の規定により改定された年金については、その改定年金額の算定の基礎となつている仮定俸給）に対応する別表第一の九の仮定俸給を俸給とみなし、旧法の規定を準用して算定した額に改定する。

2 前条第一項の規定の適用を受ける年金（その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が旧法の規定による退職年金に相当する年金を受ける最短期間年限」（第六項において単に「最短期間年限」とい

年	金	実在職した期間	金	額
---	---	---------	---	---

う。）に達している年金に限る。）で、七十歳以上の者又は旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫に係るものに対する前項の規定の適用については、同項中「算定した額」とあるのは、「算定した額に、その額の計算の基礎となつた組合員期間の年数と旧法の規定による退職年金に相当する年金を受ける最短期間年限との差年数一年につきその俸給とみなされた同表の仮定俸給の額の三百分の一（旧法の規定による遺族年金に相当する年金については、六百分の一）に相当する金額の十二倍に相当する金額を加えた額」とする。この場合においては、第一条第四項後段の規定を準用する。

3 第一条第六項の規定は、第一項の規定により年金の額を改定する場合について準用する。

4 第一項又は前項の規定の適用を受ける年金については、その年金を受ける者が七十歳に

達したとき（旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻、子又は孫が七十歳に達したときを除く。）は、その達した日の属す

る月の翌月分以後、第二項の規定により読み替えて適用する第一項の規定に準じてその額を改定する。

5 第一条第六項の規定は、前項の規定により年金の額を改定する場合について準用する。

6 次の表の上欄に掲げる年金については、第

一項又は第四項の規定により改定された額が、同表の中欄に掲げるその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち實在職した

期間の区分に対応する同表の下欄に掲げる額に満たないときは、昭和四十九年十月分以後、その額を当該区分に対応する同表の下欄に掲げる額に改定する。この場合においては、第一条第四項後段の規定を準用する。

旧法の規定による退職年金又は 廃疾年金に相当する年金で六十 五歳以上の者が受けるもの	最短年金年限以上 九年以上最短期金
--	----------------------

旧法の規定による退職年金に相当する年金で六十五歳未満の者が受けるもの	最短年金年限以上
------------------------------------	----------

旧法の規定による廃疾年金に相当する年金で六十五歳未満の者が受けるもの	最短期間年金限未満
------------------------------------	-----------

旧法の規定による遺族年金に相当する年金で六十五歳以上の者又は六十五歳未満の妻、子若し

最短期間 最短年金年限以上	九年以上最短期間 九年以上最短期間
------------------	----------------------

旧法の規定による遺族年金に相当する年金で六十五歳未満の者	最短年金年限以上
------------------------------	----------

るもの	最短期間年限未満
-----	----------

第一項、第三項又は前項の規定の適用を受

第一項、第三項又は前項の規定の適用を受ける年金については、その年金を受ける者が六十五歳に達したとき（旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻、子又は孫が六十五歳に達したときを除く。）は、その達

した日の属する月の翌月分以後、同項の規定に準じてその額を改定する。

第二条の六の次に次の一条を加える。

（昭和四十九年度における旧法による障害年金等の額の改定）

第二条の七 前条第一項の規定の適用を受ける

2

第二条の七 前条第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和四十九年十月分以後、その額を、その算定の基礎となつてゐる別表第一の八の仮定俸給（同条第三項の規定により同項各号に掲げる金額をもつて改定年金額とした年金については、同条第一項の規定により年金額を改定したものとした場合においてその改定年金額の算定の基礎となるべき仮

限未滿	三十二万一千六百円	二十四万一千二百円
-----	-----------	-----------

二十四万二千二百円

二十四万一千二百円	
十六万八百円	

十六万八百円	限未満
十二万六百元	限未満
八万四千元	限未満

十二万六百元	
--------	--

八万四千	
------	--

定俸給、同条第六項の規定により改定された年金については、その改定された年金額を基礎となつてゐる仮定俸給）に対応する表第一の九の仮定俸給を俸給とみなす。

二条第一項の規定に準じて算定した額に
する。この場合において、同項中「別表第
三の九」と読み替へ

第一條の七第二項の規定は、前条第一
規定の適用を受ける年金（旧法の規定に
基づくものとする。）

定の意用を受ける年金（旧法の規定に
職年金に相当する年金を受けることがあ
組合員期間を有していた組合員であつ
の退職年金に相当する年金を受ける最
年限に達しているものに係る年金に限
、七十歳以上の者又は殉職年金若しく
遺族年金を受ける七十歳未満の妻、子

くは係に係るものに対して前項の規定を適用する場合について準用する。

3 次の各号に掲げる年金については、第一項の規定により改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和四十九年十月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。

一 障害年金 別表第四の九に定める障害の等級に対応する年金（障害の等級が一級又は二級に該当するものにあつては、七万二千元を加えた額）

二 殉職年金 三十六万六千六百円

三 障害遺族年金 前号に掲げる額の十分の七・五に相当する金額

4 前項の場合において、障害年金を受ける権利を有する者に扶養親族があるときは、同項第一号に掲げる額に、配偶者である扶養親族については四万二千元、配偶者以外の扶養親族については一人につき四千八百円（そのうち二人までは、一人につき一万二千元）を加えた額をその改定する額とする。

5 第三項の場合において、殉職年金を受ける権利を有する者に扶養遺族があるときは、同項第二号に掲げる額を加えた額をその改定する額とする。

一 扶養遺族が一人である場合 一万二千元
二 扶養遺族が二人以上である場合 一万八千元

6 第一項又は第三項の規定の適用を受ける年金については、その年金を受ける者が七十歳に達したとき（殉職年金又は障害遺族年金を受ける妻、子又は係が七十歳に達したときを除く。）は、その達した日の属する月の翌月分以後、第二項の規定により読み替えて適用する第一項の規定に準じてその額を改定する。

第三條第一項中「第三條の六」を「第三條の七」に改める。

第三條の六の次に次の一条を加える。
（昭和四十九年度における法による退職年金

等の額の改定）

第三條の七 昭和四十七年三月三十一日以前に法の退職をした組合員に係る法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金については、昭和四十九年十月分以後、その額を、前条第一項、第二項又は第五項の規定により改定された年金額の算定の基礎となつて算定した年金額（同条第四項又は第六項において準用する第一條第六項の規定により従前の年金額をもつて改定した年金額）とし、前条第一項又は第五項の規定により年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定の基礎となるべき俸給年額（別表第六の上欄に掲げる退職の時期の区分に応じ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨て得た額）を法第七條第一項に規定する俸給年額とみなし、法の規定を適用して算定した額に改定する。

2 第一條第六項の規定は、前項の規定により年金の額を改定する場合について準用する。

3 昭和四十七年四月一日から昭和四十八年三月三十一日までの間に法の退職をした組合員に係る法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金については、昭和四十九年十月分以後、その額を、当該組合員の法の退職当時の法第七條第一項に規定する俸給年額に一・一五三を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨て得た額）を同項に規定する俸給年額とみなし、法の規定を適用して算定した額に改定する。

4 次の表の上欄に掲げる年金については、第一項又は前項の規定により改定された額が、同表の中欄に掲げるその年金に係る組合員であつた者の組合員期間のうち実在職した期間（組合員であつた者が船員である組合員であつた期間について法第七條第二項の規定の適用があつた場合においては、同項の規定

により組合員であつた期間とみなされた期間とする。）の区分に対応する同表の下欄に掲げる額（減額退職年金にあつては、その掲げる額から、その掲げる額の百分の四に相当する額に、五十五歳と当該減額退職年金の支給を

開始する時のその者の年齢との差年数を乗じて得た額を減じて得た額。以下この項において同じ。）に満たないときは、昭和四十九年十月分以後、その額を当該区分に対応する同表の下欄に掲げる額に改定する。この場合においては、第一條第四項後段の規定を準用する。

年 金	実 在 職 し た 期 間	金 額
法の規定による退職年金、減額退職年金又は廃疾年金で六十五歳以上の者が受けるもの	法の規定による退職年金を受け最短年金年限（以下この表において単に「最短年金年限」という。）以上	三十二万一千六百円
法の規定による退職年金又は減額退職年金で六十五歳未満の者が受けるもの	九年以上最短年金年限未満	二十四万一千二百円
法の規定による廃疾年金で六十五歳未満の者が受けるもの	九年未満	十六万八千円
法の規定による遺族年金で六十五歳以上の者又は六十五歳未満の妻、子若しくは係が受けるもの	最短年金年限以上	二十四万一千二百円
法の規定による遺族年金で六十五歳未満の者が受けるもの	最短年金年限以上	二十四万一千二百円
法の規定による遺族年金で六十五歳未満の者が（妻、子及び係を除く。）が受けるもの	最短年金年限以上	十六万八千円
	九年以上最短年金年限未満	十六万八千円
	九年未満	八万四百円
	最短年金年限以上	十二万六千円
	最短年金年限未満	八万四百円

5 昭和四十八年四月一日から昭和四十九年三月三十一日までの間に法の退職をした組合員に係る法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金については、前項の規定に準じてその額を改定する。

6 前各項の規定の適用を受ける年金については、その年金を受ける者が六十五歳に達したとき（遺族年金を受ける妻、子又は係が六十五歳に達したときを除く。）は、その達した日

の属する月の翌月分以後、第四項の規定に準じてその額を改定する。

第四條第一項中「法律」の下に「前条を除く。」を加え、同条の次に次の一条を加える。
（昭和四十九年度における法による通算退職年金の額の改定）
第四條の二 昭和四十七年三月三十一日以前に法の退職をした組合員に係る法の規定による

通算退職年金（法第六十一条の二第五項の規定の適用を受けるものを除く。次項において同じ。）については、昭和四十九年十一月分以後、その額を、前条第一項又は第二項の規定により改定された年金額の算定の基礎となつて、その額を、前条第六項の規定により従前の年金額をもつて改定年金額とした年金額に改定したものとした場合において、その改定年金額の算定の基礎となるべき通算退職年金の仮定俸給の額に別表第六の上欄に掲げる退職の時期の区分に応じ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨て得た額）を同条第一項第二号に掲げる通算退職年金の仮定俸給の額とみなし、同項の規定に準じて算定した額に改定する。

2 昭和四十七年四月一日から昭和四十八年三月三十一日までの間に法の退職をした組合員に係る法の規定による通算退職年金については、昭和四十九年十一月分以後、その額を、当該組合員の法の退職当時の法第十七条第一項に規定する俸給に一・一五三を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨て得た額）を前条第一項第二号に掲げる通算退職年金の仮定俸給とみなし、同項の規定に準じて算定した額に改定する。

3 前二項の規定の適用を受ける年金のうち、第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額に満たないものについては、昭和四十九年十一月分以後、その額を、前二項の規定により改

定した額に第一号に掲げる金額を第二号に掲げる金額で除して得た割合（その割合が百分の八十に満たないときは、百分の八十）を乗じて得た額に改定する。

一 前二項の規定により前条第一項第二号に掲げる通算退職年金の仮定俸給の額とみなされた額を三十で除して得た額に、組合員期間に応じ法別表第三に定める日数を乗じて得た金額

二 千円と前二項の規定により前条第一項第二号に掲げる通算退職年金の仮定俸給の額とみなされた額の千分の十に相当する額の合算額に、組合員期間の月数及び退職時の年齢に応じ法別表第三の二に定める率を乗じて得た金額

4 第一条第六項の規定は、前項の規定により年金の額を改定する場合について準用する。

5 前条第四項の規定の適用を受ける年金（第二項の規定の適用を受けるものを除く。）のうち政令で定めるものについては、昭和四十九年十一月分以後、その額を、第三項に規定する割合を考慮して政令で定めるところにより算定した額に改定する。

6 法第六十一条の二第五項の規定の適用を受ける通算退職年金については、昭和四十九年十一月分以後、その額を、前後の退職のそれぞれについて前各項の規定の例により算定した額の合算額に改定する。

第七条第一項中「第二条の六」を「第二条の七」に改め、同条第二項中「第四条」を「第四条の二」に改める。

別表第一の八の次に次の一表を加える。
別表第一の九

別表第一の八の仮定俸給	仮定俸給
二〇、三四〇円	二五、一八〇円
二〇、九二〇	二五、八九〇
二一、四〇〇	二六、四九〇

二二、〇九〇	二七、三五〇
二二、五一〇	二七、八七〇
二三、二九〇	二八、八三〇
二四、四三〇	三〇、二四〇
二五、六一〇	三一、七〇〇
二六、七七〇	三三、一三〇
二七、九六〇	三四、六一〇
二九、一三〇	三六、〇七〇
三〇、三三〇	三七、五五〇
三一、〇八〇	三八、四八〇
三一、八三〇	三九、四一〇
三二、七一〇	四〇、四九〇
三三、九四〇	四二、〇二〇
三五、〇一〇	四三、三四〇
三六、〇〇〇	四四、五七〇
三七、二一〇	四六、〇七〇
三八、四三〇	四七、五七〇
三九、七六〇	四九、一二〇
四一、〇九〇	五〇、八八〇
四二、七六〇	五二、九三〇
四三、八一〇	五四、二三〇
四五、一八〇	五五、九三〇
四六、四九〇	五七、五六〇
四九、一四〇	六〇、八三〇
四九、八四〇	六一、七〇〇
五一、八七〇	六四、二一〇
五四、五七〇	六七、五五〇
五五、五四〇	七一、二三〇
五九、〇六〇	七三、一二〇
六〇、五一〇	七四、九一〇
六二、五八〇	七七、四八〇
六三、八〇〇	七八、九八〇
六七、三四〇	八三、三七〇
六九、〇九〇	八五、五三〇
七〇、九三〇	八七、八一〇
七四、四六〇	九二、一八〇
七八、〇三〇	九六、六一〇
七八、九六〇	九七、七五〇
八一、九一〇	一〇一、四〇〇

八六、〇八〇	一〇六、五八〇
九〇、二三〇	一一一、七一〇
九二、七八〇	一二四、八七〇
九五、二八〇	一二七、九六〇
一〇〇、三四〇	一二四、二三〇
一〇五、四一〇	一三〇、四九〇
一〇六、四一〇	一三一、七三〇
一一〇、四四〇	一三六、七三〇
一一五、五三〇	一四三、〇二〇
一二〇、五九〇	一四九、二九〇
一二五、六三〇	一五五、五三〇
一二八、七九〇	一五九、四四〇
一三二、一八〇	一六三、六四〇
一三八、七〇〇	一七一、七一〇
一四五、二九〇	一七九、八八〇
一四八、六二〇	一八三、九八〇
一五一、八三〇	一八七、九六〇
一五八、三八〇	一九六、〇七〇
一六一、三六〇	一九九、七六〇
一六四、九二〇	二〇四、一七〇
一七一、四四〇	二一二、二四〇
一七八、五八〇	二二一、〇八〇
一八二、二五〇	二二五、六三〇
一八五、七三〇	二二九、九三〇
一八九、三七〇	二三四、四三〇
一九二、八八〇	二三八、七九〇
二〇〇、〇〇〇	二四七、六〇〇
二〇七、一三〇	二五六、四二〇
二二〇、六四〇	二六〇、七八〇
二二四、二五〇	二六五、二四〇
二二二、一六〇	二七五、〇三〇
二三〇、〇八〇	二八四、八四〇
二三三、九八〇	二八九、六七〇
二三七、九九〇	二九四、六三〇

備考

年金額の算定の基礎となつてゐる別表第一の八の仮定俸給の額が二〇、三四〇円に満たないときは、その仮定俸給の額に一・二三八を乗じて得た金額（二〇円に満たない端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）をこの表の仮定俸給とする。

別表第三の八の次に次の一表を加える。
別表第三の九

別表第一の九の下欄に掲げる仮定俸給	率
一五五、五三〇円以上のもの	二三・〇割
一四三、〇二〇円を超え一五五、五三〇円未満のもの	二三・八割
一三六、七三〇円を超え一四三、〇二〇円以下のもの	二四・五割
一三一、七三〇円を超え一三六、七三〇円以下のもの	二四・八割
九二、一八〇円を超え一三一、七三〇円以下のもの	二五・〇割
八七、八一〇円を超え九二、一八〇円以下のもの	二五・五割
七八、九八〇円を超え八七、八一〇円以下のもの	二六・一割
六四、二一〇円を超え七八、九八〇円以下のもの	二六・九割
六一、七〇〇円を超え六四、二一〇円以下のもの	二七・四割
五七、五六〇円を超え六一、七〇〇円以下のもの	二七・八割
五五、九三〇円を超え五七、五六〇円以下のもの	二九・〇割
五四、二三〇円を超え五五、九三〇円以下のもの	二九・三割
四七、五七〇円を超え五四、二三〇円以下のもの	二九・八割
四二、〇二〇円を超え四七、五七〇円以下のもの	三〇・二割
四〇、四九〇円を超え四二、〇二〇円以下のもの	三〇・九割
三九、四一〇円を超え四〇、四九〇円以下のもの	三一・九割
三八、四八〇円を超え三九、四一〇円以下のもの	三二・七割
三七、五五〇円を超え三八、四八〇円以下のもの	三三・〇割
三六、〇七〇円を超え三七、五五〇円以下のもの	三三・四割
三四、六一〇円を超え三六、〇七〇円以下のもの	三四・五割
三四、六一〇円以下のもの	三五・一割

別表第四の八の次に次の一表を加える。
別表第四の九

障害の等級	年金額
一級	一、五八八、〇〇〇円
二級	一、二八六、〇〇〇円
三級	一、〇三二、〇〇〇円
四級	七七八、〇〇〇円
五級	六〇三、〇〇〇円
六級	四六一、〇〇〇円

備考

別表第四の備考の規定は、この表の適用について準用する。この場合において、別表第四の備考二中「一九〇、〇〇〇円」とあるのは「七七八、〇〇〇円」と、「二二一、〇〇〇円」とあるのは「二二一、〇〇〇円」とである。

るのは「九〇五、〇〇〇円」と読み替えるものとする。
別表第五の次に次の一表を加える。
別表第六

退職の時期の区分	率
昭和三十五年三月三十一日以前	一・二三八
昭和三十五年四月一日から昭和三十六年三月三十一日まで	一・二〇六
昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日まで	一・二〇二
昭和三十七年四月一日から昭和三十八年三月三十一日まで	一・一九七
昭和三十八年四月一日から昭和三十九年三月三十一日まで	一・一九五
昭和三十九年四月一日から昭和四十年三月三十一日まで	一・一八六
昭和四十年四月一日から昭和四十一年三月三十一日まで	一・一八八
昭和四十一年四月一日から昭和四十二年三月三十一日まで	一・一八三
昭和四十二年四月一日から昭和四十三年三月三十一日まで	一・一七五
昭和四十三年四月一日から昭和四十四年三月三十一日まで	一・一七〇
昭和四十四年四月一日から昭和四十五年三月三十一日まで	一・一六三
昭和四十五年四月一日から昭和四十七年三月三十一日まで	一・一五三

(公共企業体職員等共済組合法の一部改正)

第二条 公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第百三十四号)の一部を次のように改正する。

第五十九条を次のように改める。

第五十九条 前条第二項の場合において、遺族年金を受ける者が次の各号の一に該当する場合においては、同項の規定により算定した金額に、当該各号に掲げる額を加えた額を当該遺族年金の年額とする。

- 一 当該遺族年金を受ける者が妻であり、かつ、遺族である子がいる場合、その子一人につき四千八百円(そのうち二人までは、一人につき九千六百円)
 - 二 当該遺族年金を受ける者が子であり、かつ、二人以上いる場合、その子のうち一人を除いた子一人につき四千八百円(そのうち二人までは、一人につき九千六百円)
- 2 前項の場合において、同項各号に規定する子が次条第一項各号の一に該当するに至つた

ときは、その子は、前項各号に規定する子に該当しないものとみなし、当該遺族年金の年額を改定する。

3 第一項第一号の場合において、同号の妻が遺族年金を受ける権利を取得した当時胎児であつた子が出生したときは、その出生した子は、同号に規定する子に該当するものとみなし、当該遺族年金の年額を改定する。

第六十一条の二第三項ただし書中「割合」の下に「(その割合が百分の八十に満たないときは、百分の八十)」を加える。

第八十二条の二第二項中「その後」を「当該復帰希望職員のうちその者の事情によらないで引き続き勤務することを困難とする理由により退職した者で主務省令で定めるもの以外の者がその後」に改める。

第八十二条の二の次に次の一条を加える。
(任意継続組合員に対する短期給付等)
第八十二条の三 退職の日の前日まで引き続き

一年以上組合員であつた者は、その退職の日から起算して十日を経過する日(正当な理由があると組合が認めた場合には、その認めた日)までに、運営規則で定めるところにより、引き続き短期給付を受け、及び福祉事業を利用することを希望する旨を組合に申し出ることができ、この場合において、その申出をした者は、この法律の規定中短期給付及び福祉事業に係る部分(政令で定めるものを除く。)の適用については、引き続き当該組合の組合員であるものとみなす。

2 前項後段の規定により組合員であるものとみなされた者(以下この条において「任意継続組合員」という。)は、組合が、政令で定める基準に従い、その者の短期給付及び福祉事業に係る掛金及び公共企業体の負担金の合算額に相当するものとして運営規則で定める金額(以下この条において「任意継続掛金」という。)を、毎月、運営規則で定めるところにより、組合に払い込まなければならない。

3 任意継続組合員が初めて払い込むべき任意継続掛金を運営規則で定める期日までに払い込まなかつたときは、第一項の規定にかかわらず、その者は、任意継続組合員にはならなかつたものとみなす。

4 任意継続組合員が次の各号の一に該当するに至つたときは、その翌日(第四号に該当するに至つたときは、その日)から、その資格を喪失する。

- 一 任意継続組合員となつた日から起算して一年を経過したとき。
- 二 死亡したとき。
- 三 任意継続掛金(初めて払い込むべき任意継続掛金を除く。)を運営規則で定める期日までに払い込まなかつたとき。
- 四 組合員(他の法律に基づく共済組合員及び健康保険法の規定による健康保険又は船員保険の被保険者で組合員でないものを含む。)となつたとき。

五 任意継続組合員でなくなつたことを希望する旨を運営規則で定めるところにより組合に申し出た場合において、その申出が受理された日の属する月の末日が到来したとき。

5 任意継続組合員に対する短期給付の支給の特例その他任意継続組合員に關し必要な事項は、政令で定める。

附則第三條の次に次の一條を加える。

(運営審議会の委員の任命の特例)

第三條の二 運営審議会の委員の任命については、昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に關する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第 号)の公布の日から起算して二年を経過するまでの間、第十条第三項中「組合員」とあるのは、「組合員又は組合員であつた者(運営審議会の委員であつた者に限る。)」として、同項の規定を適用する。

附則第五條第一項第一号中「年月数を含む。」の下に「附則第六條の二において「戦務加算等の期間」という。」を加え、同号ロ中「第四十五条」を「第四十六条から第四十八条まで」に、「同条に」を「法律第百五十五号附則第四十六条から第四十八条までに」に、「同条の」を「これらの」に改め、同項第四号中「引き統いて」の「の」の下に「又は政令で定める要件に該当するもの」を加え、同項第五号中「未婚者をいう。」の下に「(以下この号、を「含む。)」の下に「並びに当該外国政府又は法人の職員として在職していた者で、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ当該外国政府若しくは法人又は日本政府がその運営に關与していた法人その他の団体の職員(以下この号において「関与法人等の職員」という。)となるため退職し、当該関与法人等の職員として昭和二十年八月八日まで引き続き在職し、その後他に就職するこ

となく政令で定める期間内に職員となつたもの
(同日後引き続き海外にあつた未帰還者にあつては、その帰国後他に就職することなく政令で定める期間内に職員となつたもの)で、かつ、施行日の前日まで引き続き職員であつたもの及び当該外国政府又は法人の職員として在職してゐた者が政令で定めるものの当該外国政府又は法人の職員としての在職の期間で職員となつた日の前日まで引き続き在職しているもの」を加え、同条第三項第二号中「当該国家公務員」を「当該国家公務員」に改め、「期間であるもの」の下に「又は政令で定める要件に該当するもの」を加える。

附則第六条の次に次の一条を加える。

第六条の二 七十歳以上の更新組合員が退職した場合において、その者の組合員期間のうち次の各号に掲げる期間があるときは、前条第一項又は附則第十四条第一項の退職年金の金額は、これらの規定の例により算定した金額に、それぞれの各号に掲げる期間に応じ当該各号に掲げる金額を加えた金額とする。

一 附則第五条第一項第一号の期間で十七年を超えるもののその超える期間 その年数一年につき俸給年額の三百分の一に相当する金額

二 附則第五条第一項第二号又は第三号の期間で同項第一号の期間と合算して二十年を超えるもののその超える期間 その年数一年につき俸給年額の三百分の一に相当する金額

2 退職年金を受ける権利を有する七十歳以上の更新組合員が退職した場合において、その者が戦務加算等の期間を有するときは、当該期間の年数(当該期間の年数と組合員期間の年数とを加算した年数が四十年を超えることとなる場合には、その超える部分の年数に達するまでの戦務加算等の期間の年数を除く)を附則第五条第一項第一号の期間に加えるものとする。

3 退職年金を受ける更新組合員であつた者が

七十歳に達した場合において、その者が第一項各号に掲げる期間又は戦務加算等の期間を有するときは、その者を前二項の規定に該当する者とみなして、当該退職年金の年額を改定する。

4 更新組合員又は更新組合員であつた者が死亡した場合において、その者の組合員期間のうち次の各号に掲げる期間があるときは、その者が係る遺族年金を受ける者が七十歳以上の者又は七十歳未満の妻、子若しくは孫である場合における第五十八条第二項の遺族年金の年額は、同項の規定の例により算定した金額に、それぞれの各号に掲げる期間に応じ当該各号に掲げる金額を加えた金額とする。

一 附則第五条第一項第一号の期間で十七年を超えるもののその超える期間 その年数一年につき俸給年額の六百分の一に相当する金額

二 附則第五条第一項第二号又は第三号の期間で同項第一号の期間と合算して二十年を超えるもののその超える期間 その年数一年につき俸給年額の六百分の一に相当する金額

5 更新組合員又は更新組合員であつた者が死亡した場合において、その者が戦務加算等の期間を有してあり、かつ、その者に係る遺族年金を受ける者が七十歳以上であるときは、七十歳未満の妻、子若しくは孫であるときは、当該期間の年数(当該期間の年数と組合員期間の年数とを加算した年数が四十年を超えることとなる場合には、その超える部分の年数に達するまでの戦務加算等の期間の年数を除く)を当該遺族年金の年額の基礎となる附則第五条第一項第一号の期間に加えるものとする。

6 前二項の場合において、これらの規定の適用を受ける遺族年金を受ける者が二人以上あるときは、そのうちの年長者の年齢に応じ、これらの規定を適用するものとする。

7 第四項各号に掲げる期間又は戦務加算等の期間を有していた更新組合員又は更新組合員であつた者に係る遺族年金を受ける者(妻、子及び孫を除く)が七十歳に達したときは、その者を同項又は第五項の規定に該当する者とみなして、当該遺族年金の年額を改定する。附則第十一条第一項第七号を次のように改める。

七 外国政府等(法律第五百五十五号附則第四十二條第一項に規定する外国政府職員に係る外国政府、同法附則第四十三條に規定する外国特殊法人職員に係る法人及び同法附則第四十三條の二第一項に規定する外国特殊機関職員に係る特殊機関をいう。以下この号において同じ。)の職員として昭和二十八年八月八日まで引き続き在職したことのある者の当該在職期間(同日後引き続き海外にあつた未帰還者を含む)並びに当該外国政府等の職員として在職した後引き続き職員となつた者、当該外国政府等の職員として在職してゐた者が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ当該外国政府等又は日本政府がその運営に關与してゐた法人その他の団体の職員(以下この号において「政府関与法人等の職員」という)となるため退職し、当該政府関与法人等の職員として同日まで引き続き在職したことのある者及び当該外国政府等の職員として在職してゐた者が政令で定めるものの当該外国政府等の職員として在職期間のうち、恩給公務員期間、附則第五条第一項第五号の期間その他政令で定める期間を除いた期間
附則第十七條の二中「第五條、第六條」を「から第六條の二まで」に改める。
附則第二十六條第一項中「第六條」を「から第六條の二まで」に改める。

(施行期間)
第一条 この法律は、昭和四十九年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 第二条中公共企業体職員等共済組合法(以下「法」という)第八十二條の二第二項の改正規定、同条の次に一條を加える改正規定、法附則第三條の次に一條を加える改正規定及び次条第三項の規定 公布の日
二 第二条中法第六十一條の二第三項ただし書の改正規定及び次条第二項の規定 昭和四十九年十一月一日

(経過措置)

第二条 第二条の規定による改正後の法(以下「新法」という)第五十九條及び新法附則第六條の二(新法附則第七條の二又は第二十六條第一項において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行の日前に給付事由が生じた給付についても、昭和四十九年十月一日以後適用する。

2 新法第六十一條の二第三項ただし書の規定は、昭和四十八年十一月一日から昭和四十九年十月三十一日までの間の退職に係る通算退職年金についても、同年十一月一日以後適用する。

3 新法第八十二條の三の規定は、前条第一号に掲げる日の前日以後に退職した者について適用する。

(長期在職者等の退職年金の年額の最低保障)
第三条 この法律の施行の日以後の退職(死亡を含む)に係る新法の規定による次の表の上欄に掲げる年金については、その年金の額が、同表の中欄に掲げるその年金に係る組合員であつた者の組合員期間のうち実在職した期間(組合員であつた者が船員である組合員であつた期間について新法第七十七條第二項の規定の適用があつた場合においては、同項の規定により組合員であつた期間とみなされた期間とする。)の区分に対応する同表の下欄に掲げる額(減額退職年金にあつては、その掲げる額から、その掲げる額の百分の四に相当する額に、五十五歳と当該

減額退職年金の支給を開始する時のその者の年齢との差年数を乗じて得た額を減じて得た額。

以下この項において同じ。）に満たないときは、
当分の間、その年金の額は、当該区分に対応する
同表の下欄に掲げる額とする。

年 金	実 在 職 した 期 間	金 額
退職年金、減額退職年金又は廃疾年金で六十五歳以上の者が受けるもの	新法の規定により退職年金を受取る最短年金年限（以下この表において単に「最短年金年限」という。）以上	三十二万一千六百円
退職年金又は減額退職年金で六十五歳未満の者が受けるもの	九年以上最短年金年限未満	二十四万一千二百円
	九年末満	十六万八千円
廃疾年金で六十五歳未満の者が受けるもの	最短年金年限以上	二十四万一千二百円
	最短年金年限未満	十六万八千円
遺族年金で六十五歳以上の者又は六十五歳未満の妻、子若しくは孫が受けるもの	九年以上最短年金年限未満	十六万八千円
	九年末満	八万四千円
遺族年金で六十五歳未満の者（妻、子及び孫を除く。）が受けるもの	最短年金年限以上	十二万六千円
	最短年金年限未満	八万四千円

2 前項の場合において、同項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者が二人以上あるときは、そのうちの年長者の年齢に応じ、同項の規定を適用するものとする。

3 第一項に規定する年金については、その年金を受ける者が六十五歳に達したとき（遺族年金を受ける妻、子又は孫が六十五歳に達したときを除く。）は、その達した日の属する月の翌月分以後、同項の規定に準じてその額を改定する。この場合においては、前項の規定を準用する。（年金額の自動的改定措置）

第四条 厚生年金保険等の第一部を改正する法律（昭和四十八年法律第九十二号）附則第二十二

条の規定により厚生年金保険法（昭和二十九年法律第十五号）による年金たる保険給付の額を改定する措置が講じられる場合には、法の規定に基づく年金の額については、当該措置が講じられる月分以後、当該措置を参照して政令で定めるところにより改定する。
（政令への委任）
第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に伴う長期給付に関する経過措置に関して必要な事項は、政令で定める。

理 由

公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額を恩給法等の改正の内容に準じて改定するとともに、遺族年金の扶養加算制度及び短期給付の任意継続制度の創設等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案

法律

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第一条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。
第二条 第一項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号及び第六号を一号ずつ繰り上げ、同条第二項中「又は第三号」を削り、同条第三項を削る。

第九条 第三項本文中「組合員」の下に「（その組合の組合員であつた者のうちから、国家公務員法第八八条の二の職員団体又は公共企業体等労働関係法（昭和二十三年法律第二百五十七号）第三条の労働組合（以下「職員団体」と総称する。）でその組合に係る各省各庁の所属の職員が組織するものが推薦した者を含む。）」を加える。
第十条 第一項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、第五号に掲げる事項は、第二十一条第一項に規定する連合会加入組合以外の組合の場合に限る。

第十条 第一項に次の一号を加える。
五 長期給付に充てるべき積立金（以下「責任準備金」という。）及び長期給付の支払上の余裕金の管理及び運用
第十八条 次を次のように改める。
第十九条 第二項を次のように改める。

2 組合（第二十一条第一項に規定する連合会加入組合を除く。）は、責任準備金の額のうち、運営審議会の議を経て定めた額を資金運用部に預託するものとする。

第三十五条 第四項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。
五 責任準備金及び長期給付の支払上の余裕金の管理及び運用

第三十六条 中「読み替えるものとする」を、「第十九条第二項中「運営審議会」とあるのは「評議員会」と読み替えるものとする」に改める。

第四十二条 第二項中「月以前の組合員であつた期間三年間における掛金の標準となつた俸給の総額を三十六（当該三年間における組合員期間の月数が三十六に満たないときは、その組合員期間の月数）で除して得た額」を「月の掛金の標準となつた俸給」に改め、同条の次に次の二条を加える。
（年金を受けるべき遺族の範囲）
第四十二条の二 年金を受けるべき遺族の範囲は、組合員又は組合員であつた者の配偶者並びに子、父母、孫及び祖父母で、組合員又は組合員であつた者の死亡の当時その収入により生計を維持していたものとする。

2 前項の規定の適用については、子又は孫は、十八歳未満でまだ配偶者がいない者又は組合員若しくは組合員であつた者の死亡の当時から引き続き別表第三の上欄に掲げる程度の廃疾の状態にある者に限るものとし、組合員又は組合員であつた者の死亡の当時胎児であつた子が出生した場合に、その子は、これらの者の死亡の当時その収入によつて生計を維持していたものとみなす。

（年金以外の給付を受けるべき遺族の範囲）
第四十二条の三 年金以外の給付を受けるべき遺族の範囲は、次に掲げる者とする。

一 組合員又は組合員であつた者の配偶者並びに子、父母、孫及び祖父母で組合員又は組合員であつた者の死亡の当時その収入に

般会計からそれぞれの特別会計に繰り入れるものとする。

第百条第四項を第六項とし、第三項中「十二万円」を「二十四万五千円」に、「こえる」を「超える」に、「前項」を「第二項」に改め、同項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 当分の間、前項の規定による俸給と長期給付に係る掛金との割合は、前条第一項第二号の規定にかかわらず、組合員の負担、長期給付に要する費用の見通し等について配慮し、必要な調整を行つて定められるものとする。

4 俸給と長期給付に係る掛金との割合は、少なくとも三年ごとに再計算されるものとする。

第百十一条第四項本文中「組合員」の下に「組合員であつた者のうちから職員団体が推薦した者を含む。」を加える。

第百十九条中「以下船員」を「第二百一一条及び第二百二条において「船員」に改める。

第百二十四条の二第四項後段中「国の負担金」とあるのは「公庫等の負担金」を「国の負担金百分の八十」とあるのは「国の負担金百分の三十、公庫等の負担金百分の五十」に、「第百条第二項」とあるのは「第百条第二項から第五項まで」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(退職した者についての短期給付の特例)

第百二十四条の三 組合員期間（政令で定める期間を含む。以下この項において同じ。）が二十年以上である者が退職した場合又は組合員期間が十年以上である者が五十五歳以上で退職した場合に、その者は、退職の日の翌日から十日以内に、その退職後もこの条の規定により短期給付を受けることを希望する旨をその組合に申し出ることができる。

2 前項の申出をした者は、その申出が受理されたときは、退職しなかつたものとみなし、引き続き同項の組合を組織する職員であるも

のとみなして、短期給付に関する規定（第四章第二節第三款の規定を除く。）を適用する。

この場合においては、第二条第一項第三号中「職員が死亡以外の事由により職員でなくなること（職員でなくなつた日又はその翌日に再び職員となる場合におけるその職員でなくなることを除く。）」とあるのは「第百二十四条の三第三項に規定する任意継続組合員が同項の規定に該当することにより任意継続組合員でなくなること」と、第三十七条第二項中「翌日」とあるのは「翌日（第百二十四条の三第三項第二号又は第三号に該当するに至つたときは、その日）」と、第四十六条第一項中「第百一条第三項の規定により掛金に相当する金額」とあるのは「第百二十四条の三第四項の規定により掛金」と、第百条第二項から第五項まで中「俸給」とあるのは「第百二十四条の三第一項の退職の日の属する月の掛金の標準となつた俸給」とする。

3 前項の規定により第一項の組合を組織する職員であるものとみなされた者（以下「任意継続組合員」といふ。）が次の各号の一に該当するに至つたときは、任意継続組合員でなくなるものとする。

一 第一項の退職の日の翌日から起算して十年を経過したとき。

二 組合員（他の法律に基づく共済組合で短期給付に相当する給付を行うものの組合員を含む。）の資格を取得したとき。

三 健康保険の被保険者又は船員保険の被保険者（船員保険法第二十条の規定による被保険者を除く。）の資格を取得したとき。

四 掛金を次の期限後十日を経過しても払込まなかつたとき。

五 任意継続組合員でなくなつたことを希望する旨をその組合に申し出たとき。

4 任意継続組合員は、毎月の末日までに、掛金を組合に払込まなければならぬ。

5 船員組合員に対する前四項の規定の適用に

ついては、政令で特例を定めることができる。

6 前五項に定めるもののほか、任意継続組合員に対するこの法律の適用について必要な事項は、政令で定める。

第百二十五条前段中「前条」を「第百二十四条の二」に改め、同条後段中「同項第一号、第三号及び第四号中「国の負担金」とあるのは「組合の負担金」と、同項第二号中「国の負担金百分の五十七・五」とあるのは「国の負担金百分の十五、組合の負担金百分の四十二・五」と、同項第一号中「国の負担金百分の七十」とあるのは「国の負担金百分の二十、組合の負担金百分の五十」と、同項第二号中「国の負担金百分の八十」とあるのは「国の負担金百分の三十、組合の負担金百分の五十」と、同項第三号及び第四号中「国の負担金」とあるのは「組合の負担金」に、「とする」を「と、前条第二項後段中「掛金の標準となつた俸給」とあるのは「掛金の標準となつた運営規則で定める仮定俸給」とする。」に改める。

第百二十六条の四第二項中「昭和二十五年法律第二百六十一号」を削り、「もつぱら」を「専ら」に、「前項」を「第一項」に、「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第九条第三項本文及び第百一一条第四項本文の規定の適用については、前項に規定する組合員に係る地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十二条の職員団体は、第九条第三項本文に規定する職員団体とみなす。

附則第十三条の二第二項中「百分の三十五」を「百分の五十二・五」に、「こたえる」を「超える」に改め、「二十五年をこえ三十年に達するまでの期間については、百分の一」を削り、同条第四項中「百分の一・五」とあるのは「百分の一・五（前後の衡視等であつた期間を合算した期間のうち二十五年をこえ三十年に達するまでの期間については、百分の一）」とを削る。

附則第十三条の四「百分の一・五」とあるのは「百分の一・五（前後の衡視等であつた期間を合算した期間のうち二十五年をこえ三十年に達するまでの期間については、百分の一）」と、同条第五項中「百分の一・五」とあるのは「百分の一・五（前後の衡視等であつた期間を合算した期間のうち二十五年をこえ三十年に達するまでの期間については、百分の一）」とを削る。

附則第十三条の六第一項中「こえる」を「超える」に改め、「同条第二項については、百分の一・五（二十五年をこえ三十年に達するまでの期間については、百分の一）」及び「同条第五項第三号及び第四号については、百分の一・五（前後の衡視等であつた期間を合算した期間のうち二十五年をこえ三十年に達するまでの期間については、百分の一）」とを削る。

附則第十三条の七の次に次の一条を加える。

(年金者遺族一時金の特例)
第十三条の七の二 衡視等であつた期間が十五年以上である者に係る年金者遺族一時金については、第九十二条の二第一項第二号中「組合員期間が二十年」とあるのは「衡視等であつた期間が十五年」と、同項第三号中「二十年未満である者」とあるのは「二十年未満である者（衡視等であつた期間が十五年以上である者を除く。）」として、同条の規定を適用する。

2 前項に規定する者に係る年金者遺族一時金の額は、同項の規定により算定した額が、同項の規定を適用しないとしたならば受けることとなる年金者遺族一時金の額より少ないときは、当該金額とする。

附則第十四条の二の次に次の一条を加える。
(退職した者が職員団体の役員である場合の取扱い)

第十四条の三 昭和四十三年十二月十三日において職員であつた者のうち同日以後昭和四十八年十二月十三日まで引き続き専従職員であ

つた者が同日に退職した場合において、当該退職の日の翌日において職員団体の役員であるときは、その者は、当該退職の時に退職しなかつたものとみなし、職員団体の役員である間当該退職の際組合員であつた組合を組織する職員であるものとみなして、この法律の規定を適用する。この場合においては、第四章及び第六章中「俸給」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定俸給」と、第九十九条第二項各号列記以外の部分中「及び国の負担金」とあるのは「職員団体の負担金及び国の負担金」と、同項第一号中「国の負担金百分の七十」とあるのは「国の負担金百分の二十、職員団体の負担金百分の五十」と、同項第二号中「国の負担金百分の八十」とあるのは「国の負担金百分の三十、職員団体の負担

別表第二

金百分の五十」と、同項第四号中「国の負担金」とあるのは「職員団体の負担金」とする。
2 昭和四十三年十二月十三日において第百二十六条の四第一項に規定する職員であつた者のうち同日以後昭和四十八年十二月十三日まで引き続き地方公務員法第五十二条の職員団体の事務に専ら従事する職員であつた者については、当該職員団体を前項の職員団体とみなして同項の規定を適用する。
3 前二項に定めるもののほか、これらの項に規定する者に対するこの法律の規定の適用について必要な事項及びその者が既に支給を受けた退職年金又は退職一時金に関する措置その他これらの項の規定の適用に関し必要な経過措置は、政令で定める。

別表第二を次のように改める。

組合員期間	日数
一年以上 二年未満	三五〇日
二年以上 三年未満	七〇日
三年以上 四年未満	一〇五日
四年以上 五年未満	一四〇日
五年以上 六年未満	一七五日
六年以上 七年未満	二一〇日
七年以上 八年未満	二五〇日
八年以上 九年未満	二九〇日
九年以上 一〇年未満	三三〇日
一〇年以上 一一年未満	三七〇日
一一年以上 一二年未満	四一〇日
一二年以上 一三年未満	四五〇日
一三年以上 一四年未満	四九〇日
一四年以上 一五年未満	五三〇日

一五年以上 一六年未満	五七〇日
一六年以上 一七年未満	六一五日
一七年以上 一八年未満	六六五日
一八年以上 一九年未満	七一五日
一九年以上 二〇年未満	七七〇日

別表第三の中欄(中)「〇・八」を「一・〇」に、「〇・六」を「〇・九」に、「〇・四」を「〇・六」に改め、同表の中欄(中)「〇・五」を「〇・七五」に、「〇・四」を「〇・六」に、「〇・三」を「〇・四五」に改め、同表の下欄中「三九三、六〇〇円」を「八九五、五〇〇円」に、「三二一、六〇〇円」を「七三三、五〇〇円」に、「二四〇、〇〇〇円」を「五九四、〇〇〇円」に改める。

別表第三の中欄(中)「〇・八」を「一・〇」に、「〇・六」を「〇・九」に、「〇・四」を「〇・六」に改め、同表の中欄(中)「〇・五」を「〇・七五」に、「〇・四」を「〇・六」に、「〇・三」を「〇・四五」に改め、同表の下欄中「三九三、六〇〇円」を「八九五、五〇〇円」に、「三二一、六〇〇円」を「七三三、五〇〇円」に、「二四〇、〇〇〇円」を「五九四、〇〇〇円」に改める。

第二条 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「削除(第三十四条・第三十五条)」を「年金者遺族一時金に関する経過措置(第三十四条・第三十五条の三)」に、「第四十八条の三」を「第四十八条の五」に改める。

第二条第二項中「ものとし、前項第十九号又は第二十二号に掲げる額を算定する場合に、新法第四十二条第二項に規定する掛金の標準となつた俸給には、施行日前の期間に係る俸給は、算入せず、また、同項の組合員期間の月数には、施行日前の期間は、算入しない」とを「ものとする」に改め、同条に次の一項を加える。

3 この法律において「遺族」とは、新法の規定による年金たる給付(この法律の規定により新法の年金たる給付とみなされる給付を含む。)に係る場合は新法第四十二条の二に規定する遺族をいうものとし、新法の規定による一時金たる給付(この法律の規定により新法の一部金たる給付とみなされる給付を含む。)

に係る場合は新法第四十二条の三に規定する遺族をいうものとする。
第八条第一項各号列記以外の部分中「第四号」を「第三号」に改める。
第十一条第一項第四号中「百分の二」を「百分の三」に改める。
第十三条第一項中「百分の七十」を「百分の八十一」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第二項中「三十二万六千六百円」を「七十二万円」に改める。
第二十九条各号列記以外の部分中「(新法第二十一条第一項第三号に規定する遺族をいう。以下同じ。)」を削る。
第三十一条の二の見出し中「二年」を「六月」に改め、同条及び第三十二条中「百分の五十」を「百分の八十」に改める。
第三十二条の三第一項中「二十五万四千四百円」を「六十三万四千四百円」に改める。
第三十三条を次のように改める。
第三十三条 削除
第五章第三節を次のように改める。
第三節 年金者遺族一時金に関する経過措置
(公務傷病による死亡者に係る年金者遺族一時金の規定の適用)
第三十四条 新法第四章第三節第四款中第九十二条の二第一項第一号の規定による年金者遺族一時金に関する部分の規定は、組合員が施行日以後公務により病氣にかかり、又は負傷し、当該公務傷病により死亡した場合について

て適用する。

(年金者遺族一時金の受給資格に係る組合員期間)

第三十五条 新法第九十二条の二第一項第三号の規定による年金者遺族一時金(公務による障害年金を受ける権利を有する者に係る年金者遺族一時金を除く)を受ける権利に係る組合員期間は、施行日の前日まで引き続き組合員期間及び施行日以後の組合員期間に限るものとする。

(特例による退職年金の受給権者に係る特例)

第三十五条の二 次の各号の一に該当する場合においては、当該各号に規定する者の遺族に、年金者遺族一時金を支給する。ただし、第一号に該当する場合において次条の規定により計算した金額がないときは、年金者遺族一時金は、支給しない。

一 組合員期間が二十年未満である者で第八号から第十号までの規定による退職年金を受ける権利を有するものが公務傷病により死亡した場合において、遺族年金を受けるべき遺族がないとき。

二 組合員期間が二十年未満である更新組合員が公務傷病により死亡した場合であつて、その死亡を退職とみなしたならば第八号から第十号までの規定により退職年金を受ける権利を有することとなる場合において、遺族年金を受けるべき遺族がないとき。

2 前項の場合においては、新法第九十二条の二第一項第三号の規定は、適用しない。

(特例による退職年金の受給権者に係る年金者遺族一時金の額に関する特例)

第三十五条の三 前条第一項各号の規定による年金者遺族一時金の額は、同項各号の一に該当する場合において遺族年金を受けるべき遺族がいたならば受けるべきこととなる遺族年金の額の七・五年分に相当する金額(同項第一号に該当する場合においてすでに

支給を受けた退職年金(第六条第一項ただし書の規定による申出に係る退職年金以外の旧法等の規定による退職年金に相当する年金を含む)、減額退職年金又は旧法等の規定による障害年金に相当する年金の額があるときは、その総額を控除した金額)とする。

第四十一条第一項各号列記以外の部分中「第三十三条まで」を「第三十四条まで、第三十五条の二、第三十五条の三」に改め、同条第二項中「退職の日まで」の下に「と、第三十五条の三」「旧法等の規定による障害年金に相当する年金」とあるのは「障害年金(旧法等の規定による障害年金に相当する年金を含む)」を加える。

第四十一条の二第一項第三号中「百分の一・八」を「百分の一・八」に改め、同条第三項中「第三十二条の三又は第三十三条」を「又は第三十二条の三」に改める。

第四十五条第一項第二号中「三分の七」を「二分の七」に改め、「二十五年をこえ三十年に達するまでの期間については、百分の一」を削る。

第四十五条の三第一項中「百分の七十」を「百分の八十一」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第二項中「三十二万六千六百円」を「七十二万円」に改め、同条第三項中「(その恩給更新組合員が受ける権利を有していた警察監獄職員の普通恩給の基礎となつた期間の年数と合算して二十五年をこえ三十年に達するまでの期間については、百分の一。以下この項において同じ。)」を削る。

第四十六条第一項中「こえ」を「超え」に改め、「とし、公務によらない障害年金にあつては、二十五年をこえ三十年に達するまでの期間については百分の一」を削る。

第四十七条の二第一項中「百分の五十」を「百分の八十」に改める。

第四十八条中「及び第三十三条」及び「第三十三条中「第十二条各号」とあるのは「第十

二条第一号」と、「当該各号」とあるのは「同号」とを削る。

第四十八条の三中「(第四十八条の三に規定する長期組合員となつた日)」を「(第四十八条の五に規定する長期組合員となつた日)」と、第四十八条の三第一項中「第三十五条の三」とあるのは「第四十一条第一項において準用する第三十五条の三」に改め、第八章第二節中同条を第四十八条の五とし、第四十八条の二を第四十八条の四とし、第四十八条の次に次の二条を加える。

(衛視等の年金者遺族一時金の受給資格に関する特例)

第四十八条の二 次の各号の一に該当する場合においては、当該各号に規定する者の遺族に、年金者遺族一時金を支給する。ただし、第一号に該当する場合において次条の規定により計算した金額がないときは、年金者遺族一時金は、支給しない。

一 衛視等であつた期間が十五年未満である者で第四十四条第一項又は第二項の規定による退職年金を受ける権利を有するものが公務傷病により死亡した場合において、遺族年金を受けるべき遺族がないとき。

二 衛視等であつた期間が十五年未満である者が公務傷病によらないで死亡した場合であつて、その死亡を退職とみなしたならば第四十四条第一項又は第二項の規定により退職年金を受ける権利を有することとなる場合において、遺族年金を受けるべき遺族がないとき。

2 前項の場合においては、新法第九十二条の二第一項第三号の規定は、適用しない。

(衛視等の年金者遺族一時金の額に関する特例)

第四十八条の三 前条第一項各号の規定による年金者遺族一時金の額は、同項各号の一に該当する場合において遺族年金を受けるべき遺族がいたならば受けるべきこととなる

遺族年金の額の七・五年分に相当する金額とし、当該年金者遺族一時金からの控除については、第三十五条の三の規定の例による。

2 前項の規定により算定した年金者遺族一時金の額が、前条の規定を適用しないとしたならば受けることとなる年金者遺族一時金の額より少ないときは、当該金額を年金者遺族一時金の額とする。

第五十三条第一号中「又は遺族年金」を「遺族年金又は年金者遺族一時金」に改める。

第五十六条を次のように改める。

第五十六条 削除

別表中「一、一六七、八〇〇円」を「一、四四二、〇〇〇円」に、「七五七、八〇〇円」を「九三四、〇〇〇円」に、「五〇〇、八〇〇円」を「六一七、〇〇〇円」に改め、同表の備考三中「二万八千八百円」を「四万二千円」に、「九千六百円」を「一万二千円」に改める。

(通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第百八十二号)の一部を次のように改正する。

附則第二十一条第二号中「八年以内」を「昭和五十三年五月三十一日までの間」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十九年十月一日から施行する。ただし、第一条中国国家公務員共済組合法第九條第三項本文、第十條第一項、第三十五條第四項、第百一十一條第四項本文及び第百二十六條の四の改正規定並びに同法附則第十四條の二の次に一條を加える改正規定並びに第三条及び附則第九條の規定は、公布の日から施行する。

(経済措置の原則)

第二条 この附則に別段の定めがある場合を除き、第一条の規定による改正後の国家公務員共済組合法(以下「新法」という。)及び第二条の

規定による改正後の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（以下「新施行法」という。）の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

（年金の額の改正等に関する経過措置）

第三条 新法及び新施行法の規定中年金の額の改正に関する部分（年金の額の算定の基準となるべき俸給に関する規定を含む。）は、施行日前に給付事由が生じた退職年金、減額退職年金、通算退職年金、廃疾年金又は遺族年金についても、施行日の属する月分以適用する。

2 前項の場合又は施行日の前日から引き続き組合員であつた者が施行日以後三年内に新法又は新施行法の退職（死亡を含む。）をした場合における長期給付の給付額の算定の基準となるべき俸給の額については、その額が改正前の国家公務員共済組合法の規定による長期給付の給付額の算定の基準となるべき俸給の額（以下この項において「旧法の額」という。）よりも少ないときは、旧法の額とする。

（掛金及び負担金に関する経過措置）

第四条 新法第九十九条第二項、第三項及び第五項、第九十九条第五項、第二百二十四条の二第四項並びに第二百二十五条（新法第二百二十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日の属する月分以後の掛金及び負担金について適用し、同月以前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五条 前三条に定めるもののほか、新法及び新施行法の施行に伴う経過措置について必要な事項は、政令で定める。

（国家公務員等退職手当法の一部改正）

第六条 国家公務員等退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第五条の二を削る。

第六条中「前四条」を「前三条」に改め、「（前条の規定により計算した退職手当については、五十八・二）」を削り、「こえる」を「超える」に改める。

（日雇労働者健康保険法の一部改正）

第七条 日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第七條中「被保険者であるとき」の下に、「国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第二百二十四条の三第三項に規定する任意継続組合員である同法の組合員の組合員であるとき」を加える。

第十八条第一項中「昭和三十三年法律第二百二十八号」を削る。

（昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正）

第八条 昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

附則第四條第三項及び第四項を削る。

（通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第九条 昭和三十六年十一月一日前から引き続き国家公務員共済組合法に基づく共済組合（以下この条において「組合」という。）の組合員であつて、昭和四十四年十一月一日からこの法律の公布の日の前日までの間に退職したもの（その退職の場合に国家公務員共済組合法の規定による通算退職年金を受ける権利を有することとなつた女子以外の女子及び明治四十四年四月一日以前に生まれた者を除く。）については、第三条の規定による改正後の通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律附則第二十一条中「退職の日」とあるのは、「国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第 号）の公布の日」と読み替へて、同条の規定を適用する。

2 前項に規定する者が再び組合の組合員となつて退職した場合において、国家公務員共済組合法の規定による退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有することとなつたときは、同項の規定にかかわらず、その者は、第三条の規定による改正後の通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律附則第二十一条に規定する申出をすることができない。

3 第一項の規定の適用により同項に規定する者に国家公務員共済組合法第八十条第三項の退職一時金を支給する場合において、その者に第一項の退職に係る組合員期間に基づく退職一時金として支給された金額があるときは、当該金額は、同項の規定の適用により支給すべき退職一時金の内払とみなす。

4 第一項の規定の適用により退職一時金の支給を受けた者が、当該退職一時金に係る組合員期間に基づく通算退職年金を受ける権利を有しているときは、当該権利は、この法律の公布の日の前日において消滅する。

理由

最近における社会保障制度の状況にかんがみ、国家公務員共済組合の制度の充実強化を図るため、国家公務員共済組合による給付の内容を大幅に改善するとともに、その財政については賦課方式を採用し、かつ、国の負担金割合を引き上げ、併せて国家公務員共済組合の制度が組合員の福祉の増進のために運営されるように規定を整備するほか、退職者についての短期給付の特例の創設、退職者が職員団体の役員である場合の取扱、退職一時金からの通算退職年金の原資の控除を受けないことを選択することが出来る期限の延長等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、約二百六十億円の見込みである。

公共企業体職員等共済組合法等の一部を改正する法律案

公共企業体職員等共済組合法等の一部を改正する法律

（公共企業体職員等共済組合法の一部改正）

第一条 公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七章 審査会（第六十七条―第七十一条）」を「第七章 審査会（第六十七条―第七十一条）」を「第七章の二 公共企業体職員等共済組合審議会（第七十一条の二）」に改める。

第十条第三項中「組合員」の下に「（組合員であつた者のうちから、公共企業体等労働関係法（昭和二十三年法律第二百五十七号）に規定する労働組合で当該公共企業体の所属の職員が組織するものが推薦した者を含む。）」を加える。

第十一条第一項に次の一号を加える。

四 長期給付に充てるべき積立金及び長期給付の支払上の余裕金の管理及び運用

第十八条第二項中「又は死亡一時金」を「年金者遺族一時金又は死亡一時金」に改める。

第二十三条中「又は死亡一時金」を「年金者遺族一時金又は死亡一時金」に、若しくは死亡一時金を「年金者遺族一時金若しくは死亡一時金」に改める。

第二十五条の見出しを「（年金を受けるべき遺族の範囲）」に改め、同条第一項を次のように改める。

年金を受けるべき遺族の範囲は、組合員又は組合員であつた者の配偶者並びに子、父母、孫及び祖父父母で、組合員又は組合員であつた者の死亡の当時その収入により生計を維持していたものとする。ただし、子及び孫については、十

ハ才未滿でまだ配偶者がない者又は組合員若しくは組合員であつた者の死亡の当時から引き続き別表第四に掲げる程度の廃疾の状態にある者に限るものとする。

第二十五條第二項中「前項第一号」を「前項」に改め、「主として」を削り、同条の次に次の一条を加える。

(年金以外の給付を受けるべき遺族の範囲)
第二十五條の二 年金以外の給付を受けるべき遺族の範囲は、次に掲げる者とする。

一 組合員又は組合員であつた者の配偶者並びに子、父母、孫及び祖父母で組合員又は組合員であつた者の死亡の当時その収入により生計を維持していたもの

二 前号に掲げる者を除くは、組合員又は組合員であつた者の死亡の当時その収入により生計を維持していた者

三 組合員又は組合員であつた者の子、父母、孫及び祖父母で第一号に該当しないもの

2 前条第一項ただし書及び第二項の規定は、前項第一号の規定を適用する場合について準用する。

第二十六條第一項を次のように改める。
給付を受けるべき遺族の順位は、次のとおりとする。

一 年金を受ける者の順位は、第二十五條第一項本文に規定する順序

二 年金以外の給付を受ける者の順位は、前条第一項各号の順序。ただし、同項第一号又は第三号に掲げる者の間においては、それぞれ当該各号に規定する順序

第三十四條中「十分の七」を「十分の八」に改める。

第四十八條第七号を次のように改める。
七 年金者遺族一時金
第五十條第二項中「百分の四十」を「百分の六十」に改め、同項に次のただし書を加える。
ただし、その額が七十二万円より少ないときは、七十二万円とする。

第五十條第三項中「百分の〇・九」を「百分の一・八」に改める。
第五十四條第四項中「千円」を「二千四百七十五円」に、「千分の十」を「千分の十五」に改める。

第五十五條第二項第一号中「百分の六十」を「百分の九十」に改め、「金額」の下に「(その額が八十九万五千五百円より少ないときは、八十九万五千五百円)」を加え、同項第二号中「百分の四十五」を「百分の六十七・五」に改め、「金額」の下に「(その額が七十三万三千五百円より少ないときは、七十三万三千五百円)」を加え、同項第三号中「百分の三十五」を「百分の五十二・五」に改め、「金額」の下に「(その額が五十九万四千円より少ないときは、五十九万四千円)」を加える。

第五十八條第一項中「一年」を「六月」に改め、同条第二項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、その額が六十三万四千五百円より少ないときは、六十三万四千五百円とする。

第五十八條第二項第一号中「二分の一」を「百分の八十」に改め、同項第二号中「一年以上二十年」を「六月以上二十年」に、「一年以上十一年」を「六月以上十一年」に、「百分の十」を「百分の二十四」に、「百分の一」を「百分の二・四」に、「百分の〇・四五」を「百分の一・四四」に改め、同項第三号及び第四号中「二分の一」を「百分の八十」に改める。

第五十九條を次のように改める。
(年金者遺族一時金)
第五十九條 次の各号の一に該当する場合に、組合員又は組合員であつた者の遺族に、年金者遺族一時金を支給する。ただし、次項の規定により計算した金額がないときは、この限りでない。

一 組合員期間二十年以上の者が死亡した場合において、遺族年金を受けるべき遺族がないとき。

二 組合員期間六月以上二十年未滿の組合員が死亡した場合において、遺族年金を受けなければならないとき。

三 遺族年金の支給を受ける者がその支給を受ける権利を失ひ、以後年金を受けるべき遺族がないとき。

四 年金者遺族一時金の額は、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額(第二号に掲げる金額がないときは、第一号に掲げる金額)とする。

一 前項各号の一に該当する場合において遺族年金を受けるべき遺族がいたとしたならば受けるべきこととなる遺族年金の額の七・五分分に相当する金額

二 既に支給を受けた退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金の総額
第六十一條の二第三項中「千円」を「二千四百七十五円」に、「千分の十」を「千分の十五」に改める。

第六十三條第二項中「前項」を「前二項」に、「こえて」を「超えて」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 組合は、前項に規定する事業のほか、年金である給付を受ける権利を有する者の福祉を増進するため、老人福祉施設その他必要な施設の設置及び運営の事業を行うことができる。

第六十四條第三項を第六項とし、第二項の次に次の三項を加える。

3 前項の規定による俸給と長期給付に係る掛金との割合は、三年を一期とする期間内の長期給付に要する費用の予想額と当該期間内ににおける長期給付に係る掛金並びに国及び公共企業体の長期給付に係る負担金の額の合計額とが均衡を保つことができるように定める。

4 当分の間、前二項の規定による俸給と長期給付に係る掛金との割合は、前項の規定にかかわらず、組合員の負担、長期給付に要する費用の見通し等について配慮し、必要な調整

を行つて定められるものとする。
5 俸給と長期給付に係る掛金との割合は、少なくとも三年ごとに再計算されるものとする。

第六十六條第一項第一号中「昭和二十三年法律第二百五十七号」及び「この条において」を削り、同項第二号中「費用の百分の五十七・五(専従職員及び組合員に使用される組合員に係る長期給付に要する費用については、百分の十五)」を「費用(専従職員及び組合員に使用される組合員に係るものを除く)の百分の五十」に改め、同条第四項中「又は前項に規定する労働組合は、第一項又は前項」を「労働組合又は国は、第一項、第三項又は前項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項各号列記以外の部分中「組織するもの」の下に「(以下「労働組合」という。))」を加え、同項第二号中「百分の四十二・五」を「百分の五十」に改め、同項の次に次の一項を加える。

4 国は、組合員に係る短期給付及び長期給付に要する費用の、それぞれ百分の二十及び百分の三十に相当する金額を負担し、その金額を毎月末日までに組合に払い込まなければならない。

第七章の次に次に一章を加える。
第七章の二
(公共企業体職員等共済組合審議会)

第七十一條の二 この法律に基づく組合に関する制度及びその行方給付その他の事業の運営に関する重要事項について、主務大臣の諮問に応じて調査審議するため、総理府の附屬機関として、公共企業体職員等共済組合審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、組合に関する施策及び組合の運営に関する事項について、主務大臣に建議することができる。

3 審議会は、委員十二人以内で組織する。
4 委員は、学識経験がある者、関係行政機関の職員、公共企業体の当該役員及び組合員

を行つて定められるものとする。
5 俸給と長期給付に係る掛金との割合は、少なくとも三年ごとに再計算されるものとする。

第六十六條第一項第一号中「昭和二十三年法律第二百五十七号」及び「この条において」を削り、同項第二号中「費用の百分の五十七・五(専従職員及び組合員に使用される組合員に係る長期給付に要する費用については、百分の十五)」を「費用(専従職員及び組合員に使用される組合員に係るものを除く)の百分の五十」に改め、同条第四項中「又は前項に規定する労働組合は、第一項又は前項」を「労働組合又は国は、第一項、第三項又は前項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項各号列記以外の部分中「組織するもの」の下に「(以下「労働組合」という。))」を加え、同項第二号中「百分の四十二・五」を「百分の五十」に改め、同項の次に次の一項を加える。

4 国は、組合員に係る短期給付及び長期給付に要する費用の、それぞれ百分の二十及び百分の三十に相当する金額を負担し、その金額を毎月末日までに組合に払い込まなければならない。

第七章の次に次に一章を加える。
第七章の二
(公共企業体職員等共済組合審議会)

第七十一條の二 この法律に基づく組合に関する制度及びその行方給付その他の事業の運営に関する重要事項について、主務大臣の諮問に応じて調査審議するため、総理府の附屬機関として、公共企業体職員等共済組合審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、組合に関する施策及び組合の運営に関する事項について、主務大臣に建議することができる。

3 審議会は、委員十二人以内で組織する。
4 委員は、学識経験がある者、関係行政機関の職員、公共企業体の当該役員及び組合員

(組合員であつた者のうちから労働組合が推薦した者を含む。)のうちから内閣総理大臣が任命し、その任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることが出来る。

6 審議会に会長一人を置き、委員の互選によりこれを定める。

7 会長は、会務を総理する。会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。

8 委員は、非常勤とする。

9 前八項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

第七十三條第二項を削る。

第七十八條中「並びに第五十八條」を、「第五十八條並びに第五十九條第一項」に、「百分の四十」を「百分の六十」に、「百分の三十」を「百分の四十五」に、「こえ」を「超え」に、「百分の二」を「百分の三」に改める。

第八十二條の二第三項中「第四項」を「第五項」に改め、同條の次に次の一條を加える。

(退職した者についての短期給付の特例)

第八十二條の三 組合員期間(政令で定める期間を含む。以下この項において同じ。)二十年以上

以上の者が退職した場合又は組合員期間十年以上の者が五十五歳以上で退職した場合に於て、その者は、退職の日の翌日から十日以内に、その退職後もこの條の規定により短期給付を受けることを希望する旨をその組合に申し出ることができる。

2 前項の申出をした者は、その申出が受理されたときは、退職しなかつたものとみなし、引き続き同項の組合を組織する役員又は第十三條の規定による運営規則の定める者(次項において「役員等」という。)であるものとみなして、短期給付に關する規定(第四十四條から第四十七條までの規定を除く。)を適用する。この場合においては、第十四條各号

列記以外の部分中「翌日」とあるのは「翌日

(第八十二條の三第三項第二号又は第三号の規定により同項に規定する任意継続組合員でなくなつたときは、その日)と、同條第二号中「役員及び前条の規定による運営規則の定める者」とあるのは「第八十二條の三第三項に規定する任意継続組合員」と、第六十四條第二項中「(仮定俸給)」とあるのは「(仮定俸給)」で第八十二條の三第一項の退職の日の属する月の掛金の標準となつたもの」とする。

3 前項の規定により第一項の組合を組織する役員等であるものとみなされた者(以下「任意継続組合員」という。)が次の各号の一に該当するに至つたときは、任意継続組合員でなくなるものとする。

一 第一項の退職の日の翌日から起算して十年を経過したとき。

二 組合員(他の法律に基づく共済組合で短期給付に相当する給付を行うものの組合員を含む。)の資格を取得したとき。

三 健康保険法の規定による健康保険の被保険者又は船員保険の被保険者(船員保険法第二十條の規定による被保険者を除く。)の資格を取得したとき。

四 掛金を次項の期限後十日を経過しても払

い込まなかつたとき。

五 任意継続組合員でなくなることを希望する旨をその組合に申し出たとき。

4 任意継続組合員は、毎月末日までに、掛金を組合に払い込まなければならぬ。

5 船員である組合員に対する前四項の規定の適用については、政令で特例を定めることができる。

6 前五項に定めるもののほか、任意継続組合員に対するこの法律の適用について必要な事項は、政令で定める。

附則第六條第一項第一号及び第二号中「百分の四十」を「百分の六十」に改め、同條第五項中「一年」を「六月」に、「二分の一」を「百分

の八十」に改める。

附則第七條の二を削る。

附則第八條の見出し中「及び遺族一時金」を削り、同條第二項を削り、同條第三項を同條第二項とし、同條第四項を削り、同條第五項中「以下次項において同じ」を削り、同項を同條第三項とし、同條第六項を削り、同條第七項を同條第四項とする。

附則第十四條第一項中「百分の四十」を「百分の六十」に、「百分の二」を「百分の三」に改める。

附則第十四條の三の次に次の一條を加える。

(特例による年金の額の最低保障)

第十四條の四 附則第六條第一項若しくは第五項、附則第十四條又は附則第十四條の三の規定により算定した年金の額が、退職年金にあつては七十二万円、遺族年金にあつては六十三万四千五百円より少ないときは、それぞれ、その額を退職年金又は遺族年金の額とし、廃疾年金にあつては廃疾の程度に応じ第五十五條第二項各号に規定する最低保障額より少ないときは、それぞれ、その額を廃疾年金の額とする。

附則第十六條の次に次の二條を加える。

(年金者遺族一時金の受給資格に關する特例)

第十六條の二 附則第九條から第十一條までの規定による退職年金又はこれに基づく減額退職年金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、遺族年金を受けるべき遺族がないときは、第五十九條第一項の規定にかかわらず、その者の遺族に年金者遺族一時金を支給する。ただし、次條の規定により計算した金額がないときは、この限りでない。

2 附則第十三條第二項の規定により遺族年金を支給すべき場合において、遺族年金を受けべき遺族がないときは、第五十九條第一項の規定にかかわらず、その者の遺族に年金者遺族一時金を支給する。

(特例による年金者遺族一時金の額に關する

特例)

第十六條の三 前條の規定による年金者遺族一時金の額は、同條第一項又は第二項の規定に該当する場合において遺族年金を受けるべき遺族がいたとしたならば受けるべきこととなる遺族年金の額の七・五年分に相当する金額とする。ただし、同條第一項の規定に該当する場合においてすでに支給を受けた退職年金(旧法等(旧法及び旧法の施行前の政府職員の共済組合に關する法令で長期給付について定めていたものをいう。以下同じ。))の規定による退職年金に相当する年金(附則第二十條第一項の申出があつた場合に係る旧法の規定による退職年金を除く。)を含む。)、減額退職年金又は旧法等の規定による廃疾年金に相当する年金の額があるときは、当該遺族年金の額の七・五年分に相当する金額からその総額を控除した金額とする。

附則第十七條の二に後段として次のように加える。

この場合において、附則第十六條の三ただし書中「旧法等の規定による廃疾年金に相当する年金」とあるのは、「廃疾年金(旧法等の規定による廃疾年金に相当する年金を含む。)」と読み替へるものとする。

附則第十八條第五項中「遺族一時金」を「公共企業体職員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第 号)による改正前の遺族一時金に關する規定」に改める。

附則第二十四條第三項中「又はその遺族に支給すべき退職一時金又は遺族一時金」を「に支給すべき退職一時金」に、「又は遺族一時金に係る国家公務員共済組合法の規定による退職一時金に於ては、同法」を「に於ては、国家公務員共済組合法」に、「こえ」を「超え」に改め、同條第四項中「又はその遺族に支給すべき退職一時金又は遺族一時金」を「に支給すべき退職一時金」に改める。

附則第二十五條第三項中「又はその遺族に支

給すべき退職一時金、廃疾一時金又は遺族一時金を「に支給すべき退職一時金又は廃疾一時金」に改め、「又は遺族一時金に係る国家公務員共済組合法の規定による退職一時金」を削り、「こえる」を「超える」に改め、同条第四項中「又はその遺族に支給すべき退職一時金又は遺族一時金」を「に支給すべき退職一時金」に改める。

附則第三十一条の次に次の一条を加える。

（退職した者が労働組合の役員である場合の取扱）

第三十一条の二 昭和四十三年十二月十三日において職員であつた者のうち同日以後昭和四十八年十二月十三日まで引き続き専従職員であつた者が同日に退職した場合において、当該退職の日の翌日において労働組合の役員であるときは、その者は、当該退職の時に退職しなかつたものとみなし、労働組合の役員で

ある間当該退職の際組合員であつた組合を組織する職員であるものとみなして、この法律の規定を適用する。この場合においては、第四章及び第六章中「俸給」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定俸給」と、第六十六条中「公共企業体等労働関係法第七条に規定する専従職員である組合員（以下「専従職員」という。）」とあり、又は「専従職員」とあるのは「附則第三十一条の二第二項に規定する者」とする。

2 前項に定めるもののほか、同項に規定する者に対するこの法律の規定の適用については必要な事項及びその者が既に支給を受けた退職年金又は退職一時金に関する措置その他同項の規定の適用に関し必要な経過措置は、政令で定める。

別表第三を次のように改める。

別表第三

組合員期間		日数
二年未満	一年以上	三五〇日
三年未満	二年以上	七〇〇日
四年未満	三年以上	一〇五〇日
五年未満	四年以上	一四〇〇日
六年未満	五年以上	一七五〇日
七年未満	六年以上	二一〇〇日
八年未満	七年以上	二五〇〇日
九年未満	八年以上	二九〇〇日
十年以上	九年以上	三三〇〇日

十一年未満	三七〇日
十二年未満	四一〇日
十三年未満	四五〇日
十四年未満	四九〇日
十五年未満	五三〇日
十六年未満	五七〇日
十七年未満	六一五〇日
十八年未満	六六五〇日
十九年未満	七一五〇日
二十年以上	七七〇〇日

（通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部改正）

第二条 通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百八十二号）の一部を次のように改正する。

附則第三十九条第一項第二号中「八年内」を「昭和五十三年五月三十一日までの間」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和四十九年十月一日から施行する。ただし、第一条中公共企業体職員等共済組合法第十条第三項及び第八条第一項の改正規定並びに同法附則第三十一条の次に一条を加える改正規定並びに第二条及び附則第十一条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置の原則）

第二条 この附則に別段の定めがある場合を除き、第一条の規定による改正後の公共企業体職員等共済組合法（以下「新法」という。）の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

（年金の額の改正等に関する経過措置）

第三条 新法の規定中年金の額の改正に関する部分は、施行日前に給付事由が生じた退職年金、減額退職年金、通算退職年金、廃疾年金又は遺族年金についても、施行日の属する月分以後適用する。

（負担金に関する経過措置）

第四条 新法第六十六条第一項、第三項及び第四項の規定は、施行日の属する月分以後の負担金

について適用し、同月前の月分の負担金については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、新法の施行に伴う経過措置について必要な事項は、政令で定める。

(日雇労働者健康保険法の一部改正)

第六条 日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第七条中「被保険者であるとき」の下に、「公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第三十四号)第八十二条の三第三項に規定する任意継続組合員である同法の組合の組合員であるとき」を加える。

第十八条第一項中「(昭和三十一年法律第三百三十四号)」を削る。

(総理府設置法の一部改正)

第七条 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百一十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中社会保障制度審議会の項の次に次のように加える。

公共企業体職員等共済組合審議会

大蔵大臣、運輸大臣又は郵政大臣の諮問に依りて、公共企業体職員等共済組合に關する制度及びその行の給付その他の事業の運営に關する重要事項を調査審議すること。

(通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第八条 昭和三十六年十一月一日前から引き続き公共企業体職員等共済組合法に基づく共済組合(以下この条において「組合」という。)の組合員であつて、昭和四十四年十一月一日からこの法律の公布の日までの間に退職したもの(その退職の場合に公共企業体職員等共済組合法の規定による通算退職年金を受ける権利を有することとなつた女子以外の女子及び明治四十四年四月一日以前に生まれた者を除く。)については、第二条の

規定による改正後の通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律附則第三十九条第一項中「退職後」とあるのは、「公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第 号)の公布の日から」と読み替へて、同条の規定を適用する。

2 前項に規定する者が再びもとの組合の組合員となつて退職した場合において、公共企業体職員等共済組合法の規定による退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有することとなつたときは、同項の規定にかかわらず、その者は、第二条の規定による改正後の通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律附則第三十九条第一項に規定する申出をすることができない。

3 第一項の規定の適用により同項に規定する者に公共企業体職員等共済組合法第五十四条第五項の退職一時金を支給する場合において、その者に第一項の退職に係る組合員期間に基づく退職一時金として支給された金額があるときは、当該金額は、同項の規定の適用により支給すべき退職一時金の内私とみなす。

4 第一項の規定の適用により退職一時金の支給を受けた者が、当該退職一時金に係る組合員期間に基づく通算退職年金を受ける権利を有しているときは、当該権利は、この法律の公布の日の前日において消滅する。

理 由

最近における社会保障制度の状況にかんがみ、公共企業体の職員等の共済組合の制度の充実強化を図るため、公共企業体の職員等の共済組合による給付の内容を大幅に改善するとともに、その財政については賦課方式を採用し、かつ、新たに国もその費用の一部を負担することとし、併せて公共企業体の職員等の共済組合の制度が組合員の福祉の増進のために運営されるように規定を整備するほか、退職者についての短期給付の特例の創設、退職者が労働組合の役員である場合の取扱い、

退職一時金からの通算退職年金の原資の控除を受けないことを選択することができる期限の延長等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、約百八十億円の見込みである。

昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に關する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案に対する修正案

昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に關する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第二条のうち、第五十九条の改正規定の前に次のように加える。

第五十条第三項中「前項」を「前二項」に、「同項」を「これら」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定により算定した退職年金の額が次の各号に掲げる金額の合算額(その額が俸給年額の百分の七十に相当する金額を超えるときは、その金額)に満たないときは、その額を退職年金の年額とする。

一 二十四万円(組合員期間が二十年を超えるときは、二十四万円にその超える年数(当該年数が十年を超えるときは、十年)一年につき一万二千元を加えた金額)

二 組合員期間の年数一年につき俸給年額の百分の一に相当する金額
第五十条の二第二項後段を削り、同条に次の二項を加える。

3 前項の場合において、その改定額が、改定前の退職年金の年額(その額が、前条第三項の規定又は同項及び同条第四項の規定により算定した退職年金の年額であるときは、同条第二項の規定又は同項及び同条第四項の規定により算定するものとした場合の退職年金の年額)に、第十五条第二項の規定により合算した組合員期間の年数から改定前の退職年金の年額の算定の基礎となつた組合員期間の年数を控除した年数一年につき再退職に係る俸給年額の百分の一・五に相当する額を加算して得た額に満たないときは、その加算して得た額を改定後の退職年金の年額とする。

4 前二項の場合において、その改定額が、改定前の退職年金の年額(その額が、前条第二項の規定又は同項及び同条第四項の規定により算定した退職年金の年額であるときは、同条第三項の規定又は同項及び同条第四項の規定により算定するものとした場合の退職年金の年額)に、次の各号に掲げる金額の合算額を加えて得た額(その額が改定前の退職年金の算定の基礎となつた俸給年額の百分の七十に相当する金額(退職一時金の支給を受けるべき者にあつては、改定前の退職年金の年額の算定上前条第四項の規定により控除されることとなつた額を控除した額)を超えるときは、その金額)に満たないときは、その額を改定後の退職年金の年額とする。

一 第十五条第二項の規定により合算した組合員期間の年数(当該年数が三十年を超えるときは、三十年)から改定前の退職年金の年額の算定の基礎となつた組合員期間の年数を控除した年数一年につき、一万二千元

二 第十五条第二項の規定により合算した組合員期間の年数から改定前の退職年金の年額の算定の基礎となつた組合員期間の年数を控除した年数一年につき、再退職に係る俸給年額の百分の一に相当する金額

第五十三條第二項中「第五十條第二項の規定により算定した」を削る。

第五十三條の二第二項中「第二項前段」を「第二項」に改め、同条第二項中「第五十條の二第二項前段」を「第五十條の二第二項」に改め、「改定後の退職年金の年額」の下に「(その額が第五十條第三項の規定又は同項及び同条第四項の規定により算定した退職年金の年額であるときは、同条第二項の規定又は同項及び同条第四項の規定により算定するものとした場合の退職年金の年額)又は第五十條の二第三項の規定により受けるべきこととなる改定後の退職年金の年額」を、「差額」の下に「(その退職年金の年額が第五十條第三項の規定又は同項及び同条第四項の規定により算定した退職年金の年額であるときは、同条第二項の規定又は同項及び同条第四項の規定により算定するものとした場合の退職年金の年額を基礎として算定した減額退職年金の年額とその退職年金の年額との差額)」を加え、同条第三項を次のように改める。

3 前項の場合において、その改定額が、その者が前に減額退職年金を受けていなかったとしたならば第五十條の二第二項の規定により受けるべきこととなる改定後の退職年金の年額(その額が第五十條第二項の規定又は同項及び同条第四項の規定により算定した退職年金の年額であるときは、同条第三項の規定又は同項及び同条第四項の規定により算定するものとした場合の退職年金の年額)又は第五十條の二第四項の規定により受けるべきこととなる改定後の退職年金の年額から、前に受けていた減額退職年金の年額とその算定の基礎となつた退職年金の年額との差額(その退職年金の年額が第五十條第二項の規定又は同項及び同条第四項の規定により算定した退職年金の年額であるときは、同条第三項の規定又は同項及び同条第四項の規定により算定するものとした場合の退職年金の年額を基礎として算定した減額退職年金の年額とその退職

年金の年額との差額)を控除した額に満たないときは、その額を改定後の減額退職年金の年額とする。

4 第一項において準用する第五十條の二第二項の規定により減額退職年金の支給を停止されている者が五十五歳に達する前に退職した場合における改定後の減額退職年金の年額の算定について必要な事項は、政令で定める。第五十五條第一項中「以下」を「以下この条及び」に改め、同条第七項を次のように改める。8 前項の規定により廃疾年金の支給を停止されている者が退職した場合において、その退職の時に別表第四に掲げる程度の廃疾の状態にあるときは、その廃疾の程度に応じて、又は第十五條第二項の規定により合算した組合員期間を基礎として廃疾年金の年額を改定する。

第五十五條第六項を第七項とし、第三項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定により算定した廃疾年金の年額が、次の各号に掲げる場合に應じ、当該各号に掲げる金額の百分の七十五(別表第四に定める一級に該当する者にあつては百分の百二十五とし、同表に定める二級に該当する者にあつては、百分の百とする。)に相当する額に満たないときは、その額を廃疾年金の年額とする。ただし、その額が俸給年額に相当する金額を超えるときは、当該金額とする。

一 組合員期間の年数が十年以下である場合二十四万円に俸給年額の百分の二十に相当する額を加算して得た額(次号及び第三号において「廃疾年金基礎額」という。)

二 組合員期間の年数が十年を超え二十年以下である場合 廃疾年金基礎額に組合員期間十年を超える年数一年につき廃疾年金基礎額の百分の二・五に相当する額を加算して得た額

三 組合員期間の年数が二十年を超え三十年

以下である場合 組合員期間の年数が二十年であるものとして前号の規定により求めた額に、二十年を超える年数一年につき廃疾年金基礎額の百分の五に相当する額を加算して得た額

四 組合員期間の年数が三十年を超える場合 組合員期間の年数が三十年であるものとして前号の規定により求めた額に、三十年を超える年数(当該年数が十年を超えるときは、十年)一年につき俸給年額の百分の一に相当する額を加算して得た額

第五十五條に次の一項を加える。9 前項の規定により廃疾年金の年額を改定した場合において、その改定額が、政令で定めるところにより算定した額に満たないときは、当該算定した額を改定後の廃疾年金の年額とする。

第五十八條に次の一項を加える。3 前項第二号の規定により算定した遺族年金の年額が、一万二千円と俸給年額の百分の一に相当する額の合算額に組合員期間の年数(当該年数が十年未満のときは、十年)を乗じて得た額の二分の一に相当する金額(退職一時金の支給を受けるべき者が再びもとの組合の組合員となつたものが死亡した場合にあつては、その金額から当該退職一時金の基礎となつた組合員期間の年数一年につき俸給年額の百分の〇・四五に相当する額を控除した金額)に満たないときは、その金額を遺族年金の年額とする。

第二條のうち、第五十九條の改正規定中「前条第二項」の下に「又は第三項」を加え、「同項の」を「これらの」に改める。第二條のうち、第六十一條の二第三項ただし書の改正規定の次に次のように加える。

第七十七條第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定は、第五十條第三項、第五十條

の二第四項、第五十三條の二第三項、第五十五條第三項及び第五十八條第三項の規定の適用については、適用しない。

第二條中附則第六條の次に次の一條を加える。「附則第六條中第二項を削り、第三項中「第二項」を「第二項又は第三項」に改め、同項を第二項とし、第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、第六項中「前項」を「前項若しくは附則第六條の三第二項」に改め、同項を第五項とし、第七項中「第一項」を「第一項、附則第六條の三第一項、」に改め、同項を第六項とし、同条の次に次の二條を加える」に改め、附則第六條の二の改正規定の次に次の一條を加える。

第六條の三 附則第六條第一項又は附則第十四條第一項の規定により算定した金額が、次の各号に掲げる退職年金の区分に応じ当該各号の規定により算定した金額(組合員期間のうち控除期間並びに附則第五條第一項第四号及び第五号の期間(以下この条において「控除期間等の期間」という。)を有する者に対する退職年金にあつては、その金額から、その金額を組合員期間の年数で除して得た額の百分の四十五に相当する額に控除期間等の期間の年数を乗じて得た額を控除した額)に満たないときは、その額を退職年金の年額とする。

一 組合員期間が二十年以下である更新組合員に対する退職年金 組合員期間が二十年であるものとして第五十條第三項の規定により算定した金額の二十分の一に相当する額に組合員期間の年数を乗じて得た額

二 組合員期間が二十年を超える更新組合員に対する退職年金 第五十條第三項の規定により算定した金額が、第五十八條第三項の規定により算定した金額(組合員期間のうち控除期間等の期間を有する者に係る遺族年金にあつては、その金額から、その金額を組合員期間の年数で除

2 附則第六條第四項の規定により算定した金額が、第五十八條第三項の規定により算定した金額(組合員期間のうち控除期間等の期間を有する者に係る遺族年金にあつては、その金額から、その金額を組合員期間の年数で除

して得た額の百分の四十五に相当する額に控除期間等の期間の年数を乗じて得た額を控除した額に満たないときは、その額を遺族年金の年額とする。

3 第七十七條第二項並びに前条第二項、第三項、第五項及び第七項の規定は、前二項の規定の適用については、適用しない。

4 控除期間等の期間を有する更新組合員に対する第五十五條第三項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「相当する額」とあるのは「相当する額から政令で定める額を控除した額」と読み替えるものとする。

第二条のうち、附則第十一條第一項第七号の改正規定の次に次のように加える。

附則第十四條第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

附則第十四條の二第二項中「附則第六條第一項」の下に、「附則第六條の三第一項」を加え、同条第四項を削る。

附則第十四條の三中「及び附則第六條第五項」を、「附則第六條第四項及び附則第六條の三第二項」に改める。

第二条のうち、附則第十七條の二の改正規定中「第六條の二」を「第六條の三」に改める。

第二条のうち、附則第二十六條第一項の改正規定中「第六條の二」を「第六條の三」に改める。

附則第一條第一号中「第三項」を「第五項」に改め、同条第二号中「第二項」を「第四項」に改める。

附則第二條第三項を同条第五項とし、同条第二項を同条第四項とし、同条第一項中「第二条の規定による改正後の法（以下「新法」という。）」を「新法」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

第二条の規定による改正後の法（以下「新法」という。）第五十條第三項及び第四項、第五十條の二第二項から第四項まで、第五十三條第二項、第五十三條の二、第五十五條第三項、第八項及び第九項、第五十八條第三項、第七十七條第三

第一類第五号 大蔵委員會議録第二十七号 昭和四十九年四月二十四日

項、附則第六條の三（新法附則第十七條の二又は第二十六條第一項において準用する場合を含む。）、附則第十四條の二第二項並びに附則第十四條の三の規定は、昭和四十八年四月一日からこの法律の施行の日の前日までの間に給付事由が生じた給付についても、昭和四十九年十月分以後適用する。

2 昭和四十八年三月三十一日以前に給付事由が生じた給付については、政令で、前項の規定に準ずる措置を講ずるものとする。

電源開発促進税法

目次

- 第一章 総則（第一條―第四條）
- 第二章 課税標準及び税率（第五條・第六條）
- 第三章 申告及び納付（第七條・第八條）
- 第四章 雑則（第九條―第十二條）
- 第五章 罰則（第十三條―第十五條）

第一章 総則

（課税目的及び課税物件）
第一條 原子力発電施設、火力発電施設、水力発電施設等の設置を促進する等のための財政上の措置に要する費用に充てるため、一般電気事業者の販売電気には、この法律により、電源開発促進税を課する。

（定義）

第二條 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 一般電気事業者又は一般電気事業者 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二條第一項又は第二項（定義）に規定する一般電気事業者又は一般電気事業者をいう。
- 二 販売電気 次に掲げる電気をいう。
 - イ 一般電気事業者が他からの需要に応じ供給した電気（他の一般電気事業者に当該他の一般電気事業者が一般電気事業の用に供

するための電気として供給したもの及び電気事業法第二十五條第一項（振替供給）の許可に係る契約により供給したものを除く。）

ロ 一般電気事業者が自ら使用した電気（発電のために直接使用したものを除く。第七條第一項第二号において同じ。）

（納税義務者）
第三條 一般電気事業者は、その販売電気につき、電源開発促進税を納める義務がある。

（納税地）
第四條 電源開発促進税の納税地は、当該一般電気事業者の住所とする。

第二章 課税標準及び税率

（課税標準）

第五條 電源開発促進税の課税標準は、一般電気事業者の販売電気の電力量とする。

2 一般電気事業者の販売電気で電気事業法第十九條第一項（供給規程）に規定する供給規程においてその料金が定額をもつて定められているものについての前項の販売電気の電力量の計算に關し必要な事項は、政令で定める。

（税率）
第六條 電源開発促進税の税率は、販売電気千キロワット時につき、八十五円とする。

第三章 申告及び納付

（課税標準及び税額の申告）
第七條 一般電気事業者は、毎月、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、翌月末日までに、その納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

一 その月中において料金の支払を受ける権利が確定した販売電気の電力量

二 その月中において一般電気事業者が自ら使用した電気の電力量

三 前二号に掲げる電力量の合計電力量（次号において「課税標準数量」という。）

四 課税標準数量に対する電源開発促進税額（以下「納付すべき税額」という。）

五 その他参考となるべき事項
2 前項第二号に掲げる電力量は、当該電力量として政令で定めるところにより計量した電力量に相当する電力量とする。

（電源開発促進税の期限内申告による納付）
第八條 前条第一項の規定による申告書を提出した一般電気事業者は、当該申告書の提出期限内に、当該申告書に記載した納付すべき税額に相当する電源開発促進税を、国に納付しなければならない。

（一般電気事業の開廃等の届出）
第九條 一般電気事業を開始し、廃止し、若しくは休止しようとする者又は当該一般電気事業の許可を取り消された者は、政令で定めるところにより、その旨を納税地の所轄税務署長に届け出なければならない。

第四章 雑則

2 電気事業法第十一條第一項（承継）の規定により一般電気事業者についてその地位の承継があつた場合（一般電気事業の全部の譲渡によりその地位の承継があつた場合を除く。第十一條において同じ。）においては、当該地位を承継した者は、政令で定めるところにより、当該地位を承継した日から一月以内に、その旨を書面により、納税地の所轄税務署長に届け出なければならない。この場合において、当該期間内にその届出がされたときは、当該地位を承継した日において、前項の規定による届出があつたものとみなす。

（記帳義務）

第十條 一般電気事業者は、政令で定めるところにより、その販売電気の電力量、納付すべき税額その他これらに關する事項を帳簿に記載しなければならない。

（申告義務等の承継）

第十一條 電気事業法第十一條第一項（承継）の規定により一般電気事業者についてその地位の承継があつた場合においては、当該地位を承継した者は、当該一般電気事業者の次に掲げる義

務を承継する。

一 第七条第一項の規定による申告の義務

二 前条の規定による記帳の義務

(当該職員が質問検査権)

第十二条 国税庁の当該職員又は一般電気事業者の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、電源開発促進税に関する調査について必要があるときは、一般電気事業者に質問し、又はその帳簿書類その他の物件を検査することができる。

2 国税庁の当該職員又は一般電気事業者の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、電源開発促進税に関する調査について必要があるときは、一般電気事業者に対し電気を供給したと認められる者その他自己の事業に関し一般電気事業者と取引があると認められる者に質問し、又はその事業に関する帳簿書類その他の物件を検査することができる。

3 前二項の規定は、国税庁の当該職員及び納税地の所轄税務署又は所轄国税局の当該職員以外の当該職員その他の所屬する税務署又は国税局の所轄区域内に営業所、事務所その他の事業場又は電気事業法第二条第七項(定義)に規定する電気工作物を有する一般電気事業者に対する質問又は検査について準用する。

4 前三項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

5 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第一項又は第二項(これらの規定を第三項において準用する場合を含む。)の規定による質問又は検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第五章 罰則

第十三条 偽りその他不正の行為により電源開発促進税を免れ、又は免れようとした者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の犯罪に係る販売電気に対する電源開発促進税に相当する金額が百万円を超える場合には、情状により、同項の罰金は、百万円を超え当該電源開発促進税に相当する金額以下とすることができる。

第十四条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金又は科料に処する。

一 第七条第一項の規定による申告書の提出を怠つた者

二 第十条の規定による帳簿の記載を怠り、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した者

三 第十二条第一項又は第二項(これらの規定を同条第三項において準用する場合を含む。)の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前二条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日等)

1 この法律は、昭和四十九年十月一日から施行し、同年十一月一日以後に料金の支払を受ける権利が確定される販売電気及び同日以後に第七条第二項の計量がされる同条第一項第二号に規定する電気に対する電源開発促進税について適用する。

(国税通則法の「一部改正」)

2 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中「第十三号」を「第十四号」に改め、第十五号を第十六号とし、第八号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 電源開発促進税 販売電気料金の支払を受ける権利の確定の時

第二十一条第二項、第三十条第二項、第三十条第二項及び第四十三条第二項中「又は贈与税」を「贈与税又は電源開発促進税」に改める。

第四十六条第一項第一号イ中「航空機燃料税」の下に「電源開発促進税」を加える。

第八十五条第一項及び第八十六条第一項中「又は贈与税」を「贈与税又は電源開発促進税」に改める。

理由

今次の税制改正の一環として、原子力発電施設、火力発電施設、水力発電施設等の設置を促進する等のための財政上の措置に要する費用に充てるため、新たに一般電気事業者の販売電気に対し電源開発促進税を課税することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

電源開発促進税特別会計法案

電源開発促進税特別会計法

(設置)

第一条 電源開発促進税の収入を財源として行う電源開発促進税に関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

2 前項の「電源開発促進税」とは、発電用施設周辺地域整備法(昭和四十九年法律第...号)第七条の規定に基づく交付金の交付及び同法第二条に規定する発電用施設の周辺の地域における安全対策のための財政上の措置その他の発電用施設の設置の円滑化に資するための財政上の措置で政令で定めるものをいう。

(管理)

第二条 この会計は、内閣総理大臣、大蔵大臣及び通商産業大臣(以下「所管大臣」という。)が、法令で定めるところに従い、管理する。

2 会計の管理に関する事務は、政令で定めると

ころにより、会計全体の計算整理に関するものについては通商産業大臣が、その他のものについては、所管事務の区分に応じ、所管大臣の全部又は一部が行うものとする。

(歳入及び歳出)

第三条 この会計においては、電源開発促進税の収入、第十一條第三項ただし書の規定による一時借入金金の借換えによる収入金及び附属雑収入をもつてその歳入とし、第一条第二項の交付金及び同項の財政上の措置に要する費用、第十一条第一項の規定による一時借入金金の利子、同条第三項ただし書の規定により借り換えた一時借入金金の償還金及び利子、事務取扱費並びに附属諸費をもつてその歳出とする。

(歳入歳出予算計算書の作成及び送付)

第四条 所管大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予算計算書を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。

(歳入歳出予算の区分)

第五条 この会計の歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に、歳出にあつては、その目的に従つて項に区分する。

(予算の作成及び提出)

第六条 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の予算には、第四条に規定する歳入歳出予算書を添付しなければならない。

(剰余金の繰入れ)

第七条 この会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じたときは、これを翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

(歳入歳出決定計算書の作成及び送付)

第八条 所管大臣は、毎会計年度、歳入歳出予算計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。

(歳入歳出決算の作成及び提出)

第九条 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳

出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の歳入歳出決算には、前条に規定する歳入歳出決算計算書を添付しなければならない。
(余裕金の預託)

第十條 この会計において、支払上現金に余裕があるときは、これを資金運用部に預託することができる。

(一時借入金等)

第十一條 この会計において、支払上現金に不足があるときは、この会計の負担において、一時借入金をし、又は国庫余裕金を繰り替えて使用することができる。

2 前項の規定による一時借入金及び繰替金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならない。

3 第一項の規定による一時借入金及び繰替金は、当該年度の歳入をもつて償還しなければならない。ただし、歳入不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額を限り、一時借入金の借換えをすることができる。

4 前項ただし書の規定により借り換えた一時借入金は、その借換えをしたときから一年内に償還しなければならない。

(一時借入金の借入れ及び償還の事務)

第十二條 前条の規定による一時借入金の借入れ及び償還に関する事務は、大蔵大臣が行う。

(国債整理基金特別会計への繰入れ)

第十三條 第十一條第一項の規定による一時借入金の利子並びに同条第三項ただし書の規定により借り換えた一時借入金の償還金及び利子の支出に必要な金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

(支出残額の繰越し)

第十四條 この会計において、毎会計年度の歳出予算における支出残額は、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 所管大臣は、前項の規定による繰越しをした

ときは、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

3 第一項の規定による繰越しをしたときは、当該経費については、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第三十一條第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。この場合においては、同条第三項の規定による通知は、必要としない。

(実施規定)

第十五條 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、昭和四十九年十月一日から施行する。

2 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律(昭和二十五年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。
第一條中「外国為替資金特別会計」を「電源開発促進対策特別会計、外国為替資金特別会計」に改める。

3 国税収納金整理資金に関する法律(昭和二十九年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。
第六條第二項中「一般会計又は」の下に「電源開発促進対策特別会計」を加える。

4 科学技術庁設置法(昭和三十一年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。
第九條第十三号の次に次の一号を加える。
十三の二 電源開発促進対策特別会計の經理を行うこと。

5 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。
第三十六條の六第五号中「及び石炭及び石油対策特別会計」を「、石炭及び石油対策特別会計及び電源開発促進対策特別会計」に改める。

発電用施設周辺地域整備法に基づく交付金の交付及び発電用施設の周辺の地域における安全対策のための財政上の措置その他の発電用施設の設置の円滑化に資するための財政上の措置に関する政府の經理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して經理することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理由

昭和四十九年五月八日印刷

昭和四十九年五月九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W